

昭和二十九年三月二十八日(日曜日)午前十時二十九分開会

三月二十七日委員西川基五郎君辭任につき、その補欠として中川幸平君を議長において指名した。

委員長 大矢半次郎君
理事

藤野	小林	菊川
繁雄君	政夫君	孝夫君

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
白井 勇君

中川 幸平君
安井 謙君
山本 米治君

三木與吉郎君
成瀬 幡治君
東 隆君

平林 太一君
宇都宮德馬君

植木庚子郎君
石田正君

石田 正君
今泉 兼寛君

えてみますと、例えば贈与品で専ら個人的使用に供するため送られるようなものとか、或いは比較的少額の商品見本等につきまして、航空機で送られたものについて、航空機によるところの運賃及び保険料を基として課税いたしますことは酷な場合がございまして、現在でも、実は取扱いといたしましては、多少法律的には疑義があるものであります。こういったものについては、航空機によらない他の運賃及び保険料によつて課税しておるわけであります。今回、法律で明らかにいたしました、政令におきましては、只今申上げましたように、例えば贈与品で専ら個人的使用に供されるものとか、或いは又比較的少額の商品見本等を政令で規定するつもりであります。

それからなお「航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」といいたしましたのは、例えばサンフランシスコから羽田まで航空機で送つたといえますれば、その場合に、航空機に代るところの通常の運賃及び保険料となるわけですが、海上の運賃及び保険料になるわけでありますが、仮にニューヨークから羽田へ航空機によつて貨物を輸送したという場合には、太平洋岸までではこれは陸路による運賃及び保険料、それから太平洋岸から日本に着くまでの間はこれは海上の運賃及び保険料によると、こういう意味で、「航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」と、こういうふうに書いてあるわけであります。

○菊川孝夫君 最近、羽田の飛行場で例の時計類の密輸入を大分発見したと云うことが載つておりましたが、今後あつた、価格が高くて割合にかさばらない、それから重量もとらないと云うようなものは、相当航空機で、例えば宝石類であるとか、高級の香料であるとか、それから医薬品、特にこの間ビキニの被爆者に対してアメリカから薬を送つて来た、あれはまあ寄贈品だから問題にはならないと思います、ああいう急を要する新薬というやうなものを輸送されるというような場合があると思うのですが、そういうのを特定に考えられておるのかしらんと云つたのですが、そうではないのですか。

○政府委員(北島武雄君)　そういう意味ではございません。但し、この間、参りましたような医薬品で救恤の用に供するもの、こういうものは原則として定率法の他の免税規定によつて免税されますので、問題はないのであります。すが、そういうたものが仮に少量、商品見本で送られて来たと、こういった場合においては、それが直ちに市販に供されるものではございませんので、そういう場合に陸路及びブラス海路の運賃保険料によると、こういう意味であります。

○菊川孝夫君　もう一点お尋ねしておきたいのは、学術研究用というものはこれに入るのかどうか。

○政府委員（北島武雄君） 単に学術研究用というだけでは、この政令に規定する必要はないかと思われまふ。学術研究用のもので特に免税いたしておるものがございます。そういうものはそれによつて別途免税されますので、こ

の第四条の問題には一応なつて来ないわけでございます。學術研究用で免税にはならんといたしますれば、第四条の問題になりますが、その場合において直ちにこれを政令で規定をいたしまして「航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」によるかどうかについては、政令を制定するまでに十分研究いたしたいと思ひます。

○菊川孝夫君　その次に、第四条の第六項、この第四条は全部課税価格の決定方法をきめられてあるのですが、そのうちの第六項ですが、この第六項の中で、本邦の通貨の換算の場合に、特に共產圏内の通貨の場合には外国為替相場によるというのですが、大蔵大臣の定めておる外国為替相場というのは、これは一々共產圏内のやつも定めてあるのですか、どうですか。例えば中国であるとか、ソヴェエト、その他東欧各国から来るものが全然ないというわけではないのでしょうか。そういうものについては、大蔵大臣により定めておる外国為替相場によると書いてありますがね。そういうものはどういうふうに扱っておられるか、これを扱われようとしておられるのか、伺いた

○政府委員(北島武雄君) 只今お話の
ありましたような貨幣につきましては、
現在大蔵大臣の裁定為替相場はご
ざいませんし、そういう通貨によると
ころの取引は日本においては行われて
おらないわけでございまして、ドル又
はポンドによつて行われておるのは御
承知の通りです。ドル又はポンドにつ
いての換算のレートは、現在實際上三
百六十円或いは千何円というのでやつ
ておりますのを、これを法律に根拠を

す。明らかなにしかということだけであります。

○菊川 孝夫 君 そうすると、中国との貿易につきましても、一旦ドルで換算すると、又こつちでドルで換算すると、こういうふうな取引を全部やらせるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 現在中共との間にも多少の貿易は行われておりますが、ポンドによつて取引されておりますので、そのポンドの換算はそのまま千何円でいたしておるわけであります。

○菊川 孝夫君 次に第五条の便益関税についてお尋ねしたいのですが、これは「政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益関税の限度をこえない範囲で、関税についての便益を与えることができる。」ということになつておりますが、この便益関税の国及び貨物を指定するといふう、その特に国といふのはどういふのを指定されるのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは現在
予想してはおらないのでありますけれども、
従来この規定を実際に使いまし
て、勅令によりまして実行した例が五
件ございまして、ちよつと沿革を申し
ますと、明治三十九年に「關東州の生

産に係る物品の輸入税率に関する件」と
 というのを制定いたしました。それから同
 じ明治三十九年に「支那國の生産
 に係る鉄鉄等の輸入税は協定税率によ
 るの件」、それから大正十三年に「トル
 コの生産に係る物品の輸入税率に関す
 る件」、それから昭和十一年に「シリ
 ヤ及びレバノンの生産に係る物品の輸
 入税に関する件」、昭和十五年に「ア
 メリカ合衆國の生産に係る物品の輸入
 税に関する件」、こういう例はあつた

のでありますが、目下のところ今後使
用すべき国については、そのとき
の状況に依じてこの発動をするや否や
決定するのであります、今のところ
予想したものはないのであります。そ
の場合におきまして、例えば或る国
の特定の地域をつかまえて挙げるこ
とができるわけでありませう。

合に、今の関東州对當時の日本國との關係、それから今の沖繩との關係は、これは適用になるのではないですか。

政府委員(北島武雄君) 中題との関

係につきましては、現行法におきましても、一應政令によりまして、本邦の地域の中で外国とみなす地域の中に油繩を入れております。但し油繩からの土産品に對しましては、附則におきまして当分の間免稅するということを相定めておりますので、この便宜關稅の規定によつておるのではないわけであります。

（森川嘉夫著）その沖繩土産品の食料
ということは、これは国民感情から言
つて、誰も反対する者はないと思ふの
ですけれども、ところが向うはアメリ
カの軍政下にあるというところで、税
金はアメリカの軍政下の政府に納め
ることになるのですが、それはこちら
で、免税することと相対的に、向うに
出す場合にどういう待遇を受けてお
りますか。

○政府委員(北島武雄君) 沖繩におきましては、現在関税というものがないのでありまして、消費税の恰好で、特定のものについては実輸入税に相当するものを徴収いたしております。例えば酒類、砂糖類、たばこ類等、若干の品目につきまして消費税をかけて

おられます。まあ関税でないという恰好になつておられます。その場合におきましては、日本の内地から沖繩へ参るものについても課税されることになつております。

○菊川孝夫君　そうすると、その他の品物につきましては、丁度昔の沖繩行くような工合に、向うに輸入はできることになつておるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 沖繩におきましては、物品税が日本の内地における品物税と比較的近寄つたものがあるものであります。その場合之を

ら出ますものにつきましては輸出免状で参つておりますが、向うへ入りますときに、保税地域から来ておるものということになりまして、物品税がかはられておるものと私は承知いたしましたります。

○菊川孝夫君　この沖縄、それからその他の西南諸島との間に、別の関税関係の協定というものを結ぶ交渉をしておられるのか。それともそれはできておらないのですか。

○政府委員(北島武雄君) これはまさに私個人の考え方で申訳ないのであります。すが、実は沖繩あたりには本当は日本の関税定率法と同じものを作つて頂いて、そうして同じ関税領域として、いゝわば他の国におきます関税同盟みたいな關係に持ち込んだほうが相互に便宜ではなからうかと、こう考えておられます。沖繩の政府の首腦者にもその旨申し伝えたことはあるのであります。が、まだそういう状態には至つておられません。

それからガットの関係につきまして、は、沖繩との特別な関係については、昨年の仮加入の際に、一応現状にはあ

更を加えないでそのまま認めるという
ような建前になつております。

○菊川孝夫君 これは沖繩について
は、国民感情もありまして、特別に關
税については、向うから入つて来るの
を關税をかける、その代りこっちか
ら行くの關税を取らないというよう
な話合いと言いますか、交渉を、アメ
リカ大使館を通じてやらなければなら
んと思いますが、そういう努力をされ
たことがありますか。それともそれは
できないのですか。そういうふうな努
力をされるべきではないかと思つた
のですが、これには誰も反対しないだ
ろう。又、向うでもそれだけ受入れる
用意はあるのではないか。だから、ア
メリカ大使館にその交渉くらいはすべ
きではないか。当分の間でも、はつき
りというふうになるかということが
きまつてしまふまでは、暫定処置とし
て、そのくらのな処置は、これはこれ
とは直接關係はありませんけれども、
これらの便益關係やいろ／＼見まして
もそういうものはないと思つたので、一
つ希望として述べたおきたいと思いま
す。

次に第六條の復關税と、それから第
七條をお尋ねして、終りたいと思つた
のですが、「本邦の生産物について關税
に關する最惠國待遇の便益を与えない
國の生産物で輸入されるものには、政
令で定めるところにより、えらい高い
關税をかけることになつております
が、これは現にそういうものが實際問
題としてあるかどうか。それからこ
の規定はどこでもこういうことをやつ
ておるかどうか。これを一つお尋ね
しておきたいと思つた。現実にある
ようだったら、どんなものを……」

○府政委員(北島武雄君) 現在この
おめる復關税を日本では実施いたして
おりません。

○菊川孝夫君 過去にあるのですか。
○政府委員(北島武雄君) 從來ござい
ません。そこで昨年英はガットの仮加
入の際に、各國との一つの交渉材料と
言いますか、バーゲインニング・パワー
と言いますか、その一つとして復關
税を日本でもやつたほうがよいのでは
なからうか。即ち、日本に對して最惠
國待遇を与えておる國と与えていない
國と……現在日本においては単一の關
税率において課税しておるわけであり
ますから、何らその間に差別はしてお
らないわけでありまして、従つて、日本
に對して最惠國待遇を与えていない國
に對して、それに報いた結果になつて
おらないわけでありまして、復關税
を作つたらどうかという話があつたわ
けでございます。その際いろ／＼國內
的に検討いたしましたことがあつたわ
けであります。若し実行するとすれ
ば、これは現在ある報復關税、現行法
では第四條の規定であります。この
第四條の規定でどうも説明がつかない
ことに、國內的な法律解釋としては
一致したものであります。ただこれら
については多少の解釋上の疑問もなき
にしもあらずであります。仮に將來
復關税を実行する場合におきまして、
現在の報復關税の規定でやるといふこ
とについては、對外的に誤解を起す虞
れもある。そこで、今回、關税法の全
面改正に絡みまして、定率法の原則に
ついても全面的に再検討を加える際
に、この解釋をはつきりさせを意味に
おきまして別条文としたというものが、
第六條新設の動機でございます。

そこで、現在までにこういう制度を
日本では実行したことはないものであ
りますが、各國ではどうかという点で
ありますが、ほかの國では復關税をやつ
ておるかどうかという次の第二番の御
質問に對しましては、世界の各國にお
きましては復關税制度を採用しておる
國は相當ございまして。例えば、現在復
關税制度を採用しておる國といつたし
まは、フランス、ドイツ、ベルギー、
ス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、
シリア、レバノン、南亞連邦、南ロ
シア、カナダ、キューバ、ハイチ、
コロンビア、ブラジル、濠洲などの諸
國があります。

○菊川孝夫君 そうすると、六條と七
條は、これは最惠國の場合には適用す
るために法律として制定はしておき、併
しめつたにこれは適用されるものじや
ないというふうな、今の北島さんの御
説明では受取れるのですが、併し世界
各國で、ドイツもレバノンも、いろ
いろ各國が採用しているというものは御
覽の通りです。それはどういふもの
について、具体的にどんな場合にこれ
を採用するのですか、よその國が採用
しているというものは……。ところがこ
れは、然らば採用したこともない、今
までやつたこともない、これは一つの
交渉を有利に展開する、俺のほうにも
こういう規定があるじやないかという
ように見せかけておくのだ……。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと私
が先ほど申し上げたことで、言葉が足り
なかつたかも知れませんが、単に見せ
かけだけの規定というつもりではない
のであります。いろ／＼國際情勢の
關係からいたしまして、日本に對して
最惠國待遇を与えてくれない國に對し

ては、同じようにやはり高いほうの關
税をかけることにしたほうがいいので
はないか、こういう空氣も相當あるの
でありまして、その場合においては、
この条文が發動される可能性は相當あ
るわけでありまして。但し只今のところ
この法律が出たからすぐにやるか、こ
ういふことになりまして、私どものほ
うではまだそこまでの時期に行つてい
ないのではなからうか、こう考えたの
であります。

それから世界各國で復關税を実行し
ております國の形態におきましては、
いろ／＼あるのであります。或る國
においては報復關税の条文に多少ニュ
アンスを与へまして、条文に多少變化
を与へまして、報復關税と同じよう
な、同じ条文の下において復關税をや
つておる國もありません。併し大抵の國
は復關税は報復關税とは別に切離して
やつております。その多くの恰好とい
たしましては、各品目ごとに最高稅
率、高いほうの稅率と、最低稅率、低
いほうの稅率とをきめまして、低いほう
の稅率は最惠國待遇を与える國に對
して適用する、高いほうの稅率は最惠
國待遇を与えてくれない國に對して適
用するといふふうな恰好になつておる
のが通例であります。但し國によりま
しては、例えばフランスあたりでは、
高いほうの稅率、即ち最惠國待遇を与
えてくれない國の生産物に對する稅率
は、低いほうの稅率、即ち最惠國待遇
を与えてくれる國に對して適用する稅
率の三倍といふように、一定の倍率で
やつておる國がございまして。

○菊川孝夫君 それで大体わかりまし
たが、この規定があるといふことは、
それは場合によりましては、普通の關

税をとつて、その上にまだ一〇〇%ま
ではとれるといふことになつてゐるわ
けです。而もその課税の率をきめるの
は政令で簡単に、簡単にと言つては語
弊があるかも知れないけれども、一〇
〇%とする場合もある。九〇%の場合も
あるし、三〇%の場合もある。この復
關税のとり方は、これを政令できめる
といふことになつて、現実にまだそん
なことをやつたこともなければ、余り
これをやろうという意圖もないにもか
かわらず、今度新たにこの復關税とい
ふような、これは報復關税とよく似た
ようなことだと思つたのですが、ちよつ
とニュアンスが違ふと思つたのです。そ
れを設けるといふことは、將來これを
適用して對抗しなければならぬといふ
想定があるかどうかといふこと、だか
らそういう場合にはひよつとしたら適
用しなければならぬといふ考えがあつ
て、これを設けられるものかどうかと
いふことを伺つておきたいのです。

○政府委員(北島武雄君) それは個人
的考案と、一般的な考案と混同して申
上げたから悪いのかも知れませんが、
私の感じを先ほど申し上げたのです。感
じといたしましては、今直ちにこれを
適用するようになつてはならないであ
らうと、こゝろ申し上げたのであります
が、なお外務省筋その他におきまして
は、一刻も早くやつたほうがいいとい
ふ空氣も実はあるのであります。

○成瀬權治君 今度の關税の總收入が
八億六千四百万円ばかり少なくなつて
おるわけですか。それはどういふわけ
なんです。税率が引下げられるわけじや
なくて、何か奢侈品のものとかが高級
品のものを抑えて行かう、一つはド

第六部 大蔵委員会會議録第二十七号 昭和二十九年三月二十八日【參議院】

ルの割当とかそういうような問題に關連しての収入減ですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税収入といたしましては、この一年ぐんぐん増加したものであります。御承知の通り、不要不急品が相当入る、それで不要不急品というのは、元来税率が高いものでありますので、相当の収入になつておつたのであります。来年度におきましては相当外貨の点から見ましても、そういう面は相当制限されるという見込の下に、関税収入は若干ではあります。予算的には減る、こう考えたのであります。

○成瀬權治君 MSAに入つて来る小麦は、普通の輸入の小麦のものと同じような扱いをされるわけですが、関税においては……。

○政府委員(北島武雄君) 同じような扱いというのは、どういう意味ですか。

○成瀬權治君 無税ですね……。

○政府委員(北島武雄君) MSAの協定によりまして我が国に入る物資につきましては、日米相互防衛援助協定におきまして、一定の条件の下において免税することになっております。只今お話がございましたように、小麦につきましては、現在定率法におきまして、すでに小麦を指定いたしました免稅になつております。その法律では……定率法の第十二条、これは現行法では第六條になつておりますが、これに基きまして小麦は政令で現在指定いたされております。免稅になつておるわけでありま。

○成瀬權治君 当然二十九年の三月三十一日までになつておるわけですか。

これは十二條に基いて、今度又これを一年とかいうふうに政令で定められるわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 主要食糧の減税又は免稅でございますが、これについては政令で六月ごとに切つておられます。この期限が今年の三月末日で切れますので、この定率法の法律案が通りますれば、差当り六月間、その政令の期限を延長するつもりで、只今審議中でございます。

○菊川孝夫君 最後に聞いておきたいのは、私はいつも申し上げるのだが、関税率審議会についてでございますが、この前も大蔵省がきめられる審議会について、いつも大臣が指名してしまつて、大臣のお好みだけを寄せるというので、何でも大蔵省にはいろいろの審議会を設けて、金融、財政だ、何だと言つて作るのだが、それは大臣の任命にしてしまつて、大蔵省の關係のお氣に入りの連中ばかり寄せる。財政、産業、貿易に關して学識経験あると言つても、誰でもそういう理窟は付けようと思ふ、大蔵省の人は付くだろうと思ふのですが、あの人は財政の経験者だ、学識経験者だと言つて来れば、ずいぶん素人だとは誰も言わないと思ふのですが、やまやましますと、大蔵省の息がかりの人はかりを入れておく。これは酒の審議会、何の審議会といふあるのですが、ここで大體、関税の事を、別表改正の原案といふので、そこそこ大體意見をまとめ合つて、個々の審議会でどういふふうになりましますと、法律にどういふ審議会と

いうものはあるのだから、こういうふうに出るにきめましますと、こういうふうに出て

来る危険性はあると思うのだが、この前にも当委員会がカーボン・ブラックの、あなたもお聞きになつておりましたように、あれだけ税率についても、同じ業者であり、而も財界人でありながら、鋭く意見が対立するわけですが、たつたその税率を一〇%にするか、二〇%にするかという問題についても、それだけ深刻に對立するのです。そういう実態が、日本の今の産業の後進性を、私は遺憾なく現わしているのじやないかというふうに、この間の参考人の意見を聞きまして受取つたのです。が、そういう際に、この関税率の審議会というものに、政府はどうか、大蔵省のお好み人事をやるような嫌いがあつた。大體今の委員任命については少……、ちよつとした委員の任命の場合には両院の同意を求めるといふ規定が大抵あるのですが、いろいろの委員について、皆、両院の同意、議決を求めるといふ行為が今とられてい

るのが常識になつて、これは戦後新らしい行き方だと思ふのですが、大蔵省の出して来るこれらの審議会委員やその他のについては、とんと両院の同意という事項はない。まあこの間も証券取引の場合にはそういう委員会も兼ねないで、これは酒の問題でも大蔵大臣の任命、大蔵省は盛んにこの審議会の推薦を求めている。而もその委員任命のうとされておる。而もその委員任命の際には、どうも大蔵省の先聲であるとか、或いはその他大蔵省の息がかりの人を寄せて、この審議会を推薦する嫌いがなきにしもあらず。なぜそういうことを申上げるかという、今の委員会の委員任命の際には、常に国会の同意

を求めるという方針になつてゐる。これはいいか悪いかは別にしまして、そういう方針をとつてゐるのに、大蔵省のほうはどうも大臣任命というわけが片付けられようとする嫌があるのですね。これには何か特別な、大蔵省伝統の考えがあるのですか。それを一つ承つておきたいと思ひます。今日は関係大臣はじめ大分お集りですから、一つ率直に申上げておきたい。

○政府委員(北島武雄君) 委員会の委員につきましては、国会の承認を要するといふふうな委員会は、私、実はよく知らないのですが、大體におきまして、それは行政的な委員会の委員ではないか。単なる諮問機關の委員については、私は国会の承認を要しなればならないといふことは、なかつたのではないかと私は思ふのであります。この関税率審議会は昔からある制度であります。名前は違つておりますが、昔は関税調査委員会とか申しまして、最近では関税率審議会と言つてゐるわけですが、昔から大蔵大臣の諮問機關といつたしまして、関税率の改正その他重要な事項について、大蔵大臣の諮問に應じて意見を答申する機關であります。戦後にできました各種の行政委員会的なものとは趣きが違つておる。そこで国会に承認を求めるといふことにはなつておらないわけでありまして、更に関税率審議会につきまして、大蔵省が独自の勝手盛りの任命をやつてゐるのじやなからうか、こういう御質問であります。現在関税率審議会の委員といたしましては、役人に關係各省の次官級、それから主要な商工會議所の会頭、それから或いは日本貿易会とか、農業関

係の中央の会の首腦者のかた、それから學者のかた等でありまして、大蔵省関係の出身者は一、二おられますけれども、全体の四十人のうち一、二の人員であります。特に大蔵省が勝手盛りでいたしてゐるというふうには、私ども考へておらないのであります。なお御質問の御趣旨もございまして、今後につきましては、いやしくもそういうような御疑問を起されることのないように、十分注意いたしたいと思ひます。

○菊川孝夫君 まあ私も一、二こういう委員会の委員に任命されて行つたこともあつたし、又、現にやつてゐるのですが、学識経験だ何だと言つて、表面がそういうことになつてゐるんだが、何々会社社長、どこかの商工會議所の会頭とか言つたつて、今まで殆んど委員会へよつぽどのときでなければ来ない。たま／＼来ても意見を殆んど吐かない。細かいことまで調べない。ただ説明を聞いて、よからうというだけできめて行くわけなんです。そこできまつたやつを、審議会できまつたというわけが出て来るのですから、例えばカーボン・ブラックのことでも、この間、具體的に一〇%にするか二〇%にするかという問題についても、まあその辺にしておいたらよからうと決めてゐるのです。審議会の決定はこうでございしたとやられて……。法律的にこういう事項を設ける必要はどこにあるか。何も大蔵大臣が自分で任命して、一々やつてもらつて……、これは必要に應じてやればいいので、わざわざ一條文を設けて、審議会といふ事項を設けなければならぬ理由を伺ひたいのです。逆に言えば、別に大したことでは

ない。

○成瀬權治君 当然二十九年の三月三十一日までになつておるわけですか。

これは十二條に基いて、今度又これを一年とかいうふうに政令で定められるわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 主要食糧の減税又は免稅でございますが、これについては政令で六月ごとに切つておられます。この期限が今年の三月末日で切れますので、この定率法の法律案が通りますれば、差当り六月間、その政令の期限を延長するつもりで、只今審議中でございます。

○菊川孝夫君 最後に聞いておきたいのは、私はいつも申し上げるのだが、関税率審議会についてでございますが、この前も大蔵省がきめられる審議会について、いつも大臣が指名してしまつて、大臣のお好みだけを寄せるというので、何でも大蔵省にはいろいろの審議会を設けて、金融、財政だ、何だと言つて作るのだが、それは大臣の任命にしてしまつて、大蔵省の關係のお氣に入りの連中ばかり寄せる。財政、産業、貿易に關して学識経験あると言つても、誰でもそういう理窟は付けようと思ふ、大蔵省の人は付くだろうと思ふのですが、あの人は財政の経験者だ、学識経験者だと言つて来れば、ずいぶん素人だとは誰も言わないと思ふのですが、やまやましますと、大蔵省の息がかりの人はかりを入れておく。これは酒の審議会、何の審議会といふあるのですが、ここで大體、関税の事を、別表改正の原案といふので、そこそこ大體意見をまとめ合つて、個々の審議会でどういふふうになりましますと、法律にどういふ審議会と

ないという北島氏の諸問機関というのは、必要に応じて寄せればよいじゃないか。常置的に置いておかなければならぬ理由はわからないのです。

○政府委員(北島武雄君) 昔はたしか関税調査会とか、単に勅令か何かで規定されておったようなんです。ところが戦後、昭和二十六年に關稅定率法の輸入税率を全面改正する際に、本則につきましても相当改正を行なったのですが、その際におきまして關稅率審議會の条項については、やはり法律に規定すべきであるということになりました。法律ではつまりその権限を規定いたしたわけです。

○菊川武夫君 むしろ私をして言わしむるならば、本當にこれを活用して行こうとするならば、各省の次官だとか何だと言つても、これは又忙しい連中ばかりで、とてもめつたに出て来やせん。余は自分のところの省の主張しなければならぬような問題、例えばカーボン・ブラツクの意見を通そうとするときは通産省は出て来るけれども、それよりもむしろ各省の若干の事務官連中をして、常に勤務の暇を見て、研究して問題を投げかけてやらせるといふふうにせんと、藤山愛一郎氏、杉道助氏、そんなものを揃えて關稅率審議會だ、こういうことになるのは火を見るよりほつきりしていると思うのです。がね、そんなことではわざ／＼条文に規定しても権限はない。二年任期になつておるが、ただ懸念される危険性があるのです。今、新聞紙等の率については、新聞協会と、これに對立して又、反對的に製紙業者との間に對立している。これも同じケースだと思つておるが、又、揮發油税につきまして

は、これは大きなバックがあると思うのですが、揮發油税はなるべく下げさせようという……、それから砂糖消費税のようなものは、少し上げて大衆課税になる、皆の頭にかかるけれども、揮發油税という、特定業者ということにどうしてもなる。そういう連中では、コネクションが業者より強いことはわかつておるのです。御承知の通り砂糖消費税、そういうことについては、代表をこの中へお運びにならなければならぬ、例えば主婦連合会の会長だとかいうような、そういう恰好の人は恐らく任命されない。商工會議所の会頭、前大蔵大臣が出て来てやるから、どうしてもそこできめたものが、そんなものが国会に出たときに、事実によつてあなたのはは審議すればいいというが、一旦個々の諸問に應じて出されたという關稅率は、一つの既成事実になるんだし、どうしてもあなたのははは法文化してしまふ。予算のほうもそういうふうに進んで来ているし、こういう会期が迫つて、この率でどうだ、これはいろいろ諸問機関で議論したがついて、どうも一つの実績ができてしまふと思つておる。そういう意味から、これをもう一つと広く民主化する必要はないけれども、必要に

應じて……、あなた方は責任を持つてやつておいて、これだけは独断で行きかねるときは、一つお集まり願いたいと、關係者を集めて意見を聞いてやるようにしたほうが、むしろいいのではないかと思ふ。何も権限もない諸問機関であるにもかかわらず、法律にきめておかなければならぬ理由はよくわか

らないのですが、前からあつたからと、併しそれは悪い習慣だと思つておるが、いつも大蔵省關係の調査会だ何会だというやつを出して来られるときに、割合に今までよく憎まれ口を言つたのですが、又たま／＼出て来て、やつぱりそれを見てみると、同じような性格の委員會を出して、これを一つの錦の御旗にして、あなたからそういうふうなきまつたといふ危険性があると思つておる。而もこれは懸念されると言ふべきで、これについて政務次官が今日見えておられるから、意見を聞いておきたいと思つておる。

○政府委員(北島武雄君) 先ず私からお答えいたします。關稅率審議會の委員であるところの各省次官あたりは、忙しくて殆んど出て来られないだらうというお話ですが、そういう点につきましては、先ほど菊川さんもおつしやいましたように、実は關稅率審議會の下に幹事会があるのをごぞいまして、これこそ本當に各省の業務担当者が集つておる會議でありまして、必要に應じては民間の方々の中に入つてやつて貰ひておきます。極めて活潑に幹事会のほうは動いておられて、その幹事会の構成メンバーがそれぞれ所屬する団体に歸りまして、十二分に普段から委員に意思の連絡を圖つておるわけでありまして、單に關稅率審議會でばかんときめて、それを錦の御旗にするということではないわけでありまして、私ども運営につきまして、今後十二分に注意いたして参りたいと思つておるわけでありまして。

○小林政夫君 今の便益關稅とか、復關稅とか、報復關稅をやるときに、審議會には諮問しますか。これは關稅につきまして重要な事項でありますから、關稅率審議會に諮問いたすべきものと考えております。

○菊川武夫君 もう一遍繰返して言つておきますが、關稅率につきましては、我々も一、二年大蔵委員會でやつた経験から、各方面から反對的な、相對立した陳情、諸願といふものが押し寄せて来るわけです。従つてこれをさばくといふのは非常にむづかしい問題だと思つておる。両方とも理窟はあるわけですが、聞いてみるとそれ／＼の主張は異なつておる、それをさばくといふのは非常にむづかしいので、それ／＼意見を聞かなければならぬというところはわかるのだが、固定したそういう委員會を任命しておくといふことは、その委員會がどうしても力を持つておるということになつて来ると思つておる。その人の発言というものは、かなり今度のあなたのほうの立案のときに、毎年保護關稅率というものは、率だけは改正案が出て来ますが、毎国会出ないときははいくらも出て来る。そのたび／＼出す場合に、委員に業者なり或いは業界が運動して、一つこういうふうな一年間延長させるとか、或いは打ち切らせるとか、今まで免稅になつておるものを打ち切らせるとか、或いはそういう方法をやらせるとか、何となく、今、特に言われておる、何となく、汚職まで、と言つては語弊がありますが、そういう關係の生ずる危険があるのではないかと虞れるわけですが、この際、時節柄、申上げておくわけですが、これは国会の任命に對して、もつと權威を持たせるようにする

か……、諸問機関でも、国会で任命するやつについてはよくありませんよ。諸問機関という、国会に承認同意を求めるやつは、よくありませんよ。大蔵省で出して来るのは、どれもこれも新しい法律の同意を求める、いろいろな委員の任命があるのですよ。而もこれをきめたやつは、結局は權威を持つておるやつにしまふので、だからこの前に酒の問題だつたか、何かのときに、酒稅法の問題だつたか、何かのときに、酒稅審議會でも、あのときも申上げましたら、今後は一つ御意見もあるもので、検討をしますという大蔵省の答弁だつたのですが、ところが同じようなものが出て来ているので、この際、政務次官からお答え願ひたいと思つておる。

○政府委員(橋本康子郎君) 關稅率審議會の運営の問題、或いはこれに類似するその他の諸問機関全体についての御意見と拜聴いたしましたが、御意見の存するところは十分了解することが出来ます。我々当局といたしましては、そうした御意見の存するところも一つの資料として十二分に参酌いたしまして、今後とも運営の上に誤りなきを期したいと思つております。別表の改正その他關稅率に關する重要な事項を調査審議して頂くという趣旨のためにこの諸問機関を置くことになつておりますが、そうした場合に、只今の御意見等に鑑みまして委員の選定或いは委員會に附議する場合における諸般の資料の準備その他について、も、意を用いて進捗するようにして参りますれば、それだけに御意見の存するところを反映することができると思つております。併し基本問題とし

て、もつと權威を持たせるようにする

て、今のお話のような点も十分我々今後参考にして頂きたいと存じます。

○菊川孝夫君 もう一点だけ、それじや四項の「委員は、財政、産業、貿易等に関し学識経験がある者」というふうになつておりますが、大体、北島さんが委嘱しようとする構想は今お話をした方が、どんな人を頼もうとお話するのですか。具体的に名前までは言わなくてもいいけれども……。

○政府委員(北島武雄君) 現在の関税審議会の委員の顔ぶれでございますが、先ほどちよつと申しましたように、主要な商工会議所の会頭さん、日本貿易会の専務理事さん、日本関税協会の副会長さん、それから学者さんでは、東大の教授二、三名、一橋大学の教授一人、早稲田大学の教授一人と、こういうふうな顔ぶれだつたかと存じます。その他、特に関税について学識経験ある者として任命した人が一人ございまして、あとは只今申し上げたような顔ぶれになつております。

○菊川孝夫君 それからこういう委員の方々に對する報酬というのは、無報酬ですか。

○政府委員(北島武雄君) 無報酬でございます。

○菊川孝夫君 ただ実際に會議を開く場合に、東京へ寄つてもらうというときは、地方在住の人については実費の旅費だけ出す。宿泊料とかそういうものを出す、こういうことになつておりますか。

○政府委員(北島武雄君) さうでございます。旅費、日当、宿泊料だけを出すことになつております。

○小林政夫君 植木政務次官に伺いたい。これは関税定率法の問題のみなら

ず、税法諸法案について、本日の委員会の開会に當つて委員長から発言がありました。特に我々緑風会は衆議院に足を踏つておられない。こういうふうな予算と裏腹の法案は、何回も今まで衆議院の審議を促進するようにというふうなことを言つて、予算案を衆議院へ送付すると、日ならずして、或いは同日、或いは遅れてもせいゝ二、三日くらいの後に上つて来るようにすべきものだと思つてゐる。特に政務次官は衆議院議員であるが、衆議院の審議を促進してどのような努力をされたのか。何回もこういうようなことを繰り返すのでは、我々は実質的に予備審査において法案の内容等を知悉することはできるけれども、これを審議した結果に基いて参議院の意思を表示することは事実問題として時間に制約されるのです。まあ、そのくらいのことならばもう一度衆議院に返すほどのことではないやないか、我慢してくれと、こういうふうなことで、非常に我々は参議院の意思表示をすることを時間的な制約の下に制肘を受ける。これは参議院の審議を軽視するものである。この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(植木康子郎君) 座つたまままで失礼いたします。全く仰せのごときお叱言を頂戴しますのは当然の状態だと考えます。御質問の、我々がどういふ努力をしておるかという問題につきましては、我々衆議院の当該委員会委員長の各位に對しましても、或いは委員の各位に對しましても、或いは限り個人的にも、或いは公の資格におきましても、議事の促進をお願いしておるのであります。殊に当委員会の委員長からも再三の御催促もございまして、まず「私も」といひましたし、当該関係の機関に對しまして議事の促進をお願いしておつたのであります。何しろいろ／＼な情勢から非常に審議が遅れまして、そうして今日に及んでおりますことを、誠に申し訳なく存じております。今後ともなお一層氣をつけたいと考える次第であります。

○小林政夫君 毎回そういうことを言うたびに、今度は絶対にそういうことをしないように努力するということがありまして、実際に我々は審議を遅れて、実際に我々は審議を遅れたのだから少々期限については、まあ衆議院で審議したくらいの間、遅れてもよろしいということならともかくも、参議院に來たら来たで、もう四月一日施行なんだから是非一つ、三十一日までは結論を出してくれと、こういうふうな要望を附されて、我々はそういうふうなことで、それほど参議院を督促されるならば、衆議院のほうを、万が一やらないければ、あなたの職を賭してでも、何日まで上げて欲しいと、こういうふうな腹を持つてやつてもらわなければ、実際に我々には……に……になりますよ。今後どうしても衆議院は予算と殆んど同時に税法を上げて來なければ政務次官を辞めるのだというふうな腹を持つてやつてもらわなければ、今後絶対に保証はできない。そういう点については御覚悟はどうですか。

○政府委員(植木康子郎君) 現在のこのうしろ／＼な法案の審議に際しまして、衆議院で比較的にたくさんに時間をとつてしまひまして、参議院に御迷惑をかけるような状態になつて……と……につきましては、現在非常にこれは我々といひました感謝しておるのであります。予備審査等の方法で以ていろ／＼の内容の御検討を願つております。これは非常に感謝しておる点であります。併し私、個人的な考え方をお上げますと、これは一政務次官や大臣が辞職するとか何とか言つたところで、それで審議が促進されるわけではないので、むしろこれは国会法の建前の上でもつと根本的に考えることが必要なのではないか。あなたが予算に審議期間が設けてあるがごとく、法案等についてもそれ／＼両院において適当な時間をつつて、そうして、その中で十分な審査ができるようにするようにな、何か国会法の基本的な運営の上でもつと考える必要があるのじやないか、かように私は個人的な考え方としては持つております。併し現状の法制の下で考へて参ります場合には、やはり関係の部局に對して、極力お願いをして歩く。そして又それによつて促進を図るといふよりほかに途がないのじやないかと、かように存する次第であります。

○小林政夫君 もう一遍、それは国会法の改正をしなければならんということは、国会法その他で審議のやり方を考えなければならんということは、我々も痛感しております。あなたの御私見と同じですけれども、併しそういうふうな事態を発生させるというのか、そういう氣運を我々は痛感しておるのです。けれども、一般的にはまだそこまで行つていないのじやないかということをお考へる。そこで、あなたは就任

をとおしてしまひまして、参議院に御迷惑をかけるような状態になつて……と……につきましては、現在非常にこれは我々といひました感謝しておるのであります。予備審査等の方法で以ていろ／＼の内容の御検討を願つております。これは非常に感謝しておる点であります。併し私、個人的な考え方をお上げますと、これは一政務次官や大臣が辞職するとか何とか言つたところで、それで審議が促進されるわけではないので、むしろこれは国会法の建前の上でもつと根本的に考えることが必要なのではないか。あなたが予算に審議期間が設けてあるがごとく、法案等についてもそれ／＼両院において適当な時間をつつて、そうして、その中で十分な審査ができるようにするようにな、何か国会法の基本的な運営の上でもつと考える必要があるのじやないか、かように私は個人的な考え方としては持つております。併し現状の法制の下で考へて参ります場合には、やはり関係の部局に對して、極力お願いをして歩く。そして又それによつて促進を図るといふよりほかに途がないのじやないかと、かように存する次第であります。

○小林政夫君 もう一遍、それは国会法の改正をしなければならんということは、国会法その他で審議のやり方を考えなければならんということは、我々も痛感しております。あなたの御私見と同じですけれども、併しそういうふうな事態を発生させるというのか、そういう氣運を我々は痛感しておるのです。けれども、一般的にはまだそこまで行つていないのじやないかということをお考へる。そこで、あなたは就任

なお日が浅いのですけれども、政務次官というものは特に国会との関係において全力を注がなければならない。その大蔵政務次官が、参議院の審議を拘束すると、こういうことになるから是非上げて欲しいと衆議院に申入れは多少の遅延ということとは、情勢によつて止むを得ないけれども、そこで辞表でも出た、こういうことになれば、あなたに對する同情の意を以て、相当全体の機構が促進することにはなると思う。今直ちにあなたに辞めなさいということを言つてゐるわけじやないのじや、併しすべては「けじめ」というものがつかないのです。何でもござる／＼行つて、今の特に官内閣最近の事例は、断わりさえすればもう落みだつと、甚だ遺憾であるといひます。れば何でも許してもらへるといつたやうな事態で、甚だ事例がルーズになつておるので、強く申上げるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) この点に關しましては、本日私が冒頭に皆様に御挨拶申し上げておきましたが、これはひとり今度の国会ばかりでなく、前々国会におきましても非常に困つた事態が起つて、皆さんの御決議を頂いて、参議院議長から衆議院議長に宛てて強硬な申入れをした。然るに一向改まらなからして、前国会において又同様なことをいたしました。殊に参議院議長親しく衆議院議長に會われて強硬に申入れをしたにもかかわらず、今度は更に又改善せられないうち、むしろ事態は悪化しておると、こういう状態である。これはひとり大蔵政務次官のみ問題じやなくて、衆議院對参議院の関係

をとおしてしまひまして、参議院に御迷惑をかけるような状態になつて……と……につきましては、現在非常にこれは我々といひました感謝しておるのであります。予備審査等の方法で以ていろ／＼の内容の御検討を願つております。これは非常に感謝しておる点であります。併し私、個人的な考え方をお上げますと、これは一政務次官や大臣が辞職するとか何とか言つたところで、それで審議が促進されるわけではないので、むしろこれは国会法の建前の上でもつと根本的に考えることが必要なのではないか。あなたが予算に審議期間が設けてあるがごとく、法案等についてもそれ／＼両院において適当な時間をつつて、そうして、その中で十分な審査ができるようにするようにな、何か国会法の基本的な運営の上でもつと考える必要があるのじやないか、かように私は個人的な考え方としては持つております。併し現状の法制の下で考へて参ります場合には、やはり関係の部局に對して、極力お願いをして歩く。そして又それによつて促進を図るといふよりほかに途がないのじやないかと、かように存する次第であります。

○小林政夫君 もう一遍、それは国会法の改正をしなければならんということは、国会法その他で審議のやり方を考えなければならんということは、我々も痛感しております。あなたの御私見と同じですけれども、併しそういうふうな事態を発生させるというのか、そういう氣運を我々は痛感しておるのです。けれども、一般的にはまだそこまで行つていないのじやないかということをお考へる。そこで、あなたは就任

で、非常に大きな問題だと思つております。今後こういうことを繰返して行くことは、私ども参議院として到底忍びがたいから、何らかの方法でこれが打開の途を講じなければならぬかと思つております。皆さんからも十分お智恵を拝借して、参議院の調査の完璧を期したいと考えておる次第であります。

他に御発言もないようでありましたが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思つております。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいたしますが、ただ一点、カーボン・ブラツクの関税定率を来年の三月三十一日まで、本表においては二〇%であるにもかかわらず、一割に軽減をしようと、こういうことであります。先般来いろいろ参考人等を招致して聞きまして、今の生産の現状から言へば、或る程度一割に軽減しておくことは止むを得ないと思つても、ここに附則別表乙号に並べられた他の品種と同様に、一律に来年の三月三十一日まで軽減措置をするということについては、多少そこに違ひをつけるべきである。できれば十二月三十一日ぐらいまでこの軽減措置を打切るべきものだと考えますけれども、期限の關係その他諸般の事情のために、一応この際は原案通りで通すことに賛成いたしますが、併し他の別表乙号に掲げておる品種と同様な措置で、次年度においても一年

延期とかいうようなことにならないように、今度この問題については政府当局においても慎重に配慮の上、他のものとはそこに軽減措置延期についての異なる取扱ひをすべきものであるということを附言して賛成いたします。

○平林太一君 関税定率法の一部を改正する法律案、本案に対して私は反対をいたします。

反対の理由をいたしましては、法案の内容に對しましては、只今暴風会的小林君が指摘いたしております。同君は取りあへずこれを賛成するとおつしやられるのであります。が、いやしくも賛否の問題に對しましては、イエスかノーかであるべき問題でありまして、取りあへず賛成するといふようなことは、事実におきましては反対である、こういう意味に私はこれを承知いたしまして、同君に賛意を表して、その意味におきましては当然反対であります。

それから第二に、それよりも遙かに重大なことは、先刻も委員長からの所見の開陳がございましたが、由來参議院の本旨としますところは、衆議院のこの審議が、いわゆる野党の對決によりまして、審議が極めて粗雑である。時間的に非常にひたすら議決することとを急ぐ、そういう結果、法案の内容と容と向つて周知徹底することに對しないのであります。二院制度を設けておられますことは、参議院におきましては、これを時間を十分にかけ、この法案、この予算が如何なるものであるかというのを国民に知らしめるために、十分な時間をかけ、審議を慎

重にするということが、私は参議院に課せられた二院制度の特質であり、本質であり、従つてこれが我が参議院の重大なる使命であると考えられるのであります。いわゆるこの参議院がそのようにいたしまして慎重審議する間に、法案の内容、予算の内容といふものが全国に周知徹底する。そこで国民は、胸に落ちないこと、又これではならないということが、いわゆる一つの諸願運動となり、或いは陳情となり、或いは国民運動となつて、これを国会に要請し、反映すると、これがいわゆる民主政治形體下の国会の性格であるのであります。そういう参議院の本質といふものを靜かに忠実に私は考えますときに、おきまして、本法案の審議に當りましては、甚だこの審議に對しまして忠実を欠くもの極めて大である。時間的に、そのかけました時間の量から行きますと、又、法案の内容に對します検討がいたしまして、これは趣旨を徹底して首尾一貫した詳細なる審議といふものが行われていないのであります。かような未完成な審議の経路、形態に對しまして、これを賛成いたしますことは、私自身をいたしましては、いわゆる我々の責務において、甚だ国民に對しまして忠実のゆえんでない。誠実のゆえんでない。同時に、職務上かくのごときことであることは、如何にも慚愧たる感に堪えないのであります。従ひまして、本法案に對しましては、未だ審議の過程を十分に尽くさざるものがありまして、故に、この未完成なる法案審議の経路であり、この未審議の法案に對しましては、これを賛成をいたすことをいたしかねる。従ひまして、本案に反対いた

す次第であります。

○堀本健三君 私は只今議題になつております関税定率法の一部を改正する法律案について賛意を表します。

本案はおおむね妥当なものだと考えるのであります。が、審議の過程において、私ども、第六條の複関税制度といふものを新らしく設けられましたが、これは新しい日本の最近の情勢、即ちガットに仮加入をいたしました、最惠國待遇の國とそうでない國とが分れておる現在、必要な規定であり、これに對して大蔵當局としてはもう少し熱意を持つてよいのではなからうかといふことを考えます。無論、賛否を明らかにするときに条件を付することはどうりかと思ひますが、議員として強い希望を申述べることが當然だと私は考えるのであります。

それからカーボン・ブラツクにつきましては、小林委員から理由が挙げられておりますが、これについては乙号表の他の品目と異なり、相当過去の経緯から見ましても考慮すべきものがありと考へますので、その点については大蔵當局としては十分御考慮相成つて然るべきだと、かかる希望を強く要請いたしまして、本案に賛成いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思つております。それではこれより採決に入ります。

関税定率法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
小林 政夫 木内 四郎
中川 幸平 藤野 繁雄
白井 勇 岡崎 眞一
安井 謙 堀本 健三
三木與吉郎 東 隆
成瀬 幡治 菊川 孝夫
山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして賛否を行います。

○小林政夫君 前から申し上げている製造価格といふゆる税金に相当するもの、益金に相当するもの、益金即ち税金、これと分離するといふ案は、その後の研究においてはどういふふうになつてゐるか。

○政府委員(今泉兼寛君) 小林先生からは前国会以来その問題につきまして御意見があらまして、私どものほうといたしまして、企業利益と税金部分と分離して、そして税金部分だけは毎月なり或いは三カ月なり納めて、あとの企業利益の問題について配分の方法を又別個に考へるといふ方法を採用してはどうかという御意見もありまして、一年ほど前からこの問題については、公社並びに大蔵省といたしまし

ても検討を続けておるわけでございませう。御尤もの節もありますし、又併しなかく、これの税金部分を分離する際に、一本当り幾らというその決定の仕方等につきまして、原価計算等の問題もございしますが、原価計算は勿論やっておりますが、なか／＼妥当な数字を出すことが非常にむずかしいという問題がある。それからと国庫に納める税金の高という問題につきましても問題がございまして、十分今まで検討はいたしておりますが、未だそれを分離したほうが妥当だという結論に至っておりません。今度内閣に公共企業体合理化審議会というのでございまして、先般来もう二回ほどこういう問題等につきましても審議し、或いは答申が出るように相成るうかと思っております。これも長い期間でございせん

で、あと半年のうちに結論を出して内閣に答申するということで、学識経験者等も十分この問題等につきましても審議することに相成っておりますので、その辺あたりの御意見も十分拝聴した上で、御意見のようになりますか、或いは今までの通りになりますか、結論はまだわかりませんけれども、十分そういった学識経験者の御意見等も拝聴いたした上で、政府の最後の態度をきめたい、こう考えておる次第であります。

○小林政夫君 その問題は前から何回も申し上げており、暴風会としては一人残らず私の申し上げた趣旨なんです。それで、これは何回も今泉監理官とはそういうことを質疑応答を繰返し、もう常に答弁は今おつちやつた通りです。今度は審議会ができるということがちよつと違うようだが、同じ答弁を繰返されておる。午後一時から大臣が見えるというなら、そのときまで私は大臣に質問を留保いたします。

○堀木三君 この問題について植木政務次官がいられるからお聞きしたいのですが、私も小林委員と大体同じ意見を持つてゐるのです。専売公社では一つの生産報奨的な制度も労働で考えなくちやならん。今度地方に配賦する税金の場合としてこの五円だけを税金らしくしなければならぬ。こういうふうになつて来たわけなんです。大体率直に私の経験で言うと大蔵省の企業会計のほうで、よその企業会計よりこういう点が、成るほど相当原価計算の研究はしておられるのです。一応納得できるような原価計算もできて来ている。併し資産と経費とその他についてともかくも大蔵省の所管であるために、かた／＼一般会計に非常に歳入の面で貢献するために、割合にその点をばつきり区分するということができていない。私どもの経験で、鉄道特別会計を扱つていたときよりも、内容的に計算すると、お隣元のほうが香気なような気がしておられるのです。それをいろいろ言つて限りがありますから、これをいろいろ植木君の専門家に譲るのであります。そういう点で、やはりこういう実際の生産面に要する経費及び税金相当額と見られるものについては非常にむずかしいが、一応はつきりほかの人を納得させるだけの計算の基礎はややできてゐるときに、もう分けるか分けなにかの私は決心一つだと思つたのです。そういう点についてどういうお考えになつてゐるのか。新政務次官の御意見を伺いたい。

○政府委員(植木庚子郎君) たゞこの

定価の中でどういふ部分を税金が占めておると考えるべきかという問題になるのであります。この点につきましてもは、今泉政府委員からも申し上げましたように、近年公社にもなりましたし、これを機会に原価計算の問題につきましても是非常に意を用いて特別な職員もおき、これによつて鋭意今研究をいたしておられます。その研究の結果が未だ申上げる程度に至つてないことは甚だ遺憾でございしますが、今後の方針としては、従来の皆さまの御意見の通り、でき得る限りその御意見に従つて参りたいという方針ではおるのでござい

ます。

只今堀木委員の仰せになりました大蔵省所管の、曾ては特別会計であり、現在は又特殊の大蔵大臣の指揮監督下の公社でありますから、その意味で、いろいろの点で、必ずしも他の公社或いは特別会計との間において、何と申しますか、権衡その他において欠くる憾みがないかという御質問、御意見と拝聴いたしますが、この点については従来ともそうしたことがないようにはきつております。併しながら今後こうした問題につきましては、一層の意を用ひまして、そうして他の現業、他の公社等との間における不均衡が起らないように、言ひ換えれば税金相当部分がどういふ部分を占め、どういふ部分が企業の利潤と考へて行くべきものが、それによつて職員等に如何なる待遇その他のを講じて行くべきか等々の問題については、慎重に、而も成るべく早く今後その態度を決定する必要があります。かように存する次第であります。

○堀木三君 もう一点、小林さんが

大蔵大臣が来られたら御質問になるといふことですから、そのときにしてもいいのであります。一つ指摘いたしますと、ともかくもこの専売公社の会計で固定資産と、流動資産と、それから貯蔵勘定と、それから損益計算と、そういうものが本来はつきり分るべきものだと思つてゐる。大蔵省関係の所管の企業会計でも、造幣の会計とかその他でも、そういうふうになるべき性質のものだ。ところが私、実は驚いてゐるのは、大蔵省所管の会計はどさういふ点で從來ともはつきりされてゐない。無論、内部的な整理は私にされてゐるのだと思つてゐる。又整理して行かなければ、会計の意味をなさないと。表面きにもそういう計算をなさるべきである、それと原価計算というものができて行けば、大体やればやり得るのです。又、あとこれは専売でなくなつたら当然しなければならぬので、吉田総理みたいに「たばこ」を野放しにしようというなら、当然しなければならぬ。而もこれは今おつちやつたように公社になり、それから現業従事員に対しては生産報奨制度を設ける。今度地方譲与税で、ピースの五円には過ぎないけれども、ともかくこれは税金なんだ、こうなると、やつて行かないことがおかしいです。それで、なぜそれで、企業自身が責任を負つてゐるものであつて、その点が明らかにならなければ、企業の成績がいいか悪いが判定のしようがない。そういう点について私は、植木君が政務次官になられたのだから、特にその点、会計のエキスパートだから、大いにやつてもらいたいと思つて、特にあなたに御注文して質問して

いるゆえんですから、いい加減な、こ

こでは、いい加減にしか答弁できないのかも知らんけれども、良心的には私はもつとばつきりなされるように、私はいいチャンスだと、こう思うから、特に再び申上げる次第であります。

○政府委員(植木庚子郎君) 御意見の

点は十二分に拝聴いたしました。今後折角研究することにしたと存じます。

○小林太一君 財源確保のため、こ

ういうのであります。これは一応形式上お尋ねしておきますが、この確保を予想される、二十九年四月一日から実施せられるということでありまして、その見込額は総額でどのくらい予定しておりますか。

○政府委員(今泉兼寛君) ピースの五

円値上げで、若干ピースから光に需要が移行することも見込みまして、年間二十九年度におきましては四十五億円の増収を見込んでおる次第でござい

ます。

○小林太一君 四十五億円と申しますと、ピース一個四十円が四十五円に相成つて四十五億円、これは概算でよろしいのであります。併し専門家で正から正確な数字が直ちに御答弁ができるわけだと承知いたしますが、本数にしてどのくらいになりますか。

○政府委員(今泉兼寛君) 値上げする

前と値上げする後の比較で申し上げますと、値上げ前でございますれば、年間ピースが本数にいたしまして百三十六億本、金額で五百億四千八百万円という予定をいたしております。それが値上げ後五円上りますから、その五円も見込みまして数量はそれから七億本の減の百二十九億本、金額で五百三十四

億六千万円、結局増減で申し上げますと金額が増が三十三億五千八百万円という事になります。それから今のビースで減額になった分が光に移行するといふ大体的見込みでございます。光のほうで申し上げますと、値上げ前は光の発行が年間二百五十二億本、金額で六百九十五億五千二百万円、それが値上げ後、今の七億本ビースの減つた分だけ光のほうに廻りますので、七億本を加えて、本数で値上げ後は二百五十九億本、金額で七百十四億八千四百万円、差引いたしまして金額の増が十九億三千二百万円、合計いたしまして五十二億九千万円、これだけ増収見込みが立つのでございませうが、やはりこの増収に見合うたばこ消費税は地方に分けてやりまする増加分を差引かなくちやなりませんので、五十二億九千万円から七億五千万円、これは地方税として地方にやる分でございます。これを差引きますと、差引において国庫に納める分が四十五億円、こういう計算になるわけでございます。

○平林太一君 了承いたしました。

それでは次にお尋ねいたしますことは、大体十本入によるビース、つまり一箱四十五円、その一本入の一箱の個数が何個に相成るか、明年のこの四十五億を見込んだ予算額に対して個数が何個になるか。

○政府委員(今泉兼寛君) 今申し上げましたのは本数で申し上げましたが、来年のあれが百二十九億本売れるという想定でございますから、これを十分の一いたしますと箱数で十二億九千万個、こういうことに相成ろうかと思ひます。

○平林太一君 そうすると、これは十二億九千万個になつて参りますから、大体常識としてビースといふものは一個買ふといふことが大体的常識なんです。そうすると、これは十二億九千万人におよむこの五円ずつの龐大な重なる結果を招来するわけですね。こういうことによつて財源の確保を期するといふことになりまして、恐らく際限のないことなんです。こういうことに對してどういふ見解をお持ちになるか。昔のいわゆる封建時代においては、財源を必要としてその捻出を求め、に、いわゆる零細な大衆にかけ、所要経費をかける、こういうことが、昔の時代の、封建専制時代における、いわゆる今日で申せば税制の基本になつたわけですね。今日の民主政治下におきましてはお目くつやうなことを無制限にいたして行く。財源が足りないといふことで十二億九千万人にこれを一個一個ずつ五円ずつかけて行くといふことになるが、これは冒頭におきまして、税制改正において、こういうことをおなはたはここでやつておられるが、それに対する基本的なあなたの良心的なお考えといふものを、この際、明らかにして、そうして十二億九千万人の今後のたばこ消費者が納得の行くような御説明をこの際求めておきます。

○政府委員(今泉兼寛君) 仰せのごとく仮に一年間に一人が一個ずつビースを求めるとすれば、十二億九千万人の人に及ぶことに相成るわけでございます。また、値上げ前と値上げ後といふことを比較いたしますと、値上げ前のはうはビースの売上げ数量がもつと

多かるべきですが、三億本ほど減つておる、こういう現況でございます。このビースの値上げにつきましては、大蔵省といひましたも専売公社といひましたも十分検討したことでございます。また、成るべく一つは高級品から財源四十五億ほどどうしても生み出さなくちやならないといふ問題で、それじや四十五億を生み出すためにはどういふふうな「たばこ」の値上げをするかといふことについて検討いたしました際に、成るべく下級品は避けて高級品にいたそう、御承知の通り高級品としてはビースの上に富士が出ています。わけでございますが、富士を値上げしたらどうかといふ問題も起きたわけでございます。何せまだ国民になじみもできておりませんし、製造本数が極めて微々たる程度でございます。当初予定したよりも若干富士の売行きは悪い状況でございます。富士で増収を確保するといふことは到底できないといふことで、遺憾ながら、富士よりは若干劣りまするが最高級であるところのビースによつてこれを生み出そう、まあ高級品は一つ、そういうふうな人からは年間四十五億程度は差引において納めてもらつて、そうして光、バット、新生といつたもので大衆のほうは我慢して頂くじやないかといふことで、増収は勿論見込んでおります。増収と併せて高級品に対する消費規制も、こういう狙いも持ちまして、ビースの五円の値上げということを決めた次第でございます。

○平林太一君 高級品といふお話ですが、高級品といふことの概念ですが、高品質といふことの概念ですが、高品質といふものは、例えば光、それね、そういうものは、例えば光、それから、その下の「みのり」とか、そういうふうな、まあ高級品じやないとおつしやるが、ビースを高級品といふことで今これを取扱をされておるといふ場合は、品質において、いわゆる「みのり」も、光も、ビースも同一の場合においてのみ、そういうことが言われるわけですね。ビースの品質といふもの、光、それから更に「みのり」、それ以下、それ、今の今お話になつた大衆が使用するであろうところの「たばこ」といふもの、それは非常に品質が劣つておるのですから、だから品質が高品質にかけるといふことになりまして、速かに品質といふものは同一にしないくちやいけない。いわゆる安い「たばこ」、「みのり」にいたしましてはもう光にいたしまして、そういう点はどういふふうな規格になつておるか。ビースは非常に高級品といふのでありますから、品質自体は非常に優秀なものである。それから「みのり」以下のものは非常に粗雑な「たばこ」である。品質と規格はどういふふうに御説明ができますか。

○説明員(小川潤一君) 専売公社側からお答えさせていただきます。

現在ビースは全体で、今度の予算で百二十九億本でございますが、それは全体の千三十二億の約一分二厘程度でございます。品質の点では勿論ビース、光、新生、ゴールデンバットとそれぞれ違つておりますが、大まかに申しまして大体日本の「たばこ」は殆んど国内の原料、国内産葉でやつております。九割五分までは……その中に比較的品種のいい黄色種と、それからまあ日本の在来の種類を混ぜ合してやつておりますが、ビースにおきましては

その黄色種の混ぜ合せの比率が多いといふことでございます。勿論、光とゴールデンバット或いは新生に比べましてよい品物を余計に混ぜておるといふ傾向はございますが、その比率が多いといふこと、それからビースに關しては、特に米國葉のよいところ、例えば日本の黄色種は、非常に雨が多いので、それから、味とか香りといふものが若干劣りますので、雨の少ない米國の東部の産葉を約一割五分ビースには入れております。光には入れておりません。特筆すべき特色としては、その点が品質的に違つたと申したらいいと思ひます。

なお細かい配合比率など必要ならば後ほど申し上げたいと思ひます。

○平林太一君 今そういう御説明であるが、この製造に對してこの頃は値上げが行われるといふことは、私自身はいたしましては非常にかうなことをしては相成らんかと思つております。我が國の税制改正におきまして、財源確保といふものは、他にもつといふゆる大衆でなくして特定なるいわゆる高額の人の、担税能力を持つた対象から求めるものが十分に今日あるのです。それをかういふものから十二億五千万個、これは一日に十本使うか二十本使うか知らんが、数は龐大な数です。かういふものに向けて、そこで考えられますことは、この際できるかできないかといふことを確かめたいことは、ゴールデンバットでありますとか、或いは「みのり」でありますとか、かういふ安い「たばこ」の品質をもつと引上げて、ビースに接近するところの措置を講ずる用意があるかどうか。この点、伺つておきたいと思ひます。

○説明員(小川潤一君) 只今の御質問に對しましては、勿論我々公社といたしましては、一歩／＼よい品物を作つて行かなければならぬということに心がけておりますが、何せ外国の葉を余計に入れますればドル資金にぶつかりますし、国内の産業を改良して行くということが一番いいのじやないかということ、相当の金を予算で認めて頂きまして、葉っぱの研究に注ぎ込んでおられます。従いましては／＼改良されて参りました。御承知のように戦前の光はうまい／＼とおつしやいます、殆んど六、七割は米国の産業を使つております。それが今日の日本の産業だけで比較的よそに負けない味を出せるということ、これは、この進歩のあとを物語るのと思ひますが、かかる方向に毎月毎月、毎年々々努力はしておりますが、具体的に言つて来年どういふことになるかと申しますと、やはり今、平林委員の御指摘になりました通りに、若干、例えば光にも私がさつき申し上げました黄色種のような歩合を高めるといふことをいたしますし、なおゴールドンパット、新生についても、いわゆるよいほうの割合も、まあ僅かでございますが五割くらい上げて行くということにいたしました。ピースが高くなつたけれどもその他の味はうまいという方向には、僅かではあります、具体的に四月一日或いは六月一日から品質の向上が現れて来ることを思ひます。又そういう計画にいたしております。

○平林太一君 今非常に重大な御答弁がありまして、私といたしましては非常に了承いたしました。同時に、これはあなたに単に本日は答弁のための答弁でなく、実際に今お話の通り、いわゆる大衆の、ピース以外の値上げをしない。他のいわゆるゴールドンパットを中心とする地方の人々などが使用しております大衆たばこ、こういうものの品質を上げるのだと、四月一日乃至六月一日から只今のお話では五割を引上げる、こういうことであります。これはいいやしくも当委員会において言明をなさつたことでありますから、いわゆる厳格としてこれを御実行になることをあなたは御誓約に相成つた、こういうふうには承りました。同時に、この点は政務次官が御臨席になつておりますから、いわゆる四月一日以降あなたは一度専売公社に行きまして、製造の実際をよく御覧になられて、この通り大衆たばこの品質をよくしたといふことをお認めになられることを要望しております。

それからこの際、第二にお尋ねしたいことは、専売益金ですね、今度のような四十五億という財源は専売益金納付金である。これに對しまして専売公社といたしましてはどういう算定によつて、いわゆる「たばこ」の全体の利益金の中から納付をする、それから納付金以外の諸経費、例えば先日、専売公社が只今の虎の門に立派な建築をなされたようですが、そういうもの、對しまして内訳の基準ですね、専売益金といふものはあなたのほうでお使いになりたうものをお使いになつて、その残りを専売益金にするのか、或いは又専売益金といふものを事前でこれ本年庭においては納入しなければならぬといふことで、それを専売益金に回してその残りを、あなたのほうの家を建てるとか、所要の経費になされ

るとか、こういうことはどういふような形式でおやりになつておるのか。この点を伺いたいと思ひます。

○説明員(小川潤一君) 只今の点は、専売益金の計算に關しましては、やはり大ざつぱに申しますれば「たばこ」の売上げ或いは増の売上げから、それに必要な経費を差引いた差額ということになるのであります。その必要経費といふものは勝手に公社側で定めることはできませんので、非常に細目な内訳をつけまして、国会の御審議をお願いして御承認を得るという形になつております。葉っぱを買ふ原料品に幾ら、建物関係に幾ら、給与関係に幾らという工合に、それ／＼内訳がついておりました。内訳の科目の流用その他に關しましては国会並びに国庫側の嚴重なる制限を受けております。

従いましては相當予定売上上げが伸びたから少し工場を造らうとか、或いは原料を余計に買おうといふことは、みだりにできる形にはなつておりません。例えば来年は二千億以上の売上げになります。そのうちの経費は、原料部門が大部分でございますが、それを合せますと約八百億近くになつております。なお建築の点を御指摘にお認めになりました建設関係の範囲内におきまして実行いたしております。若干或いは入札その他によりまして予定価格よりも安かつた差額が出ましたので、そういうものを／＼集めまして、国庫側の承認を得まして、工場ならざる事務所或いは宿舍などに向けさせて頂くこともありますが、大蔵省側の嚴重なる監督を受けて日々やつておりますことは間違ひございません。

○平林太一君 そうすると、今そういうお話であります。専売公社のこの間建てました建物はどのくらい所要経費がかかつておられますか。所要経費を一つお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小川潤一君) 約四億八千万円がかつております。

○平林太一君 これはどれくらいのことなんでしょう。四億八千万円というのには……これは今日の財政緊縮を政府が身を以て実行せんとしておりますとき、同時に國民に對しましては重大なる困乏生活を要望しておる。これは政務次官に御注意を申し上げますが、会計検査院を一度御視察になつて……文部省の屋根裏の中に、終戦当時の荒れはた残骸と同様のところ、三権分立の最高機關たる会計検査院が、あそこをやつておるのです。これは恐らく予算がなくて、向うが要求したのかしないのか、それは別個として、ああいう所であらう仕事をしておる。その際、今申上げておる十二億九千万個というやうな大衆課税がどし／＼必要あれば値上げをしておる。そうして四億五千万といふやうな、ああいうやうな豪壮、豪華を極めた建物をお建てになつておる。これは工場の拡張であるとか或いは葉たばこを造りますところのその場所における施設でありますとか、こういうことなら影響して来るので、併し建物に五億四千万近い所要経費を費やして、そうして専売益金だ、これは先刻小林君が御質問になりましたが、同感なんです。税といふことが出ていない。専売益金だ、というやうな、自由放任な今日の専売益金制度といふものに對しましては、この際、非常にお考えを頂かなければならないと

と思ひますし、私は証拠がありますから申上げておきますが、これは一つ専売公社の専売益金に對する処置といふもの、それから専売公社が専売益金以外の「たばこ」から上りました利益金に對する処分といふものに對しましては、この際、従来の習慣を反省いたしまして、何らかのこれは新らしい措置をしなければならぬといふことを私は強く申上げますが、植木君からこれに對します政治的な政務次官としての御見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今御意見のほど十二分に拝承いたしました。私自身といたしまして、最近の官庁の建物或いは公社の建物等を深く考察いたします場合に、十二分に今後留意をしなければならぬ点があるのではないかと申すに思ひます。十分今後気を付けて参りたいと思ひます。

○小林政夫君 先ほどの問題ですが、主計局長の意見を聞いても「たばこ」の専売益金は税金なんです。これはつきり税と販売価格と分けておくほうがいい、こういう観点で聞いていくのですが、あなたの見解はどうですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今御指摘のございました問題は非常に大きな問題でございます。政府部内におきまして、数年前、公社を今のままでおいたほうがいいのか、或いは民営に移して税金をやつたほうがいいのかといふことを検討いたしましたことがございまして、その当時は、結論といたしましては、葉たばこの耕作等の問題もございまして、暫く専売制を継続したほう

がよいのではあるまいかというくらい
の結論でございまして、はつきりした
結論が出ていないのでございまして、
御指摘のございました点は確かに重要
な問題の一つでございまして、併し沿革
的に考えますと、当初は税金で処理し
て来ておりましたのを、更に一層、国
庫収入金の完壁を期する意味から専売
制度になつたという沿革もある
わけでございまして、五、六十年來そ
れが続いておるわけでございまして、
この現行の制度にも又いろ／＼特
色があることは事実でございまして、税
金に相当する分以外に資本収益、配当
的な部分もある。それはすべて専売益
金という形で政府に収納しているわけ
でございまして、この制度にも又非常
な特色があるわけでございまして、そ
の場合、經理の査定が非常に重要な問
題になつて参りました。先ほど来御指
摘がございましたように、その經理の査
定如何、或いは専売公社における経費
の使用について十分自衛が行われるか
どうかと、そういう問題に非常に大き
な責任がかつて来るわけでございま
して、私どもも今の制度を持続する限
りにおきましては、經理の査定の面
におきまして非常に重大なる責任を感じ
ておる次第でございまして、現行の制度
の下におきまして、今後一層そのい
う面に配慮いたしまして、かりそめ
にも國民の指弾を受けることがないよう
に今後一層努力いたしたいと存じま
す。なお御指摘がございましたよう
に、これを思い切つて税金制度にした
ほうがいいかどうかという問題につ
きまして、十分今後検討を重ねてみた
いと思ひます。

聞いていますと、あなた自身としては一
つもこの問題について最近相談にあ
づかつておられない。この参議院大蔵委
員会において、あなたは主計局長にな
られたのは最近ですけれども、とにかく
二年ほど前から、民営にするとかし
ないとかということは別ですけれども、
公社として置いておいても、他の
公社等の振合から考えても、この
「たばこ」の売上げの中には明らかに税
金の部分があるのだから、他の公社と
均衡を得るという意味においても「た
ばこ」消費税的なもので、税と販賣価
格とを分離したらいと思ふ。そうし
て政府出資に対する配当分、つまり利
益と認められるもの、それを又、納付
金で取ればいい、こういうことで考え
るべきだと、こういう意見を言つて、
今泉監理官を初めとして、とにかくも
う少し研究さして下さい、研究さして
下さいということでありましたが、あ
なたの今の答弁にやちつとも研究にあ
づかつていない、それで今泉さん、研
究していると言へるのか、政府部内
で……。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今の問
題につきましては、今般公社制度の運
営に関する審議会も内閣にできたこと
でございまして、この審議会における
学識経験者等の御意向も十分参酌いた
しまして、鋭意検討を遂げ、至急結論
を出したいと思ひます。

○小林政夫君 主計局長に対して申上
げますが、我が問題にしている点、
なぜかというのを問題にしたかとい
うことを呑み込んでもらうために、も
う一言付け加えると、こういうようない
わゆる純然たる税金に相当するものを
益金というようにすることでやつておれ

ば、今の平林委員の御指摘のあつた公
社会計の放漫化というような点も問題
ですけれども、なお且つ例えば葉たば
この売上げ代金等についても、これは
農民のために有利に買上げてやるとい
うことはいいでしょうけれども、必要
以上に有利な金で買上げるといふこと
も問題なんです。この売上げ代金の値
上げ交渉の場合においても、とかく公
社側においては金があるということに
おいてルーズになるのではないか。併
しこれはまあいろいろ問題がある。そ
ういふ問題が一つ。

それから従業員に対するベース・ア
ップ等の問題においても、或いは予算
上資金上不可能なということがあつて
も、公社のほうとして資金上不可能と
いうことはあり得ない、今まで
は……。

それから更に年度末の報奨金の問題
においても、他の公社と問題にならん
じやないか。これがあるから、ほかの
ほうだつていろいろ問題が起り、而も
又こういうものがあるから、その仲裁
裁定についての政府が呑むとか呑ま
んとかいう原則が崩れて来る。こうい
うような点、どうしろという意味で私
も言つておるのではあります。葉たば
こを安く買上げるといふ意味で言つて
おるのでもなし、要するに葉たばこの
価格の決定の問題、従業員のベースの
問題、或いは報奨金の分配の問題、或
いは公社自体の經理の放漫化の問題、
これは明らかに放漫化と言ひます。今
のビルディングの問題なんか明らかに
そうです。そういうことで、昔は大蔵
省のほんの隅つこのほうで専売関係の
事務はやつておつたものが、今では堂
堂たるビルディングでやるというよう

な現在の時勢においては、甚だ無定見
である、こういうような問題を起すか
ら深く検討しなさいと言つておるの
です。

○政府委員(森永貞一郎君) 御指摘の
ような問題の所在は私もよく承
知しております。それであるだけに、
只今御指摘がございましたやうないろ
いろな問題の処理に当りましては、私
どもは、専売益金はこれは実質的には
専売税であるということ強調いたし
まして、公社当局に対しましては臨ん
でおるわけでありまして、その部分に
対しまして、我々非常に重大な責任を
感じておるというのを先ほど申上げ
たわけでございまして、更にこれを税金
とすることによつて一層完壁を期せ
れるかどうかという点につきまして
は、いまだ少し検討の時日を拝借いた
したいと存じておるわけでございま
して、折角公社制度運営審議会も発
足いたしましたのでございまして、民
間の方々の御意向も十分承りまして、
慎重に検討をいたしたいと存じてお
る次第でございまして。

○委員長(大矢半次郎君) 暫次休憩
いたします。午後一時から続行いた
します。なお大蔵大臣は午後一時に出
席することになっておりますので時間
の御履行を願ひます。

午後零時二十二分休憩

午後一時六分開会

○委員長(大矢半次郎君) これより大
蔵委員会を開きます。

大蔵大臣が出席いたしましたので、
本日の日程に載つております全部の
法案を議題といたしまして、大蔵大臣
に対する質疑をお願いいたします。

○小林政夫君 製造たばこの定価の決
定の問題について、当委員会におい
ては、約二年半くらいになると思ひ
ますが、前から「たばこ」の定価と、そ
れから税金に相当する分、まあいわ
ゆる専売益金として、財政収入に上つて
おる分に相当するものを、たばこ消費
税の形で別に分けたわけでありまし
て、うことを言つておるわけであり
ます。その都度、政府の側においては、
慎重検討の上何分の結論を出したい、
こういうことで、ず／＼と今日まで
この国会の最初においても、この法案
が提案されたときに政務次官にも申
しまして、検討の上答弁するといふこ
とでありましたが、今以て今日の段階
においても研究中である、こういう
んです。而も先ほど主計局長に聞いて
みると、政府部内において研究して
おるならば、主計局長が相談に与ら
ないはずはないと思うのだけれども、
全然相談に与かつておられないとい
う様子に見受けられるわけなんです。
主計局長としてあつたようだけれど
も、実際に我々の意見を体してこれ
を研究しておるといふ風は見受けら
れないで、大蔵大臣としては、その
問題についてどういふふうにお考え
になりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 小林
さんがそういうような御意見をもち
になつておるのみならず、ほかにも
いろいろ御意見があることを実は聞
いておりましたので、とにかく改善
を早くしようという考え方から、先
般、公共企業体合理化審議会という
ものを作りまして、会長に原安三郎
さんをお願いいたしました。それで、
ここで一応の成案を得たらそれに基
いてやりた

い、こういうことで、各公共企業体について、特に三公社の問題についていろいろ研究してもらふことにいたしました。研究して、専売局の問題を取上げて頂きまして、その結論に基いて大蔵省としてはやりたい、こういうような考え方をいたしておるわけでありまして、部内でもいろいろ研究をしておると思ひますが、それは実はどういふふうな研究しておるか、実は私は部内での研究の組織があることは別に承知しております。

○小林政夫君 これは私は前も今泉監理官には言つたのです。それから先はど小林がこういう意見を持つておるといふことであります。これは私個人の見解ですが、緑風会とては会を挙げての意見です。緑風会には御案内のごとく、専売についてとは相当、曾ての長官をされた方もおられるし、いろいろエキスパートが揃つておるけれども、この問題については是非、税と価格とを分ける、本来の価格を分ける、こういう強い意向なんでありまして、そういうことですから、御案内のごとき緑風会の性格ではあります。この問題については殆んど全会一致の要望意見であります。それと、今のお話の慎重に検討する検討すると言われまして、前国会であつたか、専売局の本日出席の総務部長が来て、専売公社としてはこれほど厳密に原価計算をいろいろやつておるのだから、その税金相当分についてはいまいなことは、はつきり税金に相当するものはない、これだけの原価計算をやつておるのだから、公正に出せる、こういうふうなことであります。それだけ原価計算ができておるならば、税金と本来

の価格を分けることは、たやすいことである。併し又、意見を言う人においては、形式的にはそういうふうな原価計算をやつておるようだけれども、なかなか実はうまく行つていないのだというふうなことも言われております。併しその原価計算の正確であるとはいは別として、少くとも予算書には、「たばこ」の専売益金というものは二十九年度はこれ／＼だ、こういう専売益金収入というものが上つておる。それに対して製造本数は幾らだ、製造数量は幾らと、こういうことになつておるのですから、その中で腰だめのにも税額と価格というものは分けられるはずで、予算書に基いて、予算書だけに基いても分けられる。そうすると、どう踏み切るかというだけの問題だと思ふのです。一応定価をきめて、その定価に基いた結果が甚だしく利益が上る、こういうことであれば、これは公社なんだから納付金で国がとればいい、併しそれがアブノーマルに利益が多い、あり過ぎるということであれば、定価を下ればいい、又、儲からんということであれば少し定価を考えればいい、そういうことで、最初の間は、一年なり二年の間は少し価格変動が激しいかも知れない、きめ方によつては……。それも是非至急に直さなければならんということではないと思ふ。このいわゆる物価等を考へて「たばこ」の値段というものは、物の値段としての概念からは少し低物価政策だといつても外れる、我々の受取り方というものがこれは税金があるのだからというふうなことで、一般国民大衆だつて、一体ピース一個に対しても何ば何ば税金を納めておるということとはわかりは

しない。そういうような点もあるし、それから、先ほども主計局長にも指摘をしておいたのですけれども、葉たばこの取納代金の決定の問題は、従業員のパース或いは年度末の報奨金の決定の問題等においても、安易な、勿論、国会は承認するのだからということでありませうけれども、提案の公社当事者は割合に安易な気持ちに流れ易いのではないか。そうして企業体としての経営をやるといふながら、実際の企業体にはもう類例のない思はれた企業体である。金の心配は要らないし、恐らく理事者というものは世の常の経営者の苦勞は一つもしていない。せんでもいいのだ。そういうような安易な経営というものが行われ易いのではないか。先ほども御指摘がありましたけれども、いろいろな支出等についての問題、或いは曾ては大蔵省の一隅におつたものが今は堂々たるビルディングでやつておるというふうなことも起つて来るのです。そういう点についてこれからは何重審議と言つたつて踏み切るだけの問題なんです。今の公共企業体のいろいろな経理の問題について、原安三郎氏を会長に煩わして研究されると言われるけれども、これは一応二十九年度なら二十九年度の予算でできた分だけで今のような区別をして、更にそれから後の経理方法について研究するということとは、一般的に必要かも知れませんが、これは大蔵省当局の踏み切り問題としてできるはずだと思ふ。その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は少し面倒のように聞いておるのですが、私自身がその問題についてまだ十分の研究を遂げておりませんから、私見を申述べるところまで行つておりませんが、ただ、この予算書を作りますときでも、例えば何を何本にするかということについては相当いろいろなことがあり、又、それに要する輸入した葉をどう使うかというふうなこともあつて、相当議論をしておるわけでございます。或いはもう少し研究してみたら、小林さんが今言われたような割切れる問題になるかも知れませんが、私自身としても、十分、頭に理解が行つておらない。これは正直に申し上げておきます。従ひまして、只今のところ、この審議会の結果を待つて処理したいと思つておるのでございますが、その前にも一何かい案が結論されれば、これはその審議会に速急に諮つて、そういうことについて御相談してもいいと思つておりますが、これは私の慣れないせいか、私ちよつとそこまで割切つてはおりません。割切るだけだと言われるけれども割切りかねるのです。

○小林政夫君 大蔵大臣は常に率直で、その点においては非常に好感が持てるのだけれども、大蔵大臣にそういう今のような答弁をせしめるというところにについては、特に今泉監理官には責任がある。大体あなたは、研究します研究しますと言ひながら、ちつとも、主計局長もおおむね大蔵大臣と同じような答弁と私は了承しておる。よく関係すべき所と、ちつとも関係してはいないやないですか。相談してないやないですか。そういうことで、あなたは、ただ、その法案が出たときだけ何とかこへ来て研究しますと頭を下げていればいいというわけのものではないのですよ。誠実にここで言明したことを実行しておるとは言えないのじやないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 今泉監理官から大蔵委員会ですら御意見があることは何つておりました。

○小林政夫君 午前中の答弁ではそうではない。

○政府委員(森永貞一郎君) それではいろいろ考へて見ますに、今、税金の部分と専売公社に対する出資の配当金なり剰余金の納付の問題なり、その部分をどう分けるか、この分け方の如何によりましては、現行法と余り變つたというふうなことがないやうなことになるかと思ひますが、或いは又これを一ぱい／＼にしますと赤字が出たときはどうするかというふうな問題がございまして、結局、公社の形で、税金納付金を分けるという形にとどめるか、或いはもう一歩進んで民営企業にする……葉たばこの関係でいろいろ問題がございまして、製造関係の部分は民営的な形態にする。そうして配当も法人税もすべて払つて民間企業と同じような立場に立つ企業にして、それに「たばこ」の消費税を納めさせるか。そこまで踏み切るかどうか。そういうふうな問題はいろいろ問題がございまして、只今大臣からお話がございしたように、にわかに踏み切れないというところが率直な現状でございまして、公社制度の合理化審議会ですら公社について問題になりますのは、恐らくは只今御指摘がありましたやうな問題というところにもなると思はれるわけでございます。そこで民間の学識経験者の方々の御意向も十分拝聴いたしました上で合理的な結論を出した

○小林政夫君　それは、あなたは今あなたの見解として言われるというのですけれども、前から相談を受けていたなということ、朝の答弁からいうとおかしいので、その点はそうしておきますが、とにかく今泉監督官の怠慢性となうものは明らかだ。それから益金益金というけれども、我々の見解からいうと、果して益金なのかどうかわからんですよ。税金を食つておるかも知れない。むしろ損をしておつて、税金が本来あるべきなのに、税金のところまで食つているのかも知れない。国民大衆から考えても、我々がそういう疑問を持つものだから、益金々々と言つておるけれども、実際に電電公社とかその他の公社のような経理をやつて見れば、同様に専売公社も赤字で国から何がしかの一般会計等から資金を補給しなければ赤字の償いができないというような事態があるかも知れない。アブノーマルな価格をきめて儲かるようにしているから儲かるのであつて、いわゆる税金を付けてあつたかも知れたような恰好にしておるから益金という名前を付けておるだけで、その実は、経営方針とやり方を実際に検討すれば、損をしておるかも知れない。税金を食つておるかも知れない。こういう点を明らかにしなければいけない。一応併し今まではもうやつて来ておるのだから、二十九年度なら二十九年度の予算で予定された益金をこれは安易に現状と妥協して……敢えて私は現状と妥協だというのは、もつと企業合理化等の努力をすれば利益は上るかも知れないのです。上るかも知れないのだけれど

る質問を願います。

○菊川孝夫君　製造たばこの値上げにつきまして、まあ五円でも値上げになるわけですが、緊縮予算で物価を一割下げるといふ、今年の年末になって来たら一割くらい下つて来るだろう、という見通しで、予算説明、財政計画の説明に当つてはこれを強調しておられますが、実際に政府事業で先ず「たばこ」は上げる。それから今度は酒も上りますな。酒も高級品かも知れないが、これも上ります。それから鉄道運賃も高級品だが、高級品で上級客の旅客運賃が上がる、こういうのは、やはりほかにもこうだん／＼と影響しまして、一般にこれは上つて来るのじやないか。一割下げるとおっしゃるけれども、なか／＼そのように行かんのじやないかと思うのですが、こういうものは特別だというお考えであるかどうか、という点が一つ。

もう一点は、今度はもうこれ以上は上げないというお約束はできるのか。それとも又、必要に依じては、こういう高級品と称するものについては上つて来ることになるのかどうか、この二点お伺いしたいのです。今年もやり、来年度早々富士に行く、或いは光にも及ぶ、こういうことがあるかどうか。こういうことをお伺いしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君)　実はなぜ緊縮予算を編成したかということとは、これはもう菊川さん御承知のごとくに、とにかく物価を今抑せになつた五分が一割下げて、そして国際競争力を持たして国際収支の均衡を図るということになっておるので、従つて政府におきましてはできるだけ物価は下げる方向はとりたいが、上げることはと

りたくないのです。これは当然仰せの通りなでありますが、併し今、ものによりますと、やはり消費の節約を要する運賃には、これは何ら影響がないことになっておりますので、これは影響がないものと見ております。それから「たばこ」につきましては、これは丁度御覧下さつておるように、これが光以下を上げるといふと相当問題になるのであります。一番本数が多いのが光とバット、新生という部分でございまして、本数から申しますると、ピースは、ほんのそれらを三つ合せたものの六分の一にも満たぬという程度でございまして、私どもとしては、ピースは比較的天ばこの中で、は高級なものと思う。日本で今売つてゐるものではない。高級なものか、自分たちは絶えずのんでいゝといわれるかも知れませんが、併しながらピースは五円だけはまだ忍んで頂こう。これは上げるのではなくて、大衆的な所得税を減らしたものですから、そのためにこういう措置をとらざるを得なくなつたわけです。酒のほうも一級酒だけをやむを得ず上げると、こういう措置をとつたわけでありまして、一口にいいまして、奢侈という言葉は少し過ぎるかも知れませんが、まあ極く高級なものに課税を施やすと、こういうだけのことでございまして、只今のところ、勿論、光以下に及ぼすという考えは持つておりません。それから又、酒も二級

酒等に及ぼすと、こういう考えは持っておりません。ただよく一部には、承知のように、もつと今の低額所得の所得税を減じて、例えば基礎控除に扶養家族の控除なり、あるいはもをもう少し殖やして、菊川さんのよ言われます二十四万円まで無税にしまえと、こうなれば、どこかへ仮に持つて行かなければならないとすれば、そういうときにこの問題を取上げるかどうかということは別に考えなければなりませんが、今のところはさうな考えは全然持つておりません。

○菊川孝夫君 政府からお出しになりました租税及び印紙収入予算の説明を見ましても、やはり国民所得の負担率からすると僅かではございますが、今年は去年に比べましてちよつと上つてゐるのです。一方におきましては儉約せえ、耐乏だというて、政府のものは上つて行くということは、成るほどピースは五円で大したことはないとおつしやるかも知れませんが、やはり心理的影響というのはあると思うのです。ピースも下げて行くのだ、だから一般の私企業においても物価を下げるように努力せえと、こういうふうに呼び掛けて行くのならわかりますが、ピースは我慢するのだ、併しお前のほうは下げて行くんだぞというのでは、ちよつと筋が通りにくいんじゃないかと私は思うのですがね。それは心理的影響というのは大きいと思う。仮りにピース五円下げるといふに訴えて行つた場合今になつたわいと國民はとる。併しピースは上る。ピースだけといまますけれども、大体都会では若い青年でもピースをすつてゐる。ピースが光をすつて

いると思う。それに五円かけたというのは心理的影響が大きいと思うのです。こういう点も考慮されてこの五円値上げを計画されたのですかね。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 私どもも今のバットとか光以下のものに及ぼすと、本数はピースの六倍にも上つておるので、そういうことが言えるかと思ひますが、ピースは現在でも四十円で、大体それを一日に二つ吸う人からみると二千四百円を煙にする人だから、その人は五円くらい負担してもよいのじやないかという考え方が、それはむしろ物価にそう及ぶものじやないので、奢侈の抑制の意味に役に立つのじやないか。どこかのやり方を見てもそういう高級品を上げる、政策をこうして行けば……私は耐乏生活は生活の合理化といふことを言つておるのです

が、生活の合理化を要求するときは、どこでもそういう措置をとつており、これが普通にとるべき措置であらうと考えております。

○小林政夫君 今の菊川君が指摘された点は私の質疑によつてわかると思うのですが、そういう場合にも税金と価格というものが分れておりますので、税金を上げればまだ我慢しよう、だけれども、これがはつきり分れていないで、今の五円上げる場合にはどつちが上るのかわからん。一体、コストが高くなつて五円上げるのやら、税金で五円増徴するのやらわからない。もしはつきり分れておつて定額を上げるといふことになつたら我々は断じて承知しない。今の政府の低物価政策からいつて絶対承知しない。今の放送料金の値上げの問題だつて、いろ／＼問題になつておるときに、そういう点が突

はあいまいになるから我々は分けると言ひのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 今、小林さんのお話ですが、これは実は出したのは、製造業には関係なくこれを出したので、この点は実はあなたの仰せのごとく税といふことがはつきりしてゐる。これだけが純益と見て、これを国の増収と見ては立てておるわけでございますから、お言葉の通りにいへば、これは税だといふことは今度のほうからはつきりしてゐるのです。

○小林政夫君 今度の分は私はそうだと了解して、それはそうだと思つておるのだけれども、併しそれも一應は積み重ねた上に出しているだけで、厳密な企業採算して御覧なさい。わかりませんよ。

○菊川孝夫君 次に、大臣が今朝お見えになる前に、ちよつと遅れられましたので、関稅定率法については採決はもう済んだのでありますけれども、この際、一点だけ伺つておきたいのは、関稅の定率につきましてはそれ／＼業者の中でもその立場々々上で意見が対立するのであります。例えば新聞用紙については、新聞社側は、これは下げると言ひ、それから製紙メーカーのほうでは上げると、こう言ひ。又、過般、当委員会でも、カーボン・ブラツクにつきましては、製造メーカーのほうは、カーボン・ブラツクは自動車のタイヤの原料に入れるので、ゴムに混ざる黒いもんださうですが、これを搾るほうは定率を上げると、こう言ひ、使ひほうは下げよと言ひ。これ

はとも日本側の製品では外国製品に追いつけんぞ、品質も価格も追いつかん、だから暫らくの間はこれは下げ

るべきだ、そうせんと、タイヤのほうの競争力が対抗できんと、こう言ひ。大臣は、國際競争に打ち勝つために今度の財政政策は俺は堅持しているのだと、こうおつしやるのだが、そうすると関稅率に響いて来ると思ひ、のです

が、併し日本の今の各産業構造を考えましたときに、どうしてもそれは外国の製品に対しては見劣りするものは、何によらず価格は高く品物は悪いといふことだけは、一部の品物を除きまして大体言えることだと思ひます。このういうときに對しまして、關稅政策によつて保護關稅政策をとらうとする方針か。それともこれは自由競争に打ち勝てるように、暫らくの間は困難な状態でも余り保護關稅といふような政策はとらぬ方針か。この基本方針だけを伺ひたい。一体どちらをとつて行くと

いふ方針か。今の一兆円予算と關連いたしまして一体どつちをとつたほうがよいといふふうにお考えになつておるか。或る程度は保護して行くといふ基本方針か。それとも、この國際競争に自然淘汰されるような方向で、余り關稅でこれを保護育成するといふような政策はとらない、こういふお考えかどうか。この点を伺つておきたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 菊川さん御承知のように、日本でもこの間、仮加入ではあります、ガットへの加入をいたしておりましたが、從つていわゆる保護關稅といふ色を余り強く出すことはできません。従ひまして、私どもが、ものによつて或る程度の育成措置がとられるといふような程度で各国が容込んでくれるものは別ですけれども、さもないものについては、これは

やはり自由にして置き、特別な保護を加えないといふのが根本の立場でなければならぬと思ひます。併しこれによつて各国の了解が得られるものがあれば、そのものについて多少の保護的なものが現われても、これはいいんじやないかと思ひますが、これは各国とも了解してくれませんかやれません。了解なしにやることはすく報復的にやら

れますので、やれません。又それをや

なつてゐるのに、日本がどういふことをやつた云々といふことをいわれておるの、仮加入の際の問題になつたこともお聞き及びの通りであります。方針としてはあくまでも自由競争の下に行くべきであらうと考えております。

○菊川孝夫君 そうしますと、今度はアメリカのほうで「まぐる」の税金を上げるとかミシンの税金を上げるといふような、向うも上げてゐるんじやないのですか、日本から行くものは。そうするとアメリカから持つて来るものに対してはこれに対する對抗策といふものは考えずに、向うは大ものだから仕方がないといふ態度で臨むんですか。この点はどうです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それはこちらのほうにおきまして、これこれ／＼という品物についてはガットのときも……

○菊川孝夫君 了解してゐるんです

○国務大臣(小笠原三九郎君) 百十二品目についてはどこ／＼と書いてござ

いますから、了解されておる分もござ

○菊川孝夫君 それはまあその辺で、採決が済んじやつたから、次に移りまして、財政法第四十二條の特例に關する法律について一点伺つておきたいと思ひますが、大蔵大臣が財政演説の際にも常に強調されて、一兆で抑えるんだ、一兆で抑えるんだと、や

ましく言われるのですが、この一兆以内に抑えるといふこと、今年又繰越すのが、この財政法の特例によりまして百六十八億六千五百万円と言ひますが、これが一兆のほかに繰越すことになるのですが、一兆というのはただ一つの目標であつて、そう固定したものでないといふふう

に了解してよろしうございますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 私はこの前にも予算委員会御説明申し上げましたが、別に一兆といふ数字に提わ

れておるわけではございませぬが、これが一番わかりよくて、特にこの緊縮財政等を國民の御協力のもとにやらなければならぬときは、國民にお訴

えする、アツビルするの、これが一番よいと考えるので、そこで一兆といふ線を堅持したい、かように考

えておるわけですが、別に一兆といふ数字にこだわつておるといふわけではございませぬ。

○菊川孝夫君 そうすると、一兆、九千九百九十五億で五億だけ落した。表面はそうなつておるんだが、今度の四十二條の特例によりまして、安全保障諸費の中で百六十八億六千五百万円といふ金は、これは今年の支出になるわけ

です。現実には予算外の、この一兆の中には含まれない支出があるわけですが、百六十八億といふと大分金額も大きいのですが、まだほかにもあるの

○菊川孝夫君 安全保障諸費でこれを計画されておるのは、あとと事故繰越して、実際の繰越しは五十六億くらいだとおつしやるんだが、もうこの五十六億が今年限りで、又来年へ例えば三十億でも二十億でも繰越しになるというようなことがないのかどうかという点が第一点と、どうも大蔵省からお出し願いました所要見込額を拜見してお

て、再繰越しの対象となるものがさつき申上げました五十六億円と、こういう次第でございます。四十四億円だけまだこれは計画について検討いたしておりますので、今後折衝することによって内容が確定する、こういう次第のものになります。

それから最初にお話がありました三十年度には繰越しはないかというお話

常に先に行つて又そういう問題が起れば、別途のことで何か考えられるか、それはわかりませんが、安全保障諸費として重ねて御協力を願うような問題ではないと私は思います。

それから今お話の中に、途中で事故があつたらどうかという、まあ工事が必ずしも二十九年度中に完成しないものがあるかも知れません。七分行つ

も考えられますし、それから保安大学の設置、或いはヘリコプターの購入、こういうような問題が中に出て参つております。それで私は、この金は、先ほどお話がありましたように、戦戦々々、戦々兢兢の形物だろうと思うのですが、而も独立をした日本としては、これは丁度盲腸のようなもので、私は講和条約が締結した後における日本において

明だと、百五十億が百四十億にしかな
つておりませんので、考どももどうも
余計使つておるとも見えないように思
えますするし、それからして、道路の見
方はいろ／＼なお話のような点もあ
るかと思いますが、まあいづれにしま
しても、両方の委員会が相当嚴格に相
談し合つた上で実行しておることでご
ざいまするので、私はそう便乗的なも

のではないと存じております。

それから今の保安大学の件でござい
ますが、これはちよつと見るとそう見
えませんが、やはりあの節、予算
委員会にお配りしたもののうちに、教
育訓練機関の設置ということがござい
まして、それらの治安に関する機構の
整備、教育訓練機関の設置を十三億見
てございまして、そのうち九億数千万
だけが使われておる次第でございまし
て、特に違つた用途にも使つて持つ
て行つたとは私はいえないのじやない
か、こう思ふ次第でございます。

○東蔵君 ヘリコプター、それから保
安大学の問題は、実は聞いておるの
すけれども、これは予算の中味として
ここから出すのは非常に不適当なもの
だ、こういうことを考えているわけな
んです。この中から出すべき筋合の
のではないと、こういう考え方なんです
。で、当然保安隊或いは前の警察警
備隊に関連して、治安の關係でそ
れは必ずしも金額を使つておるわけ
でもないのです。そういう中味のものが
ここに計上されておる、そして今残
つておる分についても、予備費が十二
億ほどあるわけなんです。そういうよ
うな關係のものが、將來こういうふう
に混同されると又使われて行く虞れが
ありますから、それでお伺いをしてお
るわけなんです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今ち
よつとお話のございました分の保安大
学三億、ヘリコプター六億三千万、
九億三千万、これは当時移替額として
御承認を願つておる次第でありまし
て、今お話になる趣旨はよくわかりま
すが、これは將來断じてそういうこと

には使ひません。これは固く約束を
申上げておきます。

○東蔵君 それからもう一つ、今道路
の問題がありました、道路は最初の
計画はこれは八十億程度なんです。そ
れでこれは大分是れ増額をされておる
わけなんです。私はそのことが却つて非常
にいい結果を示しておるところがある
と思ひます。北海道の、例えば札幌か
ら千歳を繋ぐ線なんか、実はこれでや
つたのだらうと思ひますが、併しこれ
はまだほかに、ずつとこれ以外に便乗
してここから出ておるものがあると思
ふのです。橋梁なんかの形で大分出て
おるものがあると思ふのです。そこで
私はそういうふうな考えで来たとき
に、却つてこういうような経費は非常
に駐留軍に關係をした局所的な部分に
ついて、できるだけ節約をして使ひ、
そして大部分のものはこれは一般会
計のほうに移して、そして堂々と日
本の予算で日本の独立の考え方を使つ
て行くべき筋合のもので、そういうふ
うに考へべきであつて、この盲腸的な
予算の残額、これはきれいに本予算に
繰込んだほうがいいのじやないかと、
そういう考へ方を持つものですか、
それで先ほどからお聞きをしておつた
わけなんです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今お話
の点はよくわかりました。なお、道路
について残つておるものは全然ござい
ません。残つておるものは當該關係の
分だけが残つておる次第でございま
す。それで從來安全保障諸費の費用に
はアメリカ軍のほうからいろいろ要求
して、この要求が相当膨大なものを
実は要求して参つたことはお聞き及び
てあらうと思ふのですが、それを關係

各省で実は微細に亘つて検討いたしま
して、そして日米合同委員会とかそ
の分科会で更に細かく検討しまして、
こういうふうになつて参つた次第で
ございまして、それが双方合意の上で、漸
く着手するということになつておりま
すので、相当減つておりますし、今後
ともこの方法を飽くまで厳正にやる所
存でございまして、今御指示の点はよく
わかりましたから……。

○成瀬權治君 ちよつと関連して一つ
だけ伺ひます。三十年以後は絶対に繰
越しはやらないということを確認をい
たしましたわけですが、すると残つて
おる予備費が十二億あります。これは
大体私に不用のものだと思ふのです。
併し一挙に移し替へるわけにはいかん
から、今度の三十三年度にそういうもの
が十二億が不用のものだと大体なるの
だ、こういうふうな了承していいわけ
ですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ただ今
後大体一応使えるものが四十四億ござ
いまして、當該費なんというものは今
後物価が下つて行くことと違つて
参りまして、大体若干の予備費を
みるというこのほうが適當なん
です、實際仕事をしてみますという
と……。

一、四十四億まだ残つておる仕事がある
でございますので、それから又今後前から
の引續きの仕事も残つておりますので、
これは予備費にみておくほうがいい
のじやないか、若し余りますれば、
これは勿論今の不用に充てますが、一
応予備費にみておくほうが、これは従
来もそれくらいのもので大体予備費と
してここで見るを得るような状況に
なつております。

○成瀬權治君 四十四億に対して十二
億の予備費というものは私は非常に多過
ぎると思ふのです。併し今言つたよう
に不用のものとしてぶち切るわけには
ゆかないと思ふ。又前からの計画であ
るから、それにも若干のものが要ると
いうことはわかります。併し政府の低
物価政策によつて一割下つて行けば、
計画が殖えるというふうなことはない
のだから、私は上るようなことはない
と思ふ。それで大体十二億は不用のも
のだ、大体節約されるものだ、こうい
うふうな了承していいかどうかという
ことを伺つておきたいのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私が今
ちよつと申したのは、これから再繰越
しの対象となる五十六億のうち四十四
億これと申したのでありますが、その全
体としての計画はやはり五百六十億は
来るわけですから、予備費としては五
百六十億に對する十二億、こういうふ
うに見て貰ひたいほうがいいと思ひま
す。それから今まで残つておるものが
百六十八億に對する十二億、こういう
ふうにお考えを願つたほうがいいと、
こういうことでございまして。

○成瀬權治君 私の言ひは、そうい
う予備費をみることは私は異議がない
わけなんです。併し十二億は大体不用の
ものじやないか、こう言つておるの
です。物価なども下つて来るし、計画も
殖やされるというのではないのだから、
大体十二億は不用になるのじやない
か、こういう見通しでいいかと言つ
ておるのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 幾らか
設計変更なんかが行われる場合もあり
まして、はつきりいたしません、で
きるだけ私も不用にしたいと思ひ

ますから、これは不用になりますれ
ば、国のほうに受入れることにいたし
ます。

○成瀬權治君 なぜ私がこういうこと
を言ふかという、折角五百六十億取
つてしまつた、だから一ついろいろな
ことがあるから使つてやれというよう
な恰好でやられては大変だから、それ
で急を押ししているわけなんです。

○菊川孝夫君 次に米國援助物資等の
特別会計を廃止する法律案についてお
尋ねいたしますが、これは廃止するに
當りまして、現在四億三千万円くらい
の未回収金があるわけなんです。而もこれ
は皆それ個人、個人といつても
法人或いは個人になつておるわけだ
が、それらの連中は多いのは数百万
円、少いのも何十万円というやつを
買つたというので、入札その他の方法で
買つたのだらうと思ふのですが、それが
取込み詐欺みたいなもので、中には解
散或いは住所不明、それから清算中と
いうのもたくさんあるわけで、これを
ちよつと表を出して貰ひましたところ
が、どれもそう言つては失礼ですが、
でも、先ずもつたようになつてお
る連中が多いのだらうと思ふのです。

これは大体そんなものは殆んど払おう
と思つておるような者はない。今にな
つてこれを払えんやうなものを、何百
万円というやうな金を、これから景氣
が悪くなつて、あなたのいわゆる財政
施策で大分そろそろあつてしまつてい
るときなんです。ましてやそんな金は
とても払えんやうと思ふのです。恐
らくこれは回収不能とみなさなければ
ならぬわけですが、従ひましてこれを
扱つたものとするならば、これは個人
の商売でやつておつたということにな

れば、大変なことだろうと思うのです
が、随分僕は杜撰なやり方をやってお
るのではないかと思ふのです。そこで
これを廃止するに当りまして、やがて
これはアメリカから、あれは債権であ
るといふので一つ返せというようにな
つて来ると、これは国民の負担に
四億三千万円というものはなるわけ
です。従いまして結局国民の血税を食
つた、杜撰にやられたということにな
るのですが、すべてこういう政府の特
別会計だ何だといふものは、これなん
か割合に金額が少いほうですが、木炭
で何百億消えたというやうな特別会計
と比べましたときには、割合少いほう
だと思ふのですが、併しその陰では、こ
れはえらいインキが行われてゐるの
ではないかと、この表をよつと見た
ときに思つたのですが、これについて
大臣から、この四億三千万円、一体確
信を持つて最後まで、法律は廃止して
しまふけれども、債権については飽く
までも取立てる、こういう方針で臨む
のか、又来年一年たつて決算報告とし
てどれだけ取立てができたかというこ
とをお聞きすることにいたしたいと思
います。そこで伺ひしておくと、
が、そういう方針か、それともまあま
あこれは時期がたつて、そのうちに帳
消しにするというくらいなつもりでい
るのですか、これは取立てるとすれ
ば、相当な事業だと思ふので、相手方
が大体もつたやうなつもりでおるよ
うな、これは随分振れを見つたつて大体わ
かる、だからそういう連中を相手にこ
の金を取立てて行こうというこにな
れば、相当努力と精力を消耗しなければ
なかつた、簡単にこれは取れそう
もないと思ひます。どうして取立てて

行くか、こういう点について伺つてお
きたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 誠に御
尤もでありまして、この債権の取立て
には、これは今後とも最善を尽したい
と思ひます。但し菊川さん、この所管
がこれは通商産業省で実はやつておる
のでございまして、今ここへ度見え
ておりますから、この点は私のほう
から通商産業省へも注文しますか
ら……。

○菊川孝夫君 これは通商産業省のほ
うはあとで聞きますが、併し取立てる
金はあなたのほうへ入つて来るのでし
よう。通産省のほうへ一つ督促して、
政府としてこれを取立てさせるような
方針で行くのか、法律廃止となつたら
そのまゝ忘れさせてしまふ方針か。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 嚴重に
取立てる方針でございします。

○菊川孝夫君 来年になつて、四億三
千万円というものをどれだけ取立てま
したかといふことを……、今あなたは
嚴重にと言つておりましたが、そのと
きは大臣は變つておるかも知れない
が、(笑聲)これはお約束になつておる
のだから、御承知願ひたいと思ひま
す。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 政府は
一体ですから、仮に私はそこにおらん
でも、その約束は必ず取立てるよう
に私は引續いておきます。

○菊川孝夫君 次に税法について細か
い点は主税局長或いは国税庁長官も見
えていまして、あとでお聞きすると
して、大蔵大臣にお聞きしたい点を
一、二点伺つておきたいと思ひます。

第一点は法人税は形式は四二%とい
うことになつておるのだが、いろ／＼

の特別措置によりまして相当軽減され
てゐることになるのです。それだけ
いろ／＼の特別措置を講ぜられたが、
その特別措置の恩恵に浴するのは大
人であつて、中小法人がこれは余り恩
典に浴されない。そういうことになる
と、中小法人のほうは何じやないで
か、四二%をまる／＼納める大法人
が、いろ／＼の特別措置によりまし
て、これは五つ、六つくらいあるの
ですが、特別措置を講ぜられておるも
のはその恩恵に浴しまして、実質は三
〇%くらいになつてしまつてゐる。
こういう結果になつてゐるようにな
るのですが、この点について大蔵大臣か
ら一つ、それはなぜかと申しますと、
私たちはざつと考えたときに、これは
大臣もお認めになるだらうと思ふの
ですが、個人の所得、特に勤労所得に
対しましては一〇%近いところの捕
捉が行われて税金が取られてゐる。
ところが申告所得、特に大規模な経営
状態でありましたら、税務署のほうで
もなか／＼捕捉は困難だ。最近はその
いう評を聞きませんけれども、この間
まで聞いたのであります。大企業の
脱税といひます。徴税について徹底
的に若い税務官吏あたりは追及しよ
うと思ふと、大体準備ができたとい
ふ頃になります。すつとよそへ転動を
命ぜられるというやうな風評さえも
伝わつたのであります。最近に余り
そんなことはないと思ひますが、現に
例を申し上げますと、兎町の株式取引
所の最初には株式の移転税でした
が、税金を取る機関、あれなど殆んど
取れず仕舞で、あんな徴税率という
のは私はないと思ふのです。ところが法
律ではあれはもつと取れることになつ

てゐるはずなんだけれども、實際に取
つた額は少い。ところが所得税とい
うのは、源泉徴収をやられるものにつ
きましては、殆んど一〇〇%に近い税
金を取られてゐます。そうすると、同
じ法律で縛られておりながら、徴税技
術のために一方は完全に捕捉されない
し、一方は完全に捕捉される、ここに
アンバランスが私はあると思ふので
す。従いましてこれらにつきまして
は、やはり公平を期さなければなら
ん、税はやはり公平でなければなら
んと思ふ。まして法人税と個人の源泉
徴収の所得とについては、どう素人目
に考えましても、これは捕捉率にお
いては問題にならうと思ふ。ところが
して法人税に對しまして更に特別措
置が講ぜられて、形式四二%は実質は
三〇%にもなつてゐるやうに思ふの
であります。これらにつきまして、

一つ大蔵大臣からこの際伺つておきた
いのだが、財政法改正の際にこの不公
平を何らかの措置によつて是正して
ゆかなければならぬのじやないか、そ
れがためには控除額の引上等を行ひ
きであると思ふのですが、それでは今
度は所得税の改正でこれだけ引上を行
なつたじやないかとおしやるのだけ
れども、それだけでは私は足らんと
思ふのです。あなたが先ほど漏らされ
ましたように、二十四万円云々のこと
はしばらくおくといたしまして、もう
少し私は基礎控除の引上等を行なつ
ても差支えないのじやないか、こう思
ふがこの点について伺つておきたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 各種の
価格変動準備金とか或いは貸倒準備金
とか退職準備金とか、そういうたよう
なものの等についていろ／＼やつてお

るのは、これは別に大中小と區別して
おるのではないので、一樣にどの法人
でも扱つておるわけですが、或いは現
実の問題としてさうになるかどうか、
これはよく一つ研究さしてみます。そ
れで税法の上では何らさういふ區別を
いたしておりません。ただ日本の今の
情勢から各種の立場で、さういふた
ものを減じておるものがあるが、
そのほかのものは一樣に扱つておる
ので、而もその分といへども、決して大
中小と區別しておるわけではござい
ません。ただ仰せになりましたやうに、
一体法人税四二%というのには、少し高
いと、これは正直にいつて私は思つて
おります。できればこれを減らしたい
と思つておりましたが、併し御承知の
やうに、税制調査会等の意見が四二%を
四〇%にしろというやうなことでござ
いましたけれども、あれは自然増収とい
うものを見込んであつたのですが、今
度の予算は自然増収を一切見込まずに
作りました關係上、さういふことがで
きませんでしたことはこれは事情止む
得なかつた次第でございします。

それから今の低額所得者に対する税
ですが、これは私も税制調査会でも
大体二十四万円までの少額所得者に
對しては精々はからうやうにという
控除額その他の引上を勧告しておりま
して、私もそれは望ましいと思つた
のであります。これは又同様あれが
財源としては自然増収が引当になつ
ておつたのですから、私どものほうで
自然増収を見込まない關係上、又今日
の日本の状況で自然増収を見込むや
うな予算を編成するといふことは非常
に感心のできないこととございします
ところからやらないかつた、その結果とし

て、そういうふうになつておるし、今度では夫婦と子供三人だと二十一万八千円までは免税になつております。これはもう少しお話のごくに私は今度機会があれば、そういうふうにいたすべく、その方針は引続き持つて参りたいと思つております。更に源泉は、菊川さん仰せのごとく一〇〇%取られるし、ほかのほうはそうでないんじゃないかというお話については、実際少し源泉のほうが割合から言うところと重過ぎるんですが、最近におきましては青色申告等がいろいろ普及して参りまして、申告所得のほうは割合よくはなつて参りました。よくはなつて参りましたが、公平に見て少し重い、こう感ぜられるのは、私はどうも源泉は漏れなく取られるので、これらの点についてどういうふうに処置して行つたらいいか、やはりどうしても基礎控除なり、その他の点をやつて行く以外には方法はないんじゃないか、まあこれを増額して行く以外に方法はないんじゃないかと思つておりますが、なお一つ研究をいたします。

○菊川孝夫君　それはなぜかと言うと、法人税や何かはいろいろな特別措置や何かで複雑である。ちよつとこれは素人が読んでも、わかる人は余程の——今日御出席の主税局関係の専門家ならよくわかるかもしれないが、我々でもちよつとわからん。それがために何が繁昌しているかと言うと、最近では税理士が非常に繁昌している。これは一方におきましては税理士をうまく使つて成るべく適正課税と主張するだらうけれども、見方によりましては、合法的脱税とも悪く言えば言えると思います。余りざつとくらんに言つ

て恐縮ですけれども、ちよつと税務署あたりで腕が上つた人は、存外各会社、法人の税務担当社員に引つこ抜かれていますという例はたくさんある。これが一つ、もう一つはそうしてそういう連中を抱えとむということについては、何かそこうまいことがあるのじやないかということ、それから税理士があれだけ繁昌するということ、これは一つの税法上の欠陥じやないかと思いますが、そういう点は、これはやはりわかり易くすることが一番大事と思うが、この租税特別措置法を讀んでみてわかる人は日本に何人いるかわからない。こんなものをこしらえておいても、本当の専門家でもわからんと思う。これをもう少しわかり易く

する、これを何とかしなければならぬ。而も毎年国会があるたびに改正の出ないときはないんです。こういう状態では、素人では何が何だかわからんようになってしまふと思いますが、これらについてそろ／＼落ちついて来たい、ましてや今年はあるなは一兆予算でえらい張切つて、この難局を打開せよといふときですから、税法の根本改正という面から飛込まなければならぬと思うが、依然として今までの改正より進歩の跡が私は見えんように思ふのですが、これらについて一つ検討する考えが、おありになるかどうか、この点について伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは是非検討したいと思ひます。実はあの税制調査会で相当多忙な方々に二十數回に亘つて集まつて頂きまして、税制調査会の答申といふものは今日相當貴

重なる資料になっております。あれを実行することをお私どもでできるだけ早くやりたいと、こう思つておるのでございますが、実際菊川さんお話のように、税のことは私もなか／＼わからんですよ。この間自分が確定申告を書くのも二枚も三枚も書き損なつちやつて、紙をもらいに行かなければならんといふようなことで、実は自分もこのくらいだから、さだめしほかの人も大変だろうなと思つたのです。こういうことではいけないので、これは是非一つもつとわかり易い税に改めて行くことは必要だと思います。いづれにしても、税制の根本改革については是非一つやりたいと、かように私どもは考えております。

○菊川孝夫君　その点いつもどおの大臣もこの委員会に出られたときはそう言われるし、主税局長も言われるのだから、ちつともそれが実現できない。これは二年くらい前から何とかしなければならんのかなと言つておるのだが、だん／＼と複雑になつてむづかしくなるばかりでありますがね。

○小林政夫君　今、菊川委員の質問の二点はいずれも私も同様に思うのですが、特に最初の一点については、これはもう主税局等は何回も議論をやつておるんですが、税制調査会等において、果して私はこの特別減免措置について、十分税収の点から言つてどうなつておるかという認識があつたかどうかというところが疑問なんです。先だつてここに公述人として見た方々に聞いてみても、そう一般的な税制調査会の委員の人に認識があつたとは思えないんです。最近資料を要求してやつと、今日で完備したわけですが、この

特別償却ですね。租税特別措置法の第
五条の六ですが、法定償却の五割増の
償却、それから企業合理化促進法によ
る特別償却、貸倒準備金退職給与引当
金、価格変動準備金、溺水準備金、
違約損失補償準備金、異常危険準備

金、それから特別修繕引当金、輸出損失準備金、輸出所得特別控除額、こういうものの、これは全部集計して税収の減を考えると五百六十九億になります。法人税収減が五百六十九億。本年度の法人税収、前年度改正後の法人税収はたしか千八百七十六億、これで計算をすると、法人税の実効税率は三・一・九％でございます。この中には勿論税金会計理論から言つて、当然経費に考えてもよろしいというものも、性質から言つてあるでしょう。あるでしょうけれども、こういった特別軽減措置による国の税収という面から考えて、表面税率は四二％ですが、実際は三二％弱だ、こういう事態になると、一度これはこういう特別減免措置といふものについで再検討を加へ、これだけ

の実効税率三二・三%弱ならば、法人税率自体についてももう少し軽減の方法があるんじゃないか。どうしてもいろ／＼な経理理論から言つて残しておかなければならんというものは、これは残してもよいが、個々のいろ／＼な特別産業政策上、減免措置をやつて行くとか、これもあれもということでだんだん範囲が拡がる一方です。租税特別措置法だつて年々こういう特別減免措置が税法改正の都度殖えて行く。同じやるなら私もやつてもらいたいということで、残して置く以上は自分も提案しなければならんということになる。だからこゝは補助金を打切るについて

思いきつてやらなければならぬと同じように、別の意味の補助金に相当するものもたくさんあるのですから、これについては裏腹の関係で御検討なさる必要があると思うが、その点についてはどうですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 実は今小林さんが話をされた通りに、どれもこれもいつも税をやるときには、特別減免措置をとれというお申出が非常に多いので、今の小林さんのお話を有荷多に伺ったわけです。というのは、これのために随分たくさん来て、減免措置が多すぎるほど来ておると思うのです。やはりこの点についても根本的に再検討するべきである。実はそういう議論をしても、あれも減免してくれ、これも減免してくれと言つて来られたら、しまいは少くなつてしまふと言つて、そんな冗談を言うくらいにいろいろなお申出がたくさんあります。従つて小林さんのおつしやつた特別減免措置に対する根本的検討ということとは是非いたしたいと思ひます。

○小林政夫君 今、僕の説を聞いて甚だ有益に思うと言うのは、大臣がこのの委員会に出席する機会が少ないからということになる。我々は二年前から言つておる。従つてお忙しいでしようが、一遍拜聴に来て下さい。あなたを大いに元気づける諸説はたくさん出ております。次に薬川委員の税法の難解という点についても全く同感です。私は今度確定申告をやつてみて、これで税は書けるのじやないかと思う。あの程度のものでも書ける。従つて今までの税法文体系にこだわらずに、図式とか或いは数式等を用いたものを税法体系に取り入れて、細かいきりぐの確実を期

するといふものは又施行細則等に譲つてやるという、施行細則というが、別々の次の条項に入るとか分けて、一応基本的なものについては大体納税者の六割或いは七割程度はこの程度のことですむというふうなものを表面に持つて来てやるという、もう少し税法自体について簡易化の工夫をされて然るべきではないか。これはまあ我々も何だつたら智慧を出してもいいんですけども、そういう意味のもつと……、ただ言葉を書き並べるといふことでなしに、数式とか或いは図式等を用いた税法といふものは考えられないのか、その点についてどうなんですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは今のお話のごとくこの難解なものをも少し簡素化することはこれは極めて必要だと思ひます。ただむしろ小林さんのおつしやる最近の傾向は、あれも法律でできる、これも法律でできるといふので、実はそれにむしろ逆行してゐるような傾向がすべてについてないでもないといふ私は正直に申上げていいと思ひますが、従つてよく一つこれらの点についても、私のほうも考えますが、まあ国会のほうでも余りこれも法律あれも法律と言わずに、昔のほうは却つて簡素化されておつたのです。この新憲法下になつて何でもかんでも法律と云ふことになつてしまつて、少しむづかしくなつておるといふのが実情なんです。余りこういうことを言つては叱られるかと思ひますが率直に言つてそう思ひます。

○小林政夫君 それは全く同感ですが、税法の下において法律もいいのですが、今の納税者の大部分のものは、この程度のことですむというふうなものと、それから今の数式等のもつを用いたものは前に出して来て、あとの細かい厳密を期するようなのは一般の人は読む必要がないというふうなことはあとへ繰延べるといふような、法律体系自体について工夫をすれば、もつと同じことを言うのでもわかりよくやるのじやないか、こういうことですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) よくわかりましたが、数式等は大蔵省等で少し骨を折ればやれそうですから、これはやることにいたします。

○平林太一君 本日の審査の日程に上つております全体に関連して大蔵大臣に質したいと思ひます。その前に一言ちよつと申上げたいと思ひます。これは、小笠原君の本日出席になられた御様子を見ますと、さすがに連日の御精勵で非常に御疲勞になつておられるように拝察する。声も相当にかれておられるし、御容色も余り優れておられないやうであります。どうか御健康に御留意になりまして(笑聲)御自重を申上げておきます。

最近の全国銀行預金の調査であります。預金が二兆六千四百十億圓、貸出が二兆六千七百六十億圓、差引三百五十億圓貸出超過になつております。いわゆるオーバー・ローンと称するものであります。この結果から見まして、銀行の本質であります貸出というものが、今日要するに停頓して身動きのできない事態に立入つておるのじやないかといふことを非常に憂慮するわけでありまして。従ひまして銀行に対するいわゆる国民的な期待といふものが、銀行は貸出しはしないだらう、新規貸出しはしないといふことになりまして、これは零細な貸出もありましようし、大きな貸出もありますが、銀行に對して非常な失望を感じざるを得ない。従つてこれが国民生活の上に及ぼしますところの影響といふものから、非常に重大にこのことを取扱わなければならぬと思ひますが、これに對しまして大蔵大臣はどういうふうな御対策をお持ちになつておられますか、大臣に伺いたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと申上げますが、本日は非常に法案が多くてなか／＼審議が容易ではありません。いろいろ皆さんの御協力を求めて頂かなければならぬのであります。が、今平林委員の御質疑は直接この法案に關係がないように思ひますから他日に譲つて……。

○平林太一君 これに関連していわゆるこれは金融の問題だからどうでしょう、大臣が来たから、全体を……。

○委員長(大矢半次郎君) 国民金融公庫法案は本日は日程に上つておりませんから……。

○平林太一君 併しそうですと、これは政治の場所だから、大蔵大臣が来られた以上は、やはりいやしくもこれに關係する問題については、一応やはり全体に關係して、これは国民生活に皆關連する問題ですから、そういう意味で私の質疑をいたしたい……。

○委員長(大矢半次郎君) 本日の議事日程はこういうふうにして差上げておるので。それで理事の打合せでそのようにしておりますので、御了承願いたいと存じます。

○平林太一君 全体の問題としてどう

でしようか今のお話は……。○委員長(大矢半次郎君) それでは折角なんですから、この点について大蔵大臣から特に御答弁願ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 今平林さんのお尋ねの点でございますが、実は私も似たしてしまつては、丁度財政の緊縮と相待ちまして、金融の引締強化をいたしておりますが、その金融引締強化と言ひますのは、どこにあるかと申しますれば、申すまでもなく、金融の健全、健全金融ということが狙いでございまして、従つて正常の金融には何ら阻害を来ささない。これは平林さんも御承知のごとく、今ちよつと預金と貸出の数字で御指摘になりましたが、最近におきます、去年の十二月以降の各銀行がいわゆるオーバー・ローンをしておりますが、これはよく普通に三千五百億とか何とか言われておりましたが、いつの間にか二月に四千億を超し、更にこの三月になりまして四千三百億以上に上つておる、こういうことは、いわゆる金融面から見ると、これはまだどうも健全な情勢とは言へませんので、従つてこれが起つて来ます原因にはいろいろございまして、従つてこれに對する原因を除去するに努めなければなりませんけれども、一方金融のほうもこういういわゆるオーバー・ローンを続々殖えて行くようなことは、これはどなたがお考えになつても健全金融ではないといふので、従つてこういう点から、そのオーバー・ローンを余計申出ている銀行に、その銀行がもう少し自分の貸出を健全化するよう日本銀行が協力を求めておるの、私は当然のことであり、又そうなければならぬと思ふので

ありますが、併し事業あつての国の財政でございまして、従つて健全な事業が成り立つて行かないような金融引締が行われて行かれますとすれば、これは日本の産業は成り立ちませんから、そういうことについては勿論政府のほうにおいても意を用ひますが、日本銀行ともよく相談して参りたいと考えております。

○平林太一君 そこで今小笠原大臣から御答弁がございまして、私も了承をいたしましたのですが、どうです、この資金運用部資金ですね、こういうものをこの際、今お話のような、これは至極重大なことですよ、これでこのまま行きますれば、恐らく私は銀行ですね、いわゆる市中銀行、地方銀行の一部に恐慌が来るのではないかと、これを非常に憂慮しなければならぬ。それが政治ですから、起きてからでは間に合いませんから……。そういう事態が、これはまあお調べになれば今日わかつてますが、相当地方銀行等におきましては、もう七転八倒の苦境に陥つてゐる事態がある。これはいわゆる業者といふものがこれを察知しておる。それで今から新規の預金といふものはいたさない。そして専ら緩慢なる引出しが今日低下して来た。こういう事態は殊に庶民金融企業といふものを襲滅さしてしまひます。それでありますから、今日はどうしても銀行以外にないので、であるから今のお話であらう一つ止むを得ないといふようなことでは、これは困るのだが、資金運用部資金に對しまして、この二十九年度におきましては、こういうものに對しまして何らかのその応急措置をなされるお考えがあるかどうか、例えば国民金融公庫で

すね、中小企業金融公庫へは若干お出しになっておりますが、これは極めて百億とか二百億のもので役に足らん。これは根本の問題ですから、一つお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 資金運用資金は委員会へかけまして、その結果に基いて実に出してある次第で、普通の銀行への貸出なり預託は運用部資金の金はいましておりません。あれは政府の手持ちの金を、昨年は多いときは六百数十億預託をいたしました。特に災害地方で一時その要求が多かつたので預託をいたしましたのを、まあ昨年は御承知のように政府の予算面そのまゝ行きますれば、撒布資金超過千三百億に上るのだと言われたときでありましたので、漸次金融で調整するという意味で引揚を行ひまして、最近はお百億ぐらゐ残っております。この分は大体中小の分に相当する分ですから、この預託は引揚げる考えは今持つておりませんが、一頃の六百億に比べれば、政府の手持ちの金を預託しておるわけですが、それがそれだけ減つていくことは事実でございます。多少お困りのところもあるかと考えます。だからこれは最初から三カ月とか六カ月とか期限を切りまして預託をしておるものでございまして、特に年末等はこれは余ほど加減をして参りましたから、平林さんの言われる苦情は、恐らく一月になつてから特にそういう苦情が出て参つたのじやないか、こう思ひますが、まあ只今のところはそれは銀行の預金者が若干の不安のことがあるやうなことは、これは是非とも如何なる措置でもとる考えでおりますが、金融をここでまあ緩めるといふやうな感

じを与えると、折角緊縮予算をやつて頂いたのが無意味になるようになりまして、この方針を堅持して参りたい、こう考へておる次第であります。

○平林太一君 まあそれ以上のことは、大蔵大臣の御答弁を私のほうで一応伺つておくという程度にこれはいたしておきますが、先刻申し上げる通り、政府の預託金、そういうやうな問題に對する措置はそれ／＼あります。今日、例へばこの問題を通じて、今、まず日平産業、あれは千葉銀行の古荘頭取が健全なる預金をあつたやうな貸付をしておる。そして貸付けたところの日平産業の社長というものは、意外にもこれはあれが発表されて、啞然としたわけですね。市井のつまり何と言ひますが、いわゆるよた者ですね。あれは新聞で発表してあるものを見ますと、政府にも大分迷惑がかつておるらしいが、それを古荘何がしが発表せられる前日、いわゆる獅子を落すのだ、それからそのあとをうんと今度は援助するのだ、そして石川一郎という礼付が、これは又援助するのだというやうな発表を、これはいたしておるのです。如何に日本の金融資本というものが、今日もう最悪の事態に陥つておるか、そういうことをこの際十分御考慮になつて、銀行経理に對する重大な監督、それ／＼の方法を講じまして百年の悔いを残さぬやうな措置を私は大蔵大臣に特別お願いしておきたい。

それで資金運用部資金ですが、国民金融公庫に對しましては本年七十億、それから中小企業公庫に對しましては百五十億円で、これだけ。全く僅かしか出しておりません。百五十億

円、それで中小企業金融公庫は一設會計が二十五億、自己資金が六十億、資金運用部から百五十億、合計百九十億、それから国民金融公庫は一設會計から二十億、資金運用部資金から七十億、自己資金が二百三十三億、合計三百三十三億、今日の庶民金融、中小企業、殊に庶民金融というのに對しましては、今日ではこの二公庫以外に利用の道がないのです。庶民というものが、銀行に對する関係というものは全然ありません。それから銀行も相手にしない。ところがこれが又一番根本なんです。今度の金融に對する何と言ひますが、動搖、金融に對する動搖の危険が起るか起きないかというところは、この庶民の零細な金融というものが基本になる。それでありますから、この資金運用部資金というものが、この動搖に對しまして、これは非常に少い。それでありまして、これを追加して殊にこの国民金融公庫のごときは、極めて何と言ひますか、理想的な、最も我々が非常に稱賛するやうな貸付をしております。五万、十万、二十万……。それから中小企業金融公庫のほうは銀行を通ずるやうになつております。銀行に保証され

るといふので、而も窓口がないのです。それで殆んど中小企業金融公庫の資金運用部資金の運営というものは銀行にこれを預託したと同じことなんです。實際問題は、それでありましてから中小企業金融公庫は百十億を年度末において貸付けた。貸付件数は四千七百数十件だ、僅かに、而もそれはどういふわけだが、銀行が経営して行くのでありますから、實際の庶民金融、中小企業金融公庫というものに全然該當し

ていない。それでそれから中小企業金融公庫は早期に窓口を、経費の問題ではない、国民金融公庫と同様に、これは資金運用部資金に對する運用に對することを申上げておくわけです。そこで窓口を持たせるか、国民金融公庫と同様に、銀行の経理から外しまして、若しそれができなければ、中小企業金融公庫というものは潰しまして、国民金融公庫に合致すべきものだ。そして窓口を持つておる国民金融公庫は、庶民が直接そこに行つてそれ／＼の中小企業者、或いは庶民の金融というものはそこで健全に行われるようにしなければならぬ。そこで大蔵大臣に質したことは二つある。このいわゆる資金運用部資金の財政資金なんというものを見ますと膨大なものを出している、開発銀行その他を通じて。こういう零細な、大きな多数の貸付対象になりまして、大抵多数の貸付対象になつたものに對して、なぜかやうな僅少なものとどめておくか、だからこれは早急に殖やすべきである。殖やすには追加その他の処置は當然できるものであるから、これをおやりになるかどうか。第二には中小企業金融公庫というものは今日有名無実のものである。それでありますから、速かにこの国民金融公庫と同じやうなものを立てて、何ら役に立ちませんから、国民金融公庫と合併して、そしてその資金を国民金融公庫の窓口でやらせれば、中小企業金融公庫の實體というものが生きて来る。それでなければ窓口を早急に四月一日から全国各都道府県に一方所ずつ作りまして、さうなことは五人か六人でできることなんです。国民金融公庫の事例を見まして、それで以て直接この金庫へ庶民が参りまして

貸付の手續をし、貸付を受ける。今日では銀行を経由するから、銀行では相当額を、今度は三割になるのだから、銀行自身が自己資金と同様な取扱を以てこの中小企業金融公庫の金を処置しておるといふことですから、この点をどういふふうに御処置なさるか、これをお尋ねするのは、あなたのほうでどういふうにしなければならぬという具体的なその処置を伺いたいわけなんです。理論ではこれはありませんから。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 資金運用部資金は、これは平林さん御承知のように、電源開発だとか或いは石炭とか鉄鋼の合理化とか、外航船舶に對する貸出とか、いろいろ國策に基く分をここから出しますのだ、それから今、各種の庶民的な金融機關等もここから出しておることは御承知の通りであります。これはいづれもその審議會で嚴密な検討を経て、これに基いてやつておる次第でございます。国民金融公庫は、これも今度は更に今御審議を願つておるやうな恩給に對する貸出もできることになりまして、一層機能を發揮することかと考へております。なお、資金につきましては漸次充實を図つて行くという方針でございます。

それから中小企業金融公庫についてお話しございましたが、これはちよつと中小企業金融公庫の成立が違つたのでございまして、御承知のように大抵庶民金融に對する一つの考へ方として、一方中小企業等に對する考へ方も、さうでありますけれども、商工組合中央金庫で組合金融をやつて行く。組合を通した金融をやつておる。それには政府のほうでいつもいふゆる金融債を

貸付の手續をし、貸付を受ける。今日では銀行を経由するから、銀行では相当額を、今度は三割になるのだから、銀行自身が自己資金と同様な取扱を以てこの中小企業金融公庫の金を処置しておるといふことですから、この点をどういふふうに御処置なさるか、これをお尋ねするのは、あなたのほうでどういふうにしなければならぬという具体的なその処置を伺いたいわけなんです。理論ではこれはありませんから。

貸付の手續をし、貸付を受ける。今日では銀行を経由するから、銀行では相当額を、今度は三割になるのだから、銀行自身が自己資金と同様な取扱を以てこの中小企業金融公庫の金を処置しておるといふことですから、この点をどういふふうに御処置なさるか、これをお尋ねするのは、あなたのほうでどういふうにしなければならぬという具体的なその処置を伺いたいわけなんです。理論ではこれはありませんから。

の他の引受けをして出資をする場合もございませう。それから更に極めて零細なところには国民金融公庫でやつておる。ところが中小の企業者のうちで事業合理化をしよう、或いは近代化しようとしても、長期の資金を得るところがない。そういうところから長期資金の供給というのが目的で中小企業金融公庫ができたのでありまして、従つてできるだけ早く働いてもらいたいという関係上、支店を作るといふことになると、なか／＼容易でございませぬので、取りあへず全国商工中央金庫等各種の銀行等を自分の代理店としまして、たしか窓口は三千ぐらいあつたと思ひますが、窓口を作つて貸出した。そのうちに今お話になつたように、銀行があつて、銀行が歩積をしなれば取扱つてくれんという弊害が起つたやうで、この点について中小企業金融公庫の当局によく話を通じておきまして、中小企業金融公庫は今申上げます通り、長期に亘る、五カ年に亘り金額一千万円で貸出し得ることになつておきまして、これで中小企業の合理化をやらせる、近代化を促進する、こういうのが実は狙ひになつておるものであります。少し建前が今の国民金融公庫とは中小企業金融公庫は違ふことになつております。今のところは、これはやはり中小企業でもそういうものが非常に要望されておりますので、育成して行く考えを持っておりますが、ただ店を持たんといふことが仰せのやうに不自由の点がいふ／＼あると思ひます。従つてできるだけ店を各地に作るせうといふことは持つて行くことが必要だろつと思つております。

○平林太一君 委員長、これで終るか

ら御安心下さい。それで今のお話でありますが、中小企業金融公庫と、今の大蔵大臣の中小企業金融公庫の性格に對する御説明を伺つておりますと、中小企業じゃないのです。これはそういうお話なら大企業なんです。それで大企業から大企業金融公庫と、こうお直しになればよろしい。中小企業金融公庫だといふことであるから、中小企業にこれは役立たせなければならぬ。それから私は先刻お話を申上げたわけですから、いやしくも一千万円……今度実際の具体的な貸付を見ましても、百十億円で四千七百件ですから、平均いたしますと二百万円以上になる。これは中小企業じゃないのです。中小企業といふのは二百万円のことばさしておいて、五十万、百万といふやうな程度、或いは五十万ぐらいの金でそれで起死回生ができるわけなんです。それがないために、どし／＼中小企業といふものが今日苦境に陥つて崩壊して行くといふわけなんです。而も全国のいわゆる企業の数から見れば、中小企業が最も多い。税の對象からいいたしましても、お調べになれば主税局長おわかりになると思ひますが、これから出す金がたばこと同じなんです、零細でありますから。最も龐大ないわゆる所得を処置いたしておるわけなんです。それだから、これはそういうお話なら、一つ中小企業金融公庫といふことの中小といふものは、これは改めてもらいたい。改めなければいけません。大企業金融公庫と看板を塗り変えなさい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと申上げまして頂きますが、それはそれで下従業員三百人以下といふものを對象としております。日本ではこれは資本金一千万円以下及び従業員三百人以下は中小といふうちに入れておるので、これを大といつていいないのです。

○平林太一君 それだからそういう見解の相違で困る。それから委員長も一つ、大蔵大臣、それじや資金運用部資金と国民金融公庫と、これに對しましてこれより殖やす、これは困りますよ。これは言明をしてもいい。追加で数字を一つ。今日私どものほうでもエチケットを出してあなたにお任せしますから、これだけは困る、どうか言明してもらいたい、政党政治を超越した問題……

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは三党協定のなんで、十億でしたか、二十一億でしたか増加いたしました。これはこれは資金運用部の資金の中には地方債等も非常にたくさん持たなければならぬものもございまして、只今のところ資金の按配から言いますと、すぐにそういう措置がとり得ないほど窮屈になつております。併しこの方面に今後とも金を増加して行くかといふお話でありますれば、これは増加する方針であります。これはつきりと御明言ができますが、本年度内に増加するかどうするかといふことになりまして、只今のところ余裕がございせん。このことはつきり申すほかない。遺憾ながらこの点は止むを得ません。

○小林政夫君 税法の問題に返ります。これは法律の問題でなくて、前回主税局長には言つておきました。大蔵省関係に踏み切る問題ですから、大臣に特に検討してもらいたいのですけれども、最近頻々として不渡手形が發生する。そうすると、例の貸倒準備金の計算の基礎になる数字が、手形を受取つて、受取手形といふことになり、手形を受け取つて、銀行で割つて割引手形というのことにすれば、相手勘定は銀行預金になり、こつちのほうは割引手形勘定になる。そうすると、売掛金勘定は落ちるのです。そうすると、計算の基礎としては売掛金といふものは減つた、そこで貸倒準備金の積立額も減つて来る。実際には銀行では成るほど割つてもらつたけれども、実情を言つと、融手等もあるもので、実際にはこつちで金を出して買ひとらなければならぬ。或いは実際持つて行つて不渡りになつて買ひとらなければならぬといふケースが続出しておる。そうすると、まあ比較的資金繰りのいいものは、手形を受け取つても、銀行で割らなくてじつと持つておる。そのほうは売掛金は売掛金として残つておる。ところが金繰りが忙しくつて、手形を受取つたら、よからうと、悪からうと、とにかく銀行へ持つて行つて割らなければならぬのは売掛金が減つて来る。企業の積立金等で企業経営の健全化といふものは損なわれる。損なわれるといふか、十分にみられないといふことになるわけなんです。だから割引手形であらうと、要するに落ちるまでは同様の扱いにすべきじゃないか、こういう話をしたわけだが、まあその点についてどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 以前には今お話の通りでした。最近はそのやうに小林さんが仰せのやうに落ちたもの以外、そういう取扱をするのになつておると思つております。今国税庁長官からはつきりしたことを申上げます。

○政府委員(平田敬一郎君) 割引手形の問題につきましては、只今小林委員がお話のやうに、会社の経理上一応決済したやうなことに整理する建前になつておりました関係もございまして、從來は一応貸倒金にのみないといふことにいたしましたこともありましたが、その後いろいろ民間資金の要望、企業の実情等を私どものほうで調査いたしますと、法律的にはまだ最終的には決済がなつていないといふ解釈も成立し得る。それと同時に、今御指摘のやうな不渡が殖えて来まして、実情において、どうも今までの扱いが無理じやなかつたかといふことを考えまして、最近解釈を變更いたしまして、割引手形につきましても、貸倒準備金の貸付金の對象になり得るということに最近いたした次第でございませう。

○小林政夫君 いつからですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般私決裁をいたしました。今後処理するものから適用する、こういうことになつております。御了承願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 それは非常にいいことですが、主税局長に僕は言うが、そういうふうなきめたのなら、あなた研究すると言つておつて、こういうふうにいたしますと、どうして早く言わないのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今決裁の廻つてゐる途中でございまして……小林委員にも前回十分研究いたしました。と、何とかその方向で考へて行きたいと実はお答えしておいたつもりでございまして、決裁が廻つておきまして、その決裁がすんで、通牒が廻るやうに

なりましたら、それをお知らせするつもりでしたが、決裁の廻つてゐる途中にあるものですから、それでまだ最終決定というわけではございませんが、もう大体大蔵省としましては、そういうことになるものと御了承願ひまして、さして御座いますかと思ひますが、いづれきまりまして関係方面、これは主として管下の国税局、税務署であります、通知する時期になりましたら、はつきり御報告申し上げます。

○堀本三君 私も大蔵大臣にいろいろお聞きしたいことがあるのですが、時間もないようですから、ただ一点だけお答えを願ひたいと思ひます。今たばこ消費税の問題が起つてゐるのですが、実は最近の衆議院の審議の様を見ますと、入場税、奢侈税、消費税等につきまして、大蔵当局の意向と相反した結果が出さうになつて、たばこ消費税そのもので、何とか地方財源の調整をしようかというふうな話が出ておるようになつてゐるのです。この際、税制の改正に關して、これらの具體的な問題に對して、大蔵大臣の御決心を伺つておくことは、審議上非常に必要でないか、と思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 入場税の国稅移管及びいわゆる奢侈税に關しては、そういうふうなわけではございませんが、意見があることについては私も聞いておりますが、併し私もこれとして、この入場税の國稅移管は是非ともこれをやつて、地方中央の財源調整を行つて、目下あらゆる努力を傾けております。この点について近くこれは解決をみるものと私は思つております。と申

しますのは、これは先に御承知かと思ひますが、改進黨のほうと今いふゆる了解事項のうちにも、はつきりこの予算に伴う税制については、これを通過することを約束する打合せというふうなことがあつて、了解するということになつておりますが、これも一つ、堀本さんよく御記憶になつておると思ふのでありますが、義務教育費半額国庫負担に對する特例法案を引続き出さないうことが、これの代りになつておるような事情にもござい

ますので、或いはそれらのことを忘れてしまつたかたがいろいろ議論されておるのじやないかと、こう思つております。従つてこれらのことを皆さへが思ひ出して頂く、まあ思ひ出して頂ければ、これは私は入場税の問題は必ず通るものと確信いたしております。但し率等につきまして、いろいろ御意見もあるようございまして、これららの点が多少の修正をみることはあるかと考えますが、政府は飽くまで原案の通過を期待いたしておる次第でございます。それから奢侈的な消費品の問題については、本税が起つて来まして、いろいろのいきさつ等から、きまつた税として御提案を申し上げたのは一つでありまして、それまでにいろいろなことが新聞に漏れたりして、原案課税から小売課税になつたというふうなことが言われてみたり、政府は何もそんなことを言わなかつた、最後の決定は一つでありましたが、そういうふうないろいろのいきさつがありまして、最後にはそういうことで話がまとまるといふことで、その話を受入れたのが、一つは政府がそれがまあよろうといふことで、これは言葉が率直にすぎ、

またまるものと云うたら怪しからんといふことがあるかと思ひますが、そういうことから一つの見通しを得た上で、私もあれをやつた次第でございますので、今後とも、例えばこれが少し審議が遅れるようなことがあつたれば、それに対しては施行期日等に對する加減はありましようが、政府としては引き続き努力をしてこの税案の通過を図りたい、かように考えておる次第でございます。

○堀本三君 今おつしやつたことは、私もよく承知してゐるところなんですが、率直に言つて、このなか、何と申しますか、大蔵大臣の所屬しておられる政界そのものの中に、いろいろなきがらがあるの、これはよほど大蔵大臣として御決心でない、法案そのものが非常に予期しない運命に會ひはしないかという心配をいたしますので、特に念のために御質問申し上げておる次第であります。

○成瀬權治君 先ほど小林委員の質問に對して、税制一般について検討するといふようなことをやらなきやならぬといふ時が来たといふお話でございまして、地方税法の改正、例えば大都市制といつたようなこと、或いは警察法の改正ともからみ合ふと思ひますが、そういうようなことを睨み合せて、あなたは今時期を予定されておるのか、単に税制調査会の方の答申案が出て来た。これは非常に二十八回も忙しう人がやられたから云々だといふことを言われたのですが、そういうようなすべてのことを勘案してのお答えだと思ひますが、大臣の任期はいつかといふことはわからないわけでありまして、少くとも今年度中くらいには検討

して、一つ地方と中央と或いは直接税、間接税、そういうものを全般を通して一つの大きな抜本的な改正をしよ、こんなふうにお考えになつておるかどうか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今成瀬さんの言われたように、私も根本的にはそう考えておりますが、実は税制調査会でも、地方税制について、まだ結論的な答申は出ていなかった。幾らか調整的な分については、例えば遊興飲食税とか、入場税といふものは、これは中央に移管してどうすべきであるといふようなことは出ておりました、あとは細かいことについてはまだ十分なこととは出ておりません。

地方税も相當まだ私も根本的に検討すべき点がたくさんあると思ひます。殊に大体から言ひまして、今の地方に財源を与えて、成るべく中央からの補助金というものを或る程度整理することが、実は非常に重要な問題である。中央と關係がなくなれば、そんなに運動にお出でになるかたがべつに来られんでもないことになつて、大要違ふのじやないかといふふうには考へられますので、従つてこの点については、十分今後とも一つ考へて行きたいと思つております。又私も自分が任にある間は十分最善を尽くす、これは一つそれでやりますから、根本的に検討する、こゝういふことで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬權治君 その時期は、検討する、検討する、研究々々で、四年も五年も過ぎてしまふといふようなこともありまして、文字通り、研究検討をされて、早急に出されるように、答申

案があるのですから、ですから警察法の結論も大体出て来るのじやないかと思ひます。大都市制の問題については、これは結論が出るとは言ひませんが、それとは違ひますが、およその方向が出て来ると思ひますから、一つあなたの任期が一年あるとすれば、一つ結論を出してもらいたい、こう思つておりますが、あなたの寿命が若し続くとすれば、大体結論が出ると、こうお考えになるかどうか。内閣の運命の話ですよ。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は私も或いはせつちのほうかも知れませんが、大体この頃は期限をきつて頼んでおる、さつき申し上げた、例えば公共企業体の審議会につきましても、これは六カ月間に一つやつてもらいたいといふふうになつておりました。先に税制調査会を作りましたときも、大体十一月一ぱいには一つ答申してもらいたいといふことを申し上げておる。又金融懇談会等でも大体この月末には答申してもらいたいといふふうな御注文を上げて、実は私がせつちかも知れませんが、今申し上げました意味も検討々々で四、五年暮す、そういう意味では毛頭ございませぬ。できるだけ早く検討したい、こゝういふ精神でございまして、一つ……。

○成瀬權治君 只今大臣の答弁でその点は了解しました。次にちよつと平林委員のことでございます。金融問題であつたわけですが、造船利子補給で云々と言つちやあいかせせんかも知れませんが、少くとも合理化審議会が、あの期間が来ておつたところには、もう船を造らせない

という一つの大きな条項を申合せ、私は一つのそういう基準になつておつたと思うのです。ところが實際を見ると、貸付けをしておるわけなんです。まああなたの関係している会社にはないにしろ、こういうところには金を貸しておるのに、今言つたように中小企業金融公庫へ行つて金を借りるような人は企業が健全であり……。

○委員長(大矢半次郎君) 金融の關係、そういうのを四月一日以降にゆつくり御審議願へる機会があると思ひますから、今日は一つ議案に直接關係のある部分について大蔵大臣に御質疑願ひます。

○成瀬權治君 私承しました。大臣も忙しいだろうし、私も忙しいからそれじややめます。

次に税制全体の問題についてお尋ねするわけですが、予算の説明書を見まして、どうもこんなふうに思へてならないわけですが、減つたのを見ますと、まあ確かに所得税の基礎控除とか、或いは扶養控除の引上げがありまします。そういうことがあつて所得税も減つたといふことはありますけれども、配当所得等の源泉税率の引下げとか或いは法人税に対する処置とか、或いは相続税の引下げ、こういうようなものをやつて、引下げをやつておるわけですが、そして片一方の間接税、大衆課税的なものを引上げて、そして四十五億の今減税になつておるわけですが、どうも内容を當てて見ると、まあ仮に相続税と配当所得税だけの引下げ率を、それだけ寄せただけでも大体四十一億の減税になつておるわけですよ。これは法人税のほうの四十九億の減税を入れれば九十億ばかりの減税になつておる。そうすると、こういう人

たちの減税が差引きして四十五億に減つて来るわけなんです。というところは、大衆は税金、勤労所得は成るほど引下げられたかも知れんけれども、すべての間接税をうんと取られたため、やはり私は大衆が税を負担しておるのじやないか、こういうふうな考えられるわけですが、大臣はどういうふうにお考えになつておるか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは実は私も最初申上げておりました。が、一番課税を減じたのは大衆であると考え、というのは、少額所得者の所得税を減じたというのが一番大きいのであります。一番、大衆から、これは特に少額所得者ですから、大衆から特に税を減じたのであります。併し今一部、四十数億を除いた部分について、これはいろいろのものから取つておりますが、酒の税についても、大衆という言葉の意味が私もよくわからないうえ、多数の人というなら、やはり特級酒、一級酒は上の者が飲む。たばこにしても、さつき繰返し申す通り、ピースというものは、ほかの大衆のものに比べて僅か六分の一に満たない。そういうものを大衆のうちに入れて、砂糖というものは一種別の見地から、これは殆んど輸入しておるものだから、これはできるだけ減らして欲しい。消費を節約して欲しい。こういう意味から課税をしておるか、或いは揮発油税について、同様な考え方があります。物品税でも今度上げますものについて、高級品に限つて、贅沢品に限つて、今度は上げておる、こういうような意味であります。よく大衆ということ

を言われるが、実は成瀬さんはそういう意味でおつしやるのではないと思ひますけれども、大衆に対する課税は何も減やしてない。大衆でない上層部に對する課税を減やしておるの、これは御覧下されば大体おわかりになるのであります。従ひまして私も大衆には減税をしておるということをはつきりと申し上げ得るのじやないかと思ひるのでございます。

○成瀬權治君 それじやあなたは、實際に資本金のぐらゐといつて、お金持がどのぐらゐといつて例をとつてはいけなから、そういうことはやめますが、實際それじや大きなお金を持つておる人が、どこでどのぐらゐのこの税制改正で負担が重なる、どうおつしやるのですか。具体的にあなたが例をとつて説明してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それはそういう消費税の關係で重なること以外には、例えば揮発油税などは重なまします。又高級品を賣るものは重なまします。そういう消費税の關係では重なまします。

○成瀬權治君 揮発油税だつて、これは自動車を持てゐるから、外国自動車を持てゐるからといつたつて、これはバスとかトラックでも、そういうものでも重なまします。それから、特別なものじやないと思ひます。例えば今言う配当といふことは株を持つておる人なんです。こういう人がまあ国民の全部だと言へば、多数とすれば私も多数に入るかも知れないけれども、うんと持つてゐる人は非常に少いと思ひます。それから法人の問題でも、少数の法人を對象にしておる。相続税でも、うんとある人は少数

の人はなんです。ですから少数の人の減税を考へておつて、だからそういうふうなどうもあなたの議論は少し違ふのじやないかと、こう思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) わかりました。その意味は配当所得のことです。これは配当所得は成瀬さん知つておられる通りに源泉課税なんです。から、源泉を減したの、個人に關する所得に對する課税を何ら減したものでありません。源泉に對する部分……。

○成瀬權治君 税の所得が二〇が一五になつて行くのは、投資信託といふのですか、この間おつしやられた、七億、八百億持つておられる有価証券、これが一番多く響いてゐるのじやないかと思ひます。だからこれも大衆とか大衆でないといふような、金持ちがどうこうといふことにはなりません。

○成瀬權治君 それじや序でに所得税のことについてちよつとお伺ひします。これはちよつと局長にお尋ねするわけですが、この税制調査会の答申通りに若し税を改正したとすると、今度ここに提案されておる改正案と収入がどのぐらゐ違ふわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税制調査会の答申通りにやつた場合といふのと今度の場合と、今度の基礎数字を使いましての計算は実はまだやつておりませんので、ちよつとここでにわかには申上げかねますが、すでに御承知だと思ひますが、税制調査会のはうでは、間接税についての増徴も、今度の我々が提案してゐるやつよりは、もつと幅が大きいわけですよ。例えばたばこの値上げにしましても、ピースを十円上げると、それから光を五円上げる、これに

よる増収を百四十億でしたが、今度の分は先ほど御説しましたように、ずつとそれよりも幅が狭くなつております。それから繊維における課税につきましても、今度見込みました税収よりも遙かに大きい税収が見込んであります。即ち間接税の増徴の幅が大体五百億程度の幅が見込んであります。それに対して、今度のやつは三百億ちよつと、同時にそのほかに自然増収による分を減税に充てよう、こういう恰好でございます。従つてそれによつて直接税のほうの軽減を、地方税をも合せましてでございます。千二百億やろう、従ひまして今度のような場合においてどうなるか。先ず第一に、間接税の増税を税制調査会のはうの幅程度にやるかやらないかという問題が一つあると思ひつております。それが片方できたとして、まあ直接税をあの通りに減ずる。基礎数字が来年の緊縮予算のせいもありまして、多少縮まつておりますから、七百億の減収といふことには或いはならないかも知れませんが、大体その程度の減収を覚悟し予定しなければ、恐らく同時に、五百億程度といひます。現在御提案申上げておりますよりも相当大幅の間接税の増税をやると同時に七百億程度の減収を見込んで、初めてあの程度の減税が直接税についてできるのじやないか、かように考えております。

○成瀬權治君 私は先の税制改正において大衆の負担が重なまじやないかといふことに對して、あなたはそうじやないとおつしやるから、それで所得税が若し計算されてあるならば、比較して見られれば私は一番よくわかる

なたのほうも若干引締めたやつをまた
財布の紐をゆるめて行くというような
恰好になつて、何にもならんじやない
かと思つておる。あなたは労働組合は
賃金要求はやらないのだとおつしやる
けれども、もうすでに賃金要求は出し
ておるのですよ。ですから私は何らか
の形において解決するのだと思ひます
けれども、それはゼロの形において解
決するものは絶対にない。賃金は上る
のですよ。ですから今度は自然増収を
見込んでない、そういうのは危険だと
おつしやるのですから、今あなたとこ
こで押し問答をしてもしょうがないの
ですが、私は今までの例で言へば、予
算のときよりも二十七年の収入が殖
えておる、二十八年度も同じだといふ
なら、二十九年も必ず殖えるのですか
ら、私は引下げたつて何ら差支えない
じやないか。今度ここで二十九年の
終結が、あなたの最後の所得税が果し
て政府が予定したよりも殖えるか減る
かという、賭をやると言つちやおかし
いのですが、これはあなたはもう絶対
に殖えないのだと言ひが、私は絶対に
殖えると思う。あなたは、若し殖えた
とするならば、首を賭けてそういう答
弁ができるのですか。

にないのだとこういうふうにおつしや
るのですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) そうい
う激しい言葉は避けたいと思ひます。

○成瀬権治君 激しいとか激しくない
とか何とかというのじやなくて、財源
措置としてできるかできないかと言
へば、私は可能じやないかと思ひます
が、あなたは不可能だと言ひます。
私は今までの実績から見ても可能だ
と言ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それは
御判断に任せます。それ以上は言ひ
ません。

○白井勇君 時間がないので恐縮です
が、私大臣にちよつと一言伺つてお
きたいと思ひます。農産所得の課税の問
題で、二十八年産米には御承知の通り
超過供出奨励金とか各種の奨励金につ
きまして減免措置がとられたのです
ね。ところが税制調査会の答申を見ま
しても、ああいうものは税の負担の均
衡を失するから、米価その他管理のほ
うと脱み合せましてできるだけ早い機
会にこれは解消すべきものであるとい
うような答申になつておるとされてお
りますが、今の食糧対策委員会でもき
まして、あそこでも根本的に又検討さ
れると思ひますが、今の情勢では、ど
ういふふうには検討されまして、ど
ういふふうに出る制度というふうなの
が、やはり供出制度というふうなもの
が出て来るでしようし、二十八年産米
にとりましては各種の奨励金の措置
は、やはり同じ二十九年産米につきま
しても継続されるものと私は解してお
るのですが、それはどういふ……。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 実は二
十九年産米については、きまつており
ますことは、税のことはちよつとあ

とで申します。早場米奨励金のこと
外に出しまして、あとの豊凶係数に基
く……今年ですと凶作の場合ですが、
あれを差引いたものを一本の米価にし
たというだけではきめて……

……それで予算措置はとつてあります
が、まだ来年の、今の税の問題は実は
何もきめて……

……が、私の考え
だけ率直に申せば、日本の食糧事情に
急激な変化がない限り、そうして供出
が同じように必要とされる限りは、大
体急激な変化を与えることは、供出
の他にも大影響をいたしますので、そ
ういふことはあるまい。けれどもこれ
は私一個の考えで、これから相談をし
てみなければ、今米の問題で相談しま
したのはその点だけでございます。

○白井勇君 今のお話でわかりまし
たが、結局そうしますと、八十一億の早
場米奨励金が出ておりましたですね、
そうすると、今又九月一ばいで四十万
石くらいものを消費者に渡さなければ
ば、この端境期は乗り越せないとい
うような段階にあるわけですが、そうし
ますと、やはり九月中にその四、五倍
くらいのお米を集めなければ四十万石
の配給はできないと私は思ひます、
今種をおろす場合ですから……そう
しますと、やはりほかのことはどうと
いたしまして、少くも早場米奨励金
については、今お話のようなことで大
体二十九年産も同様のことと考へて差
支えないわけですね。ほかのことはど
うでも、別に問題があるとしてしま
うも、免税措置というものは、早場米
奨励金につきましては大体二十八年産
同様と考へていいわけですね。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まだ実
は先ほども申す通り、それは別途予算

に計上するという以外には何も結
論は出ておりません。結論は出ており
ませんが、今の供出を必要とする事情
等から見て、特に本年は一早早場米の
供出を必要といたします。そういう状
況におかれておること等から見て、前
年以上の課税措置をとることは実情に
即せぬ嫌ひがあるのじやないかと思
われますので、なおよく相談はいたし
ます。

○東隆君 一応今回の税制改正のい
ろの御方針その他は承知をしておる
のですが、この機会に大蔵大臣にお聞
きをしたいのは、直接税と間接税の関
係になります。直接税でもつて約三
百二十一億ほど減らしておるわけ
です。そうして間接税のほうで、仮にた
ばこを消費税と考へてみると、それに
相当増殖やおつしやる、そうしてバラ
ンをどつておるわけですね、今回の問
題は……。

そこで私はこの直接税というのは、
或る意味において所得の均衡を図るの
が目的じやないかと思ひます。ところ
が政府の方針はそうではなくて、資本
蓄積をやる方面に非常に熱心になられ
ておるわけですね。資本蓄積をこれが一
番急務だ、こういうふうなお考えでや
つておるわけですね。そのために例え
ば直接税の場合においても、もう少し
累進税のな方面を考へて、そうして一
般大衆の面において減ずる部分を、大
きな所得のある面にかけてゆく、それ
でもつてふさいでゆく、そうしてでき
るだけ大衆課税になるところの消費税
はこれを減らすべきである、こういう
考え方が私は今の時代においては、こ
れが本當の考え方がじやないか、こう考
えておりますが、そこで将来間接税を

これ以上殖やしてゆくお考えかどう
か、その点、前の私の申し上げたこと
に対する考え方と、それから間接税を
殖やしてゆくつもりか、それから累
進税はどういうふうにお考へておるか、
そういう点をお答へ願ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 大体か
らいいまして、私どもは税というもの
が所得を中心として行かなければなら
んことはよくわかつてますが、併しな
らその理論一本でも行かないのは、例
えば今日の日本の所得税というものはど
なたがお考へになつても重過ぎるの
です。これはひとり少額所得者に限ら
ず、上のほうのものでも相当重過ぎて
おることはこれは実情なんです。とい
うのは、日本の金の値打が低いもので
すから、例えば今の国会議員、私ども
が受取つておる歳費も、数字の上では
相当大きなものですけれども、併しこ
れを實際生活の面から見ると、相当窮
屈なこととはこれは御承知の通りです。
従つて私どもも所得税というものは税
の中心になるものであるが、そのみ
にゆきにくいということを実は思つて
おるのです。そこでそれではどの程度
で間接税でゆくか。間接税も極く大衆
の生活に關するものについては、これ
は勿論増加すべきものでない。先ほど
からピースの例がよく言われるので
すが、どういふものかあなたの方ピース
を召し上つておるかたは感じが出るの
じやないかと思ひますが、光を召し上
る場合ちよつとも上つていない。何
も生活の問題に触れて来ない。止むを
得ないけれども、光をのんでくれと言
ひたいのですが、これは余分な話です
が、そういう工合に低いほうの本當に

第六部 大蔵委員会會議録第二十七号 昭和二十九年三月二十八日【参議院】

二五

生活に関するところの間接税を殖やすことは、これはできるだけ避けたいと思ひますけれども、一方高級なものについて、例えばデパートなんかで高い物を売っている、それが羽が生えて飛ぶがごとく売れてゆく、そういうものにはもつと高い税を課してもいいのじやないか。私は間接税を課することのほうむしる国民生活を健全にするゆえんではないかと考えておるのでありまして、一概に消費税だからといって、消費税は殖やすべきものにあらずと私は考えておりません。消費税も殖やしていいものもあり、又とりやすければ、そういうものにいつの間にか知らず／＼の間に出して、それが国の大きな収入になるなら、これはそういう措置をとるのもいいのじやないか。現に各国の例でも直接税よりも間接税の率の高い国がたくさんあります。そういう点等から見まして、私は余り理論にのみこだわらずにやつて行つたらどうか、これはどうせ皆様方の御協賛を得なければやれないのですから、そういうことを簡と議論いたしました上で、そうして実情に即するようにやつて行つたらどうか、こう考えます。

それから累進率の問題であります
が、今お話になりましたのは貯蓄の点
についての累進率のお話でございます
たか……。

○東隆君　五五で切れていますね。
○國務大臣(小笠原三九郎君)　今は六五ということになっておるのであります。御承知のごとく六五は相当高い。シャウブ税制のときを考えてみると、どうも六五のみにとどまればいいのですけれども、それにいろいろ地方

税とか各種のものがついて来ますので、これは相当高いのです。従いまし
てこれをこれ以上高めるといふこと
は、今の日本の税制の実情ではむず
かしいのじやないか。シャープが来
て、日本に資本の蓄積が非常に必要

ことから、これは資本蓄積をし得るものとはどちらかというところ、割合に所得の大きいものが蓄積し得るので、あれを上を五五に切つてしまつたのはそういう点からであると思ふのです。あれは一大英断だつたと思ひます。それで今も日本の資本の足らんことは、これは

資本がもつと十分にさえないければ、よく世間に問題になつてゐるオーバー・ローンの問題も出て来ないし、先ほどこから平林さんが言われたように銀行その他の問題も出て来ない。出て来るのは主として資本蓄積が足らんとところでありますので、さつきのお話の資本

蓄積についてもいろいろの措置をとっておるわけですが、これは当然御賛成で下さっていることと思う。こういうことはどうも突は止むを得んと考えておるのであります、のみならず税制としては、資本蓄積に資するようなこととはこれはときに異なります、もつと日本

の国が十分資本ができて来て、いわゆる各企業体がオーバー・ボロイングというような実態がなくなり、それから又銀行もオーバー・ローンを日本銀行からするということがなくなれば、勿論そのときは考え直していいと思います。現在のように各企業体は

何倍というオーバー・ボロイングを銀行からしている。そうして更に市中銀行はオーバー・ローンをしているという、こういう状況でありましては、何としても資本蓄積には重点をおかざ

るを得ないと思います。従つて如何なる税制を考える場合にも、資本蓄積に資するという税制措置をとることが今今の日本の経済の実情にも合つてゐる、又経済再建にも役立つものである、かように考えておられます。

○東隆君 私は実は酒を飲みませんし、たばこのみませんので、そつちのほうはびんと来ないのですが、甘党ですから砂糖のことは大分饗くのです。砂糖は私はこれは完全な大衆薬粮になると思うのです。昨年二割上げしております。それから今度は又二割近く

上げるのです。そうして而もこの上げ
ておるのは、これは事実には上げない分
はありますが、これはもう殆んど糶糧
業者その他のいろ／＼なり方によつ
て、そうしてもう上つたものを余儀な
く大衆がなめさせられる、こういう形
になつておりますが、私は米の作況が

悪くて、そうして粉食をどん／＼進めてゆかなければならん、こういう情勢のときに砂糖を上げるのは、これはいろいろ御説明をされて、間接税として上つた分の中で、首肯をする部分もあります、砂糖に関する限りは私は私には奢侈品でもないと思いますし、どうも

首肯はできません。それでこれは大蔵大臣はやはり奢侈品と考えるか、又これは税金が非常に取りやすいからこの際上げたのだ、こういうお考えになつておるのかどつちか、一つお漏らしを願いたいです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは

東さんの言われるところに、私も一部首肯せざるを得ない点がございますが、実は私どもとしては、主たることは、砂糖はその九割を外国から輸入いたしております。これは全部今日の責

重なる外貨払になつておるのでありまして、従つてその外貨をでき得るだけ節約したい、これはどの国でも、例へばイギリスが輸入する卵を一週間に一つしか食わねかつたほど嚴格な食糧統制をいたしておつたことは、お聞

及びの通りこれはつい一昨年までやつておつたのです。そういう工合でございいますから、私どもは砂糖をそういうところまで持つて行つては困るけれども、先ず或る程度こういう輸入品であるから忍んで頂きたいという心持がございいます。それでも本年見ております

る分でも、昭和二十七年に入れた砂糖の数量よりは少くすることはございませうが、その程度にいたしておる。それから砂糖の使われる面から見ると、大体私どもの考えておるのに違いがなければ、家庭で使われるのが四割、その他のほか工業化されて使われるものが

六割じやないかと思ひます。主として
お菓子その他になるものは、これは別
に菓子を私は贅沢だといふのはあり
ませんが、相当贅沢な菓子があること
も間違ひありません。それからこれは
私の言葉がどうも適切を欠くかも知れ
ませんが、砂糖は余り健康の上にもよ

くないというのをいわれておるから(笑聲) 先ずは節約を願うことのほうが、健康増進の上にもよくないかというような考え方等もありまして、ほかに恰好なものもございませんので、先ずこの点で一つ甘いほうのかたも御辛抱を願おうが、こう思つた次第で

○東隆君 仰せに従つて砂糖は少しなめ方を減らそうと思ひますが、私は消費税をかけるよりも、実は輸入をする粗糖とそれから精製糖との間の差をも

つとつけて、そうしてその差額でもつて十分に精製のコストが得られるのだ、こういう範圍でもつて出すことが、これが結局もとして砂糖の統制ができ、そうして最高の利潤が決定するのですから、価格もおのずからきまつて

参りますから、それで国民は非常に困ると思うのです。そういう考え方をやるべきであつて、消費税をかけるのとによつて、ますます輸入はむしろ少いという、そういうことを前提において価格を釣り上げてゆく、こういう形が出て参りますれば、これはもう大衆は

秘議でもつて今度の税制改革に於いて非常に大きな反感を持つたうらやみ思ひのです。で、それはとるべきやり方ではないと思ひののですが、そんな点でどうですか、関税の方面において考え、そうして国内で少しばかり生産を上げています。今度奄美大島のほうも

入つて参つたし、それから北海道も生産をしていますが、そういうようなものには消費税をかけない。併しよそこから入つて来るものには関税をかける。そういうことによつて国内で少くばかり生産されているものにはやはり生産意欲も大きく起させて、そうして輸

入を減退させる。これが私はどちらかというとき非常に賢明なやり方だと考えます。で、関税の方面において収入を上げる、消費税の方面はこれを減らす、こういう考え方のほうが私はいいと思いますのですが、その点はどうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) よそから入つて来るものには実は関税をかけておりましたが、関税をそれ以上かけますことがいろいろな問題を引き起すこともございまして、実は消費税と

ておるわけですが、これもちよつと悪口を言われるかも知れませんが、黒砂糖とかああいふ極く下のものは今度も消費税を付けておりません、据え置いております。

○東隆君 いやそ点も承知しておるのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まあ砂糖も東さん御承知のようにこの二、三日大分下つて来ましたが、だから税金が上つても、そう非常に砂糖は上らないですむのじやないかと思ひます。それから今申上げたように、大体もう少し消費を節約して頂くということによつて国民各位も……この間実は次官會議できめまして各省へ廻したのです。こういうときに飲むものには成るべく砂糖を入れないで何を入れて飲めというようなもの(笑聲)廻つたのです。それをだん／＼実行するということになると、私は砂糖は相当調節されるだらうと思ひますが、尤もこの間廻つたばかりですから、どの程度実行されるかわかりませんが、従来代用品でやつた時代もあるのですから、何分できるだけ消費を節約してもらいたいと考えております。

○東隆君 私は国民の甘味料の生産というところは、これは輸入の調節によつて相当進められて行くと思ひます。濃粉から葡萄糖をこしらへる、或いは飴をこしらへて行く、そういうやり方によつて、砂糖の調節は相当できると思ひます。それから又国内における生産も上るわけですが、含水炭素を輸入するものという、これは農業をやつていふものから考えれば、これは馬鹿らしいことではないので、この点は私は関税とそれから税制を中心にして、相当

お考えを願わねばならぬと考へております。

○成瀬清治君 ちよつと、今度ですね、昭和二十七年を大体目標とこゝうおつしやるわけですが、何トシくらい輸入計画ですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まだ実は外貨予算を決定いたしておりません。昭和二十七年でですと、約八十万トシと思つておられます。但し今年は幾らにするかどうかというところは、まだ発表しますと、あそこ砂糖が幾らこの砂糖が幾らということがすぐわかつてしまふので、ああいふ内容は発表せんはうがいいんじやないかということになつておりますので、まだ最後の決定を見ておりません。但し二十八年は百十五万トシばかり入れております。

○成瀬清治君 精糖会社はまあ非常に利益を上げておられることは、私は大臣も十分御承知だと思ひます。おおよそ一斤について幾らぐらいいかということも精糖工業会が大体利益率を出しておると思ひます。そこでまああとで局長に、細かいことは大臣がお知りになつてからやればいいのですが、ここに消費税の収入として大体三百八十一億挙げられておられるわけですが、これを月に仮に計算しますと、大ざつぱに言つて三十一億ぐらいいなるわけですね、月に直して、これを三月徴税を猶予されると大体九十三億ぐらいいなつて来ると思ひます。非常に儲けておるものに対して三月も延納せなくて、もう少し例えばこれを二ヶ月にするとか何とかというやうな、そういうことは考えられないものか、又私はそうするほう

○政府委員(渡邊喜久造君) 延納の問題がございまして、現在の実情は確かに売手市場といひますか売手が強くなつておられますので、大体サイトの関係も調べて見ましたが、十五日から一月くらいサイトのやつておるようございまして、従ひましてこれは要するに、サイトというのは手形でございまして、精糖会社から卸市場に引渡しますと、手形を受取つておられますが、その手形の期間が今申しましたように十五日乃至一月で、従ひまして今お話のように三月税金が延納されますと、十五日で言へば一月半と一月で言へば二ヶ月といふものが、いわば無利子で以て使えるわけがございまして、これは現在のやうな非常に利益の上つているときに不当にまあ砂糖会社に利益を与へておるんじやないかという、こういう御批判が出るのは、我々もその通りだと思つておられます。ただ我々のほうで今までのこの点につきまして一応余り積極的に出ておりませんでしたの、過去におきまして、相当景気が悪くてサイトが相当長かつた時代にも、やはり三月で以て実は納めさせていたわけがございまして、従ひまして税制の制度を、これをまあ砂糖が景気がいいときは景気がいいなり、悪ければ悪いなりに、余り動かすのは如何かというので、実は積極的に触れなかつたのでございまして、最近のやうな外貨事情になつて、相当砂糖の売手市場が続くという見通しが順々に出て参つたとすれば、この問題は検討してみらるべき問題じやないかと、実は大蔵省で内部のほうでも相当の意見がございまして、この問題を検討しておりますので、何とか考えられるべきじやない

かというふうにして、今成瀬委員の御指摘にならうとする点につきましては、我々のほうでも税法には三ヶ月以内猶予することができるといふことになつておられて、三ヶ月が、そのほうが納期になつておるわけがございまして、三ヶ月以内猶予することができると、従つてあとは行政措置で以て突はできるわけがございまして、従ひましてこの問題については我々のほうで現在検討しておりますので御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬清治君 私はこれは三ヶ月以内の問題で検討をしていふということ、まあ幾ら行つても二ヶ月だと思ひます。すね、一ヶ月にするとかいうのは非常に酷だと思ひやうなことがございまして、そういうことを大体やるという検討をしておるといふことは、おおよそその方向にあるといふやうに大体了承承していいのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その方向に持つて行く意味において実行案を検討してゐるので、要するにまあ一応金繰りなどの都合もありましようから、確かに無利子で使つてゐるにしても、今月からすぐやるといふことになりまして、砂糖会社にすれば二ヶ月分を一週に払わなければならぬといふことになつておるわけがございまして、その最初の月だけはまあそういう点もございまして、一応実行案をどう考へて行くべきかというのを検討してゐるのです。

○成瀬清治君 委員長、私はこの問題について大臣が帰つてからももう少しやりたいたいと思ひます。

○菊川孝夫君 今、主税局長は十五日乃至一月と言つてゐるけれども、いや、

とてもそんな、精糖会社がそんなぐらいて卸商には卸してないらしいのですよ。まだ保証金を納めて、そうしてもう現金でなければ全然出てないんです。そういう主税局長の考へではちよつと違ふんですよ。小売商なんかでも絶対前金を持つて行つて頼み奉つて今品物が出てゐるぐらいな実情で、最近ここ一年くらい、そんな十五日、一月ぐらゐの手形で砂糖会社は卸売商に卸してゐるといふやうなことは、それはちよつと認識不足じやないかと思ひますが、実情を調査されての話ですが、その答弁が一つ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 我々のほうで、この問題が出て参りまして検討すべきだといふので、最近の資料によりまして調べたところの報告を受けましたのが、今申した通りなんです。が、今菊川氏のお話のやうなことがあれば、私も調査した報告を開いたんですけれども、更に或いはその調査についてもう一遍念を押してよく調べてみるというところは、やつてみたいと思ひます。

○菊川孝夫君 これは私のほうでは卸売商や小売商に向つて調査をしたのですが、その実地調査によりまして、むしろ前金を持つて行つて、そして現に業者を調べたんですが、大体そうだと、それは特定の長い間の老舗であるとか或いは大会社の消費組合とかいふところは、或る程度そういうのは効くらしい、併し殆んどもうそれは効かないと言つてゐますが、これがまあ一つ。それからもう一つは主税局長は三ヶ月以内だから簡単に行政措置でやれると言ひますが、けれどもこれはもう公然たる話ですが、なお、一般にちよつとこ

の問題を知っている人の話では、なかなか砂糖工業会の力というものは強いらしいです、今の政界に対しての。それはそう簡単に主税局がこれを縮めるところで検討してみても言われても、果してそれを調べてみてやるうと思つても、それは非常な圧力が加わることとは覚悟しなければならぬと思つてますよ。この際、はつきり申上げておきますが、そう簡単に行くものじやないというの、率直に言つて、自由党の政調会に対してのこの砂糖工業会、精糖工業会の力というのはまあ相当なものだというのは、これは公然の我々の間の国会の誰でも知らん者はない事実なんです。あなたはここで事務的に答弁として検討してみますということは、そう簡単にできると思つておつたら、とてもない間違ひです。それだけは一つ申上げておきます。それでも押し切つて、これは事実十五日や一月という決着は大体特殊なものであることが確認されるところならば、おやりになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私ができると申しましたのは、まあ法律の上で一応できる、だからあとは結局行政の問題だということ、できると先ず申上げたわけです。それから基本的な考え方としては、私は率直に言つて、こういう考え方を持っています、これは納期をきめる場合において、場合によつて長過ぎることもできるだろうし、短か過ぎることもできます。市場の状況によつて、或いは税金を立替払いしなければならぬ場合も出て来ますし、それから逆に今言つたように無利子の金を使うという場合も出て来るわけ、従つて仮に納期を一応動か

すということ、なか／＼これは困難だと思つておきます。従ひましてやはり或る程度の見通しを持つたとき、初めて問題が出て来るんじゃないか、一時的な現象であるときに、すぐにそれを追つて納期を直すべきもの、だといふふうに私は思つておられません。で、今の我々のほうで議論しておりますのは、砂糖については、かなり外貨事情から言へば、相当売手市場が続くんじゃないだろうか、こういう話があるもの、ですから、従つてこの際どうか考えられないかということ、まあ政治的にあるわけでありまして、まあ政治的な勢力とか何とかという問題は、一応これは我々行政官としては別に考えるべき問題とも思つておりません。併しまあ大臣が御決着になるでしようから、我々行政官としては、その行政措置として、かあるべきもの、だといふ結論を出して、大臣に進言すべきもの、だと思つておきます。

○成瀬權治君 砂糖の問題について今局長がそういう答弁をされておるが、大臣はどういうお考えか、この際伺つておきたいと思ひます。
○國務大臣(小笠原三九郎君) 今の問題はよく検討してみまして、正しいこととあれば、これは実行いたします。私は、但し長い間のそういうふうに来ているものでありますので、これらの点をよく調査してみなければならぬ。
○成瀬權治君 大体大臣はまあ百十五万トン入れておつたのが、今年はおよそ八十万トンぐらゐだと、こういうふうに来れば、売手市場になることはきまつておるのです。ですから私は先がどうかとか、精糖工業会は何万トンの設備をして、どうかしているとい

うことは抜きにして、方向はもうあなたが言うように、こういうものは外貨が大事なものであるから、制限して行くと云へば、大よその方向は私は決定しておると思つておるのです。ですから、検討してみようと思つておるのですが、大体まあ検討済みではないでしようか。
○國務大臣(小笠原三九郎君) それは私とあなたとは少し見るところが違うのです。というの、私は決して今八十万トン入れてどうしようということ、申しません、ただ過去の二十七年はこうだつた、二十八年はこうだつたといふ数字を申上げて、日本の国際収支の關係について一貫して行きたいといふことで、御想像願つたわけ、です。これはまだ決定してありませんから、何とも私は申上げにくいといふので、併し私の考えは、私はこれは砂糖は下ると見ておるわけです。あなたのように決して売手市場になると考へておりません。砂糖といふものはなお下つて行く、といひますのは、それは私は思惑的な輸入金融についての措置をとりましたら、これはあなたもよくああいうところの方向を御覧下さればわかります。ただ輸入のほうは非常に縮小して参りました。これは一月に比べれば二月は非常に縮小し、三月は更に非常に縮小しております。そういう傾向になつて来ております。これは輸入に対する為替金融、外貨貸付等の処置をとりましただけで、それだけの効果が出て来ております。いゝやんや私どもは思惑的な金融措置については一切してはならぬことを固く銀行に言つておるのです。いわゆる思惑的な金融、及び滞貨金融といひますか、彼ら

がそういうことについての措置をとつてもらふように、今金融業者にいゝゆる健全な金融化、金融の健全化を求めている次第でございますので、私はあなたがお考えのように方向はつきりしておる、ただ上るばかりだと考へておりません。むしろ私は逆に下ると考へております。従つて今のお話の点に方向がはつきりしておるじやないかと云へば、私どもは、むしろ私どものほうはつきりしているのじやないかと申上げたいくらいです。従つてこの問題につきましてもよく検討してみます。ただすべて長い間ずつと行われて来ていたものを、これを變へます時分には、やはり變へるだけの十分な理由がなければいけない。一時的の、一月或いは三月、半年間だけの理由のいかにどうか。併しそれも今後ともその必要がないといふことであれば、これは勿論そういう思惑を与へるべきではないが、ただ利益に対しては課税その他の措置もありまして、これは十分そういう方面から、これを国としてそれは必要なものは吸い上げる途がついておりますから、従つて私どもがいろいろな点から考へてみなければならぬと思ひます。併し一応省議その他に諮りまして、これがどういふふうにするべきである、行政措置をとるべきである、こういうことに結論が出ておりますれば、私自身としてはこれを行ふに決してやぶさかではありません。

○東隆君 私は法人税の關係で、第四條に見出しとして非課税法人、それから第五條の公益法人等の非収益事業の所得の非課税、これに關連して伺ひたいのですが、私は当然協同組合は、

各種協同組合は非課税法人でなければならぬ、こういう考え方を持っているわけ、です。すでに協同組合の前身である昔の産業組合法による産業組合、これは設立の当初から非課税の原則が確立をして、ずっと続いて来ておつたわけ、です。すでに昭和十七年に、支那事業が進展するに従つて統制経済が進むと、結局どういふことになつたかといふと、協同組合を中心にして国策に即応するために産業組合に課税をする方針をとつて、それがずつと續いて参りました。そうして農業会にそれが改組されて、その後、終戦になつてから、新しく協同組合ができるときに非課税の原則が中に入らなかつたわけ、です。そういう形で現在に至つておるわけ、です。ところがその後、終戦後に非常にたくさん協同組合ができたのですが、私は協同組合はもとと強くなつて、そうして發達をしなければならぬと思ふのですが、各種の協同組合は、いろいろ／＼な協同組合ができて、農村も漁村も山村も、それから生活協同組合のような勤労大衆を対象にした法律は、農業のほうは比較的整つておるよう、ですけれども、それ以外のものは、実は中小企業者等の協同組合等も極めて弱い。国がこれは相当力を注いで育成強化をしなければならぬので、当然非課税でなければならぬ、こういう考え方を持つわけ、です。これは国が育成強化をしなければならぬといふ建前から、そういうことを考へなければならぬ、それから又協同組合と私は普通の營業目的にした株式会社とは、これはもう全然趣きを異にしておりますから、私は協同組合は営利法人ではな

つております。そういうような意味で当然いろ／＼な点から考えてみなければならぬと思うのですが、大蔵大臣がもと株式会社社長の社長をされておりますし、私は協同組合に実は関係しておつたので、協同組合のほうは少し知つてゐるのですが、すでに協同組合に対しては税をかけるべきでない、ところが先ほど申したように、いろ／＼な関係で以て協同組合に課税をしてゐる。そして差違をチェックしてゐるような形が今現われている。こういうまあ見方をしているわけですが、それでその中心の考え方があるところにあるかという、実は協同組合の事業に対して、非常にそれが差違をすることによつて、昔、反産運動という形で以て協同組合に対する反対運動が起きました、そういうようなことが今後においても起きるのではないかい、こういうことを非常に廣くしているのじやないかと思ふのです。併しその当時協同組合であつた産業組合に対して反対をやつた、運動をやつておつたところの中小企業者等は、終戦後には協同組合を作つてゐるわけですが、同じ陣営の中に入つて、そして協同組合を作らなければ、中小企業者等のいろ／＼の金融措置が講じられても、中小企業者には金が来ないというのが私は実情だと思ふ。そういうような関係で、私は協同組合というのに対して非課税の原則を確立をして、そしてやつて行くことが、本当の大众的な意味を持つた助長なのだ、そして充実させて行くことになる、こういう考え方を持つのですが、私はその点で今回のこの改正、或いは関連をして、特別措置法なんかを見ましても、非常に残念に思

つてゐるわけですが、大蔵大臣は協同組合とそれから株式会社と同じように考へられてゐるのではないかと、こういうことを懸念をいたすものですが、どういふふうにお考えになつておるか一つお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これについては前から東さん御承知のようになつてゐる、議論がありまして、私もたしか昭和十五年であつたが、戦前免稅措置がとられておつたのが、當時三分の一でした、二分の一でした、忘れましたが、課税することになつたので、そのときに協同組合に対するかれこれの議論がございましたが、まあ當時はかのほうからの反対も相当ありましたので、結局三分の一でした、それが二分の一でした、忘れましたが、課税することになつたことは御承知の通りであります。昭和二十五年のいわゆるシャープ税制の勧告でございまして、シャープ税制の勧告では、一般法人と同様にしようという考え方でございまして、一般法人同様に三五%の税率が課せられたことは、これも御承知の通りであります。ところが二十七年法人税の改正の際に、一般のほうは今四二%に減りましたが、併し組合のほうは三五%に減つて、多少の差をつけておるわけなんです。それで私も今この公益法人の収益事業に對しても同様この三五%で行くことになつておりますが、併しこのほうにはこのほかに、税のほかに事業分量による配当につきましては課税をしておりませんので、それだけ又別にこれは恩恵と言つちやうとどうか知りませんが、恩恵を受けておる、こういうことにもなるわけでありまして、税制上の特

別措置を受けておるということにもなるわけでございます。私も全然同一のものだとは考へておりませんが、併しそういう収益事業を共同してやるときに、又全然これが公益的のもののみだといふふうにお考えにないもので、多少のそこを差をつけて、こういうものが行われるのが当然ではあるまいかと、私も考へております。

○東條君 実は第四条に私は入れるのが当然だと、こういう考え方と実は思つておるのですが、もう一步譲りまして、第五条のほうに入れるということになりまして、この中には実は協同組合ともう殆んど同一と考へていいようなものがあるわけですが、例えば五番目の、五号の住宅組合ですね。それから海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合、これはもう協同組合の中にある。これは協同組合はこういうことをやるのです。それからもう一つその前の四号の中の漁船保険組合、漁業保険中央会、こういうような一連のものは、これも実は協同組合が本来ならば当然やつて行つて差支のない仕事です。併し日本の法律が制限を加えてやれないようにしておるだけの話なんです。協同組合の本質を考へて行けば、私は当然この第五条の中に入るべきものだ、こう考へるわけなんです。第五条では収益を上げるものについてはそれを除く、と明らかに規定してあるわけなんです。そういうような面から考へて、この第五条には当然入るべきものだ、第四条は仮に除外されても、第五条には入るべきものだ、という考え方を持ちますが、その点はどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 漁船保険組合とかがございまして、これはまあ協同組合と我々は多少性格が違ふものだと思つております。これはまあいわば一種の総合的な関係で保険になつてゐる協同組合も、総合的と言われますが、必ずしも組合員だけの問題ではななくて、そこに売り買いといった問題が外部に働きかけてゐるわけでございます。従いましてその保険組合のほうに、組合の中だけで一応金の動きがあるというだけのものではなくて、信用組合、購買組合にしまして、そこに売つた買つたりといった、外に對する働きかけがあるわけでありまして、ただ併し一応そういう協同組合の特殊な性格を考へまして、我々のほうとしては事業分量による配当につきましては、これを一応損金に認めてゐる、こういうことになつておりました。その措置によりまして、通常の場合に起り得べきその協同組合における課税といふのは、これはもう大體事業分量による配当の関係で、非課税になつてゐるというようにございまして、協同組合の持つ特殊な性格は、そういう措置によりまして大部分が課税上としての特例としては認められてゐる性格のものじやないか、かように考へております。

○東條君 私は今主税局長からお話になつた点は、これは別に日本で以て協同組合というものを非常に狭く法律で以て規定しておるわけなんです。従つて協同組合の考え方から行けば、今言つたような保険関係の仕事であるとか、共済関係の仕事であるとか、或いは組合員にサービスをする仕事というものは、これは協同組合の当然の仕事なんです。だからそういうような考え方が行けば、當利を目的としていないと

この事業団体なんだから、この第五条では明らかに「左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない」と、こういうふうにはつきり書いてあるのだから、私はこの中に規定をされてよろしいと思ひます。それが私はせめても協同組合に對する非課税の原則に近いものを確立しておるのじやないか、こういうところを言つておるわけなんです。だからこれに入れないとすれば、協同組合はこれは當利を目的にしたほうが大きいのだ、こういうお考えを非常に強くお持ちになつてゐる、ということなんです。私はそういう考え方であつてはならないのです。協同組合はそういうようなことでないのです。却つて公共団体の自治体に近いのです。決して仕事は當利を目的としておるわけじやないのです。組合員のためにやつておるのです。組合員のためにやつておるという仕事は、自治体の構成してゐる市町村民に對して仕事をしつてゐると同じことです。だからそういう意味で、私はここで申上げるのは、協同組合は第四条に入れるべきものだけれども、一步譲つて第五条に入れておいたほうがいいのじやないか、こういうことを言つておるわけなんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 組合員のためにやつてゐる協同組合なるが故にといふことは、課税としての特例な性格は私は出て来ないのじやないかと思つております。例えば當利会社におきましては、これは株主のためにといふわけでは、結局その意味から言つて、組合員のために、私は株式会社と協同組合との性格は違ふと思つており

ますが、ただ今東委員のおつしやつた、組合員のためにやつておるのだからと言え、株式会社は株主のためにやつておるのだからと、そこに二つの性格の違いはないのであつて、むしろ協同組合の特殊な性格は、結局、例えば今の消費生活協同組合のようなものについて言え、結局組合員が、まあ

あるところでございまして、従いまして我々といしましては、むしろ逆の面から一応ものを考えているのかも知れませんが、事業分量における配当損金にするということで、協同組合の持つ特殊な性格は十分一応考慮に入っている、こう申上げ得るのじやないかと思っております。

○東條君 果てしないのですが、組合員のためということ、それから株主のためにというのは、それは非常に違つておるのです。それは株式会社の場合の、株式会社の目的は、利潤を上げるということが目的なんです。それから協同組合の目的というのは、利潤を上げることが目的じゃないのです。これは組合員のためにやるのです。そこにもう法人としての性格は全然違ふ。その違つておるものと同じようにお考えになつてゐるところに大きな間違ひがあるのです。株式会社の場合は、これは資本の組織と言つておかしいけれども、資本の固まりです。その資本に対して利潤を上げることが目的としておりまして、ところが協同組合はこれは人の集まりなんです。人の構成なんです。そこに非常に違つておるところがある。だからその違つておるところの姿というのは丁度自治体と同じなんです。自治体がやつておる仕事に税金をかけないのです。それを株式会社のように自治体が仮にやつたとすれば、これは税金をかける対象になりましてやう。全然違ふのですから、そこで考え方が全然違ふわけです。だから私あはなたが、その協同組合と、それから株式会社が違うのだということは、よくわかつておる、こういうことをお言ひになつて、そしてなお主張される半面

には、これは反産運動だの何だの、そういう方面のほかの者がやかましく言うから、そういううるさいことを言われないように、一つ協同組合にも或る程度の税をかけておこう、こういう考え方になるのだと思う。併し私はそのことが、これから発達して行かなければならぬものに對して非常に邪魔になる、協同組合に對する国家のいろいろな育成助長のやり方というものは、非常に少いです。殊に生活協同組合なんかは、金融の方面なんか閉ざされてしまつてゐるし、それからその他の方面で、非常に迷惑しております。本當に伸びて行こうとするのが抑えられてゐるわけです。だから私は正しい発達をさせるために國家は非課税の原則を確立して、そしてこれを助長して行くのだ、こういう考え方に立つことが私は本當の民主主義を作り上げる根本だと思つてゐるのです。だから私はこれは余り言いませんけれども、併し大藏大臣は、第四条、第五条のどちらかの中にこれを入れることが當然だという、協同組合員について考へておるものが、そういうことを主張しておる、こういうことは、よく頭の中に入れておいて貰きたい。こういうことを申し上げて私質問を終ります。

○青柳秀夫君　時間もたつておりますので、一点だけ大臣にお伺いします。所得税関係でございまいけれども、この中で実は私は余り勉強しておらないので間違つたら御訂正願いますが、配当控除というのが出ております。この点は全然今度の改正でも触れておられませんが、しかし、何かシャープ勧告のときに、これもやはり含まれていたようなことを聞いておりますけれど

も、この配当から控除するという率が二五％これは今配当がどのくらい一年にあるか知りませんが、非常な額だと思ふ。そうすると税でいろ／＼御苦心になつて、所得税、法人税或いは間接

税方面で或いは減税し、或いは増税と言いますか、いろいろ御苦心になつておられますけれども、結局税というものは国の歳入を確保するわけでありまして、その根幹である税のやはり本筋といふものは所得税というのが基本でございします。ですから所得税につきましても、細かい免税なり或いは累進課税なり、いろいろ御苦心になつておりますけれども、この配当を二五%控除しておるということは、税収入を上げる点から言ひましても、非常に不利である上に、個々の税の理論になりますけれども、個人々々の負担の原則からいつても、勤労所得のほうと、いわゆる財産所得と言ひますか、そういう所得と比べて見ると、じつとして何も勤労しないで年に五十万円の配当を受けておるといふ人のほうが恐らく税は軽くなつておる。勤労でやつておる人のほうが重いのか、やないか、こういうふうに思ひますけれども、そういう点も

どうなつておるか。まあ要点は要するに私は配当所得をそのままで置くというところだが、収入についての控除ではなくして、税額から二五%控除するということのような点は、かなり行過ぎじやないかというふうに思つております。初めに申上げましたように、租税の今までの経緯をよく私存じませんので、或いはいろいろな事情で、これはこうなつておるのだというようなお答えがあるかも知れませんが、私は思つて改正するほうが国の税制のために

めんでもいいということを言つたら、租税というものはすつかり体系が狂つて来るのじゃないかと思ふ。だからむしろそれならば今府藩の奨励が必要だといふようなときに、銀行の利子の収入にも二割五分なら二割五分の税額の控除をするとか、いろいろの方策があると思ふのでございまして、今大臣がおつしやつたシャープさんが言われたというだけで、私は日本の税制をこのままで行くなんというときは、大蔵省としても少しそれでは、何といひますか、金持をただ擁護して、国民の勤勞しておる人を非常に虐待して行くような気がするのである。それから租税のときに、課税のこれは負担の公平という点から言つても、これは議論になりませうけれども、どうもそれは割切れないという気がするのである。これは私の意見になりますけれども、一つ御検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 多少私の答弁だけでは不十分かとも思ひます。ただイギリス等でも、むしろ徹底してイギリスはこれをやつておるくらいでございまして、或いは両方の説がこれにあると思ひます。青柳さんの言われるのもこれは傾聴すべき意見ですが、併しイギリスその他でやつておるのも、又これはそういう一つの意見に基いてやつておる次第でございまして、何か主税局長は、この間の問題について大分議論をしていたやうでありますので、意見を持つておるかと思ひます。御参考になつて思ひますので、一つ主税局長から率直に……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 簡単に申上げて或いはあとで又とつくり御説明

申上げたほうがいいかと思ひますが、法人税に対する考え方が実は二色、各國の例を見て行くところをわけでございまして、一つはイギリス流の考え方であり、一つは法人に対する課税は個人に対する課税のいはば前取である、税負担というものは結局各人、個人であるものが負担すべきものだ、従つて法人は勿論これに課税しておりますが、イギリスでも課税しておりますが、これは個人に対する税金の前取である。従ひましてイギリスの例で言いますと、丁度とりました所得税は、配当の源泉課税の場合、この改正と契は殆んど同じように考へてゐるわけでございます。決して株主が特殊な扱いを受けておるというやうな考え方はございませう。配当の場合に日本では更に源泉課税をしておりますが、この源泉課税を個人の所得に総合し、税金を算出したとき、配当の場合に今度で言へば一割五分、現行制度で言へば二割納めておるから、これを差引くと、これは恐らく青柳委員の御議論でももう当然差引くべきものだ、それを差引かなかつたら、二重課税じやないかという御議論になるかと思ひますが、丁度その配当の場合に現在二割差引いておるのと同じ性格のものを、イギリスではこれを徹底してございまして、配当の源泉課税はやらぬで法人税で課税しております。法人に対する課税で所得課税をいたしてございまして、その税金を込めたものを配当として、その手取りは、例えば一ポンド半だけども、税金があるから一ポンド半といふやうになりまして、一ポンド半にし

て、総合してサー・タックスですか、附加所得税と訳しておりますが、それを計算して、それで一ポンド五シリングは払うといふやうなことをやつておるわけでございます。

もう一つの考え方は、これは法人は法人で以て確立した担税能力があるが、個人は個人で担税能力がある。大陸の考え方とさうでございまして、アメリカではさういふ考え方をとつておりますし、日本でも曾つてさういふことをやつておりました。ただアメリカではこれは議論があるわけですが、イギリス流の考え方の方が税の理論としては正しいのだ。要するに法人に対する税は課税はやはり差引くべきだ、さういふ議論が主として実業家中心でございまして、相当強い議論があります。それから多少さういふ人たちは離れた、日本で言へば、租税研究協議会のようなところのエキスパートの人が、これは個人的意見でございしますが、さういふ意見を持つて言つてゐる人にも私は会つております。現在財政が非常に苦しいから、なか／＼さういふ考えには行かないのであります。さういふ考えとしては、イギリス流の考え方の方が正しいのだ、それがあつたからドクター・シャープにも反映してゐるのだらうと思ひますが、シャープ博士のこちらに來ての考え方は、そのイギリス流の考え方の方が正しい。従ひまして日本の法人税もさういふ姿であるべきだ。それでただイギリス流でございまして、現実に納めた税金をそのまま差引きますから、所得の大きさに従ひまして、大分いろいろ違ひわけでございまして、それを非常に簡略化した姿になつてゐるのが現在の二割五分控除の制度でございまして、二割五分控除の制度と、それから

もう一つは、法人が他の法人からもらった配当を損金にする制度、で、結局改正前は、他の会社からもらった配当はやはり一応利益に計算しまして、それで親会社、子会社の連繫でつながつておりますと、何回か課税を受けるやうな建前になつてゐたわけですが、この点はやはりこれが二重課税で、一遍課税したらおしまいで、配当金は損金に算入すべきではないといふこと、今ここで議論になつております二割五分控除、この二つの制度をやつたわけでございます。

それではこれが税収にどの程度必要であるかどうかといふ問題でございまして、現在配当はかなりの額に上つておりますが、二割五分の控除の分と、源泉で一割、今ですと二割、四割五分、さうしたところが先に払われるわけですが、そんな税もあるかと思ひますが、個人に総合課税をしておりますが、個人に総合課税をしておりますが、配当所得といふのは、現在大体百五十億、従ひまして二割五分といひますと、三十八億程度のものは控除の額になつております。

税制調査会のとこも実はいろいろ議論をしたわけでございますが、まあその大陸流の考え方、いわゆる法人の資本と一応予算で申しますが、その考え方の方がいいか、たゞは法人が犠牲と考へておりますが、この考え方がいいか、いろいろ議論したのであります。結局現在の資本の蓄積の重要性とかいろいろなことを考へまして、同時に理論的にもこれが相当一応の根拠を持つものでございまして、この際どちらかといへば、シャープの残した税制の中で一番いい制度だと、さういふ

御意見も相当あつたわけでございます。この答申もその線に出ておりますので、今回はこれを直すことはいたしませんで、今後の問題としては、相変らずこの問題は相當議論になつて行くのじゃないかと思つております。○小林政夫君 物品税ですが、とかくの議論があることは大臣も御承知の通りですが、これについて再検討を加えたいといふことは随時言われておりますが、私がかねて要求しておつた資料が今日出て來たのだけれども、この物品税的なものと、物品税と、それから今問題の奢侈消費税、合せて約三百億ほど、それくらいそのものに匹敵するものが消費財に対する売上税、さういふものをやつてみると、約一％で済む。大体あなたの方で出された資料で、税率一％で済む、併しこの物品税等を撤廃するといふことは、今の情勢上面白くないといふことであらう、本会議で大臣に申上げたやうに、奢侈消費品消費税といふものを一方で立てる、さうしてその税収の不足をさういふもので、一回限りの取引高税的なもので考へるとすれば税率は千分の五くらいで済むのじゃないか、さういふことについてはどういふやうに考へてございませうか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちよつと私まだどうも自分の肚ができておりませんし、少し研究さして置きます。私どもの考え方といたしましては、物品税については大体あなたと同じやうな考え方を持つておりますが、併しどの程度がいいかといふことについては、まだちよつと私案は十分に肚構へができておりませんし、又もう一度こ

れはよく省内でも語つて見なければなら
りませんので、或いは研究問題とし
て……。

○平林太一君 先刻の小笠原君のお話
では、現在いわゆる法人税、所得税
です。直接税。この課税の対象が限
界に達している。従つてこれは消費
税、いわゆる間接税によつて、これを
大衆の課税となつても、これはいたし
方がない、そのほうから求めるのだと
おつしやるのですが、そこで具体的に
伺いたいのですが、先刻申し上げまし
が、銀行は当然いわゆる企業、株式会
社としての法人企業でありますから、
これは利益を課税とした一つの企業で
あることは極めて明白であります。そ
こで二兆六千四百億圓といふものを預
つて、貸出が二兆六千七百六十億圓
あります。この二兆六千七百六十億圓
に対しては、いわゆる金利、これは、こ
の間のいわゆる計画造船に対しては
銀行の貸付金利は一割一分だといふ。
それは五分五厘か、利子補給でこれは
補なつたといふのでありますから、一
割一分といふ算定は、これはいたして
差支えないでしようが、最も高額の貸
付にしてもなお且つその通りでありま
す。一割一分と言いますと、二兆六千
七百六十億圓の一割一分でありますと
二千六百七十六億圓、二千六百億圓、
こういう膨大な金利を銀行は、他のい
わゆる製造工業でありますとか、中小
企業にいたしまして、施設は持たな
い、ただいながらにして、デスク一つ
で、そこでこれだけの利益を、二千六
百億圓といふ利益をあげるのでありま
す。但しそれに対しては預金に対
する利息、預金の利息といふものは、
いわゆる私の算定をいたしましては、

年五分です。年五分をいたしまして
その半分、そうすると二兆六千億圓の
うちの一千三百億圓はこの利息として
支払う、いたしまして、一千三百億
圓といふ利益を、この利息を支払つた
以外に、これはできるわけです。これ
は日本中において、全国において、恐
らくこのくらい膨大な、もう極めて明
瞭な算定だけで利益を得るところの企
業といふものは絶対にないものでありま
す。その千三百億圓に対しては、いわゆる
銀行の所要経費、併しながらこれは八
十六行なんです。八十六銀行でこれだ
けの千三百億圓の利益を得るといふわ
けだ。そうすると、具体的にこの千三
百億圓に対して、現在法人税として国
がつまり課税し、国が徴税をいたして
おりますところの総額といふものは、
二十八年度の、本年度分ではよろしいの
ですが、先のことは、二十九年度は別
といたしまして、どのくらいおかけに
なりましたか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 実は平
林さんの数字の中に、私のほうから見
ると、少し違ふところがあるのではな
い。と申し申すのは、今仰せにな
りました預金の金利ですが、預金の金
利は五分に満たないでしよう。恐らく
四分何厘かあります。これは曾つてあ
なたから叱られたことがあると思いま
すが、そこで大きな建物を作つてい
るじやないか。ああいうような費用、
各種のそういうものの費用、特に最近
は人件費のほうが増膨大してござい
まして、人件費だけで二分一、二厘かか
つていふと思ひます。そのほか税金と
かそのほかの金を計算いたしますと、
資金のコストは七分三厘見当になりま
す。貸出をいたしておりますのが一割

一分というのは、ああいう造船の長期
の分でありまして、長い期間の分で
ありますから、一割一分についており
ますが、それは普通の貸出のようなも
のは、御承知の輸出手形の分は一銭
四、五厘の分も相当あります。決して
そういういい利回りになつておりませ
ん。それとも御承知のように銀行のお
話がちよつと出ましたが、この頃でこ
ざいますと、幾らか滞り貸しに対する
各種の措置が要すると思ひます。そうい
うことを考えますと、そう銀行業者が
余りうまいことをしているといふほど
のことでもないじやないかといふふ
うに、実は私は思つておりますが、勿論
課税は少しも手加減をいたしており
ません。併し幾ら取つておりますが、
ちよつと数字は記憶いたしてございま
せんから、これはあとからお調べもいた
しまして、各銀行に対する課税額は何
分であるかといふことを、これはあと
から申上げることになります。

○平林太一君 ちよつとこれだけでい
いますから……。

○委員長(大矢半次郎君) 平林君簡單
に願ひます。

○平林太一君 今小笠原君おつしやつ
たが、それは何と言ひますか、我々の
世上の常識から申しますと、非常にお
目こぼしが多い。それはとにかく今数
字から見てもわかるわけなんです。今
のお話から申しますと、これは八十六
行の二十八年度のいわゆる法人税とし
て課税した総額といふものが、ここに
現われて来ると、それはびっくりする
ような少額なものです。それだから、あ
あいう今あなたがおつしやる通り、銀
行はまるで王城のような建物を次から
次へと建てているのだ。そうしてい

ゆるいろ／＼とからくりで銀行とい
うものは利益を分散して、如何にして国
家の税を免れんかといふことで、銀行
の中には一つの課税を設けている、そう
いうものを逃避しようとして。これは
資本でやるのですから、そういうこと
はできるのです。個人のいわゆる中小
企業者でありますと、そんなどころで
はない。そんな余裕はなく、帳簿の二
重づけくらいしかできないのだから、
それは引いても最高限度に取られてい
る。それだから個々の何は四十五億だ
と言ふが、そういうものは銀行のほう
の企業といふものにメスを加えれば、
とにかく千三百億圓、これは常識です
よ。(笑)これはお笑ひになるが、実
際によつて御覧なさい。それで聞金利
を取つて、銀行といふものは、場
合によつて二億圓ぐらゐ取つてい
る。だからそういうことを、そういう
抜本整頓的な、いわゆる法人税に対
する根本的なものをそこで改めれ
ば、唯々諸々として消費税なんといふ
ものは、これは取らなくてもよろしいわ
けなんです。今、これは主税局長がお
られるが、二十八年度に、あなたは専
門家だからこのくらいわかるでしよ
う、どのくらいとつておりますか、八
十六行で。これは極めて重大なことな
んだ。税制の根本問題だ。(笑)

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十八
年度とおつしやいまして、二十八年度
と言ひますと、まだこの三月の決算が
きまつておりません。

○平林太一君 二十七年でよろし
い。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在手許
にございます数字も二十七年でござ
います。二十七年でこれは金融及

び保険業になつておりますが、保険の
利益といふものは割合少のうございま
す。

○平林太一君 それは別に分けて銀行
だけを。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一緒にな
つておりますが、大体金融業だと考え
てもいいと思ひますが。

○平林太一君 その金融業のほう
は……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 三百七十
六億。

○平林太一君 それは啞然たるものな
んだ。(笑)千三百億圓のうちで三百
億圓しか取つていない。いろ／＼経費
もありまして、これらは一つ小笠
原君あなたの大任を任中にです。こ
れは一つあなたが大臣をおやめになつ
ても、これは永遠に残るものだ、こう
いうものを一つ解決して置けば。そう
して庶民のいわゆる貧しい租税方とい
うものを、今年の税額で行きますと、
農村は四十億ぐらゐは増税になつてお
ります。農村課税といふものが、如何
にもこの頃あなたがたがおやりにな
つておりますのは、これは主税局長
も左甚五郎のような非常に名人だと思
うが、あなたは政治的に左右されてい
けない。左甚五郎といふのは一体どん
な大名から彫物を頼まれても、自分の
氣に食わなければやらない。あなたが
たそういうことでやるのは……。

○委員長(大矢半次郎君) 平林君簡單
に願ひます。

○平林太一君 承知いたしました。一
つ私はそれに対する大臣の見解を承つ
て質問を終わりますから、重大問題であ
りますから、一個人の政党政派を超越
した大問題だ。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 銀行に
対する課税については、一切の手加減
をいたしておりません。これははつき
り申上げておきます。一切の手加減を
いたしておりません。

○平林太一君 それでは少な過ぎる、
三百六十億円。(笑)それではよろし
い。よく研究して置きます。

○菊川孝夫君 まあ大臣もお身体が悪
いようですから、いろ／＼お伺いした
いのですが、最後に一点だけお伺いし
て終りたいと思いますが、本日はまあ
保全経済会の問題だ、開銀融資の問題
だ、本委員会が随分いろ／＼議論をし
ておつたのですが、いつも予算委員会
との関係上御出席がないので、今日お
聞きしたいと思ひますが、まあ又次回
に譲りまして、今日最後に一つ、これは
本日の議題になつておらない税法です
けれども、これらの税法と直接まゝ関
係がありますので、入場税と奢侈繊維
税ですけれども、これに対して聞くこ
とによりましますと、自由党は一旦出
してにおいて——あなたは政府、これは
政党内閣制の建前からお聞きするので
すけれども——出してにおいて、参議院
で予算が通つてから態度を決定するこ
ういふような申合せをして、奇怪な申合
せをしておる。本来ならば衆議院が予
算を通すときに、これらの法律に對す
るイエスかノーかの態度を決定して、
こちらに廻して来るのが当然なんです
。にもかかわらず、参議院の予算が
通つてから、これらの法律案について
態度を決定すると言つて、未だに放つ
ておいてある。まあ賛成、反対は、
或いは否決するなり何するならば、こ
れは別でありますけれども、そうし
て自由党自体としても、今の政府の与
律との関係があるのでは……。

党自体としても、これらについてはま
あ掘り潰そう、こういう不見識な態度
である。むしろ自由党が積極的に、こ
れらの法律——我々反対しましたが、
それは何らかの態度を決定して、早い
とこ、こつちに廻して来るのが当り前
だ。政党内閣制の建前から行き
まして、あなたは政党内閣であると同
時に大蔵大臣だ。で、あれだけまあ反
撃を受けて、国民が反対したのを無理に
出して、これらの法律を出しておきな
がら、今になつて来て、そういう態度
に出るという事になれば、これらの
法律も、あえて我々日曜日に今日出
て、何とか予算との関係もあるし、期
限もあるからというので、盛んにまあ
十分審議をして態度を決定しようとし
てゐるのですけれども、肝心の政府の
与党である衆議院の自由党がそういう
態度で出ているという事は、私はど
うしても解せんと思ふのであります
が、これについて小笠原大臣、これら
の両法案は本当に信念を持つてお出し
になつて、そうして押し切ると、こ
ういふ決意の下にお出しになつて、こ
の国会に臨んでおられるのか、それとも
これはまあ一つの大きな国民のいろ
いろの輿論の対象になつておれば、与
党と野党との意見の対立になつてお
りますにもかかわらず、それらのこと
を承知の上で、一応党議をまとめられ
て、そうして政調会を通り、そうして
政府も立案して、政府はお出しになつ
たのか。以上は、あなたはこれに對す
る責任が勿論おありになると思ふ。こ
れに對してあなたは一体どういふ態度
で臨まれようとしておられるか。この点
だけをお伺いしておかんと、これらの法
律との関係があるのでは……。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この問
題につきましても、先ほど堀木委員の
お尋ねも丁度ございまして、或いはあ
なたはおいでにならなかつたかも知れ
ませんが、御答弁申上げました。それ
から昨日予算委員会でも録風会の森委員
から話が出まして、それで青木予算委
員長が了承しまして、参議院の議長か
ら衆議院の議長のはうへこの取扱い
をどうするか、どういふふうな情勢に
なつておるかということ、正式に聞
き合すということに相成つておりま
す。従ひまして、それらの答弁がある
こととも考えますが、これが入場税の
問題について申し上げますと、この入場
税といふものは、御承知の昨年から二
回に亘つて義務教育費等負担金庫負担
の特例に關するといふ法律をお出しな
しました。併しこれが二回とも不成立
に終つたので、今回止むを得ず二十八
年の補正第三号をお願いすることにな
つた次第であります。こういう問題
を重ねてもう出さないといふことのた
めに、それで中央と地方との税制の調
整を図る意味で、財源に對する措置を
とるといふことの必要から、平衡交付
金制度を變えて、交付税及び譲与税の
制度に變えたわけで、従ひまして、
そのときにはつきりこの入場税等を
国税に移管すると、こういうことにや
ることが一つの今後の予算編成の方針
にも相成つております。従つて、私ど
もがこれは必ず通さなければならぬ、
又通るものと思つておられるというの
は、御承知のように、これも發表したこと
ですから申上げておきますと、予算
委員会でも自由党と改進黨及び日本自由
党の間に何か協定があつたが、それは
どういふことがあつたかというお話が

ありまして、その了解事項の一つに、
この予算案を認める、こういう三派で
改訂する、修正すると、修正するにつ
けては、この予算案の裏付となる税制
諸法案は必ず通すといふことの了解が
できておるのだ、従ひまして、その了
解の手前から言つても、私はこれは通
るものであると確信いたしておいま
するし、又さつき申上げましたこのこ
とを、税制を出す前に、今の義務
教育半額国庫負担の特例等は二十九年
度以降は出さないうこと、それ
で措置がとつておられる関係もござ
いますから、出さしておいてあと知
らん顔をすると、三河のお立場では
なからう、こう考へており、政府は飽
くまでこの所信に基いて、これはやつ
てもらわなければならぬ、又やるため
に最大の努力をしておるといふのが実
情でございます。

それから繊維税の問題につきまして
は、奢侈品についてなら異存はないと
いふことを私もたび／＼聞きました
。で、それで最後に奢侈品の繊維製品に
對する課税だけを上げた次第で、こ
れは私はこの間もここにのこられる成瀬
君が、三河ですから三河の代議士がた
くさん来ましたが、来られたときに話
した状況からいつても、三河には六市
か七市、市がありますが、一つもそん
な高級品を売つてゐるところはないそ
うです。だから何にも影響はありませ
んと言つておりましたが、それはど奢
侈的な繊維品だけに課税するといふこ
とになつておるので、これはどなたも
今日日本で奢侈的なものを抑制しなけれ
ばならないといふ心持におありがな
いと思ひますから、私はこれも通ること
と思つております。併し、いろ／＼議
論があることは耳にいたしております
が、併し、税のときにはいろ／＼な流
言飛語もありませんので、私どもは飽く
まで最善の所信に向つて最善の努力を
しておる、これが私の目下の偽わらざ
る率直な言葉でございます。

○菊川孝夫君 この前の造船融資の利
子補給の際にも、まあこれにちよつと
異いぞとは思ひましたが、よもやあ
いふ今檢察庁が疑惑を向けてゐるよう
な事実といふものは、まさかそんなひ
どいことはなかつたのだらう、まあ巷
間噂されてゐる程度でありますから、
我々も正確な真相といふものは十分に
キャッチできておりませんけれども、
まあそんなことはよもやなからうとい
ふことで……参議院のほうでもそん
なことだつたら、あれはもう相当我々
決意を固めて、参議院であつた法の阻
止に努めるべきだつたのだ。ちよつと
うかつりしておるうちに、まあそこま
でも、どうも異いといふので反対はし
たが、そういう重大な法案といふよう
な考へなんぞ、手落だつたと思ひます
ので、今度はこの両法案につきまし
て、いづれまあ態度を決定する際に、
大蔵大臣出てもらえれば、出られるか
出られんかわかりませんが、向うの予
算委員会との関係で、この際重ねてお
伺いしておくのだが、これらの二つの
法案、特に繊維税につきましては、ま
あよく言われる、これは本会議でも質
問にもなつたと思ひますが、原案課税
から奢侈繊維税といふふうになつて
たですね。こういうふうになつて課税
が變つて来た、課税段階が變つて来た
裏には、紡績業者或いはその他から働
きかけがあつて、そうしてそのため
に、そうかそれだけよこすならという

ことで、又こちらに変わったということ
が仮にあつたとすれば、これは大変な
ことで、それを知らずに通したという
ことでは大変なことだ。これは何とし
ても、委員長席に殺到してでも、そう
いう事実があつたとするならば、これ
は食い止めなければいかん。こういう
ふうに腹を据えるわけです。

それからもう一つ、入場税のほうに
ついては、これと同じような性格のも
のに遊興飲食税があると思ふのです。
ところが、これらについては中川や長
谷川の女将あたりの圧力が加わつてお
るといふような、率直にわかりやすく
言つてそうですが、いわゆる料理業者
といふものと密着関係から、そうい
うことはせずに、割合に何と言いま
すか、これはやりよい、そういう反対
のない入場税だけにポイントを向け
た、こういう噂も飛んでおるわけ
です。で、ここであんなのはつきりと責
任を以てそういう心配はないから、本
当の純粹な法律論として一つ扱つても
らいたいという態度が、その点につ
てはつきりここで答弁して下さい。そ
うしたら、これに我々のほうも責任が
ないので、これは良心的にあなたにこ
こでお答え願つておきたい。最後の質
問として、これだけ伺つておきたいと
思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今の問
題であります。私は纖維税等につ
いて一切そういうことはないと思ひ
しております。私どもが最後の案を、
今の原案を出したことは事実であり
ます。併し、そのときにいろいろ考
え、その一つを申し上げます。最初に
原案課税しようとしたときは輸出振
興というのを大きな旗じるしとして見
ると、これは原案課税が容易ではない
かというふうな考えたのでありまし
た。国内でいゝゆる合理化生活、耐
乏生活をやつてもらうのには奢侈を抑制
することが必要だ、奢侈の抑制とい
うことで、御承知の原案からものが
でき上つて行くのには、な段階が
ありまして、同じ原料でも製品がで
るまでには何倍になるものもある
し、何割しか殖えないものもあります
し、物によつては何十倍にもなるもの
がありまして、従いましてこれは製
品で行くほうが奢侈の抑制というなら
そのほうがよいといふことで、又その
一つの考え方についても検討いたして
みたのであります。ところがそれをや
つて見ますと、当時におきましては
もう少し今よりも、今お出ししてお
る、御審議を願つておる案よりも低い
ところに標準をおいておりましたの
で、そういう製品を取扱う小業者に
なりまると約十六万ぐらゐの納税対象
になるものがあるといふことがわかつ
たのであります。それは容易ならん問
題であつて、課税の適正を期すること
も非常に困難であるといふこと等か
ら、更にそれは製造業者へ持つて来
たらどうか、或いは卸業者へ持つて
来たたらどうか、或いは卸業者へ持つ
て来たたらどうかといふような点も
いろいろ研究したのであります。製造
業者にしますと人間が四万五千ぐらゐ
あるかと思ひます。それから卸業者で
ありますと約二万何千といふことにな
つて来たのであります。そのうちに今
のようによつて見ますと、ああい
う高級のものを扱うものは一万そこ
そこ、こういうことになりましたの
で、それでは課税対象としてこれが一

番やりよいであらう、こういうような
考え方の下にお出したのでありまし
て、政府といたしましては何らこれに
ついてはほかの政党にか動かされたも
のではないといふことをはつきりとこ
で私は申し上げておきます。

それから今の遊興飲食税の問題につ
きまして入場税の二つは、これは地
方税制調査会或いは税制調査会でもそ
ういふ考え方もありまして、私のほう
もこの二つを最初に考えたのでありま
すが、両方とも一遍に国税に移管する
ことは相当強い反対等もございました
ので、然らば先ず入場税といふものが
偏在しておる、入場者が集るところに
偏在しておるという点がございました
ので、一番偏在しておる入場税をそれ
では国税に先ず移管する、このよう
なことにして、併し地方税の何を活か
すために九割は地方へ戻すが、併しこ
れは人口別で割戻す、こういうことに
して、元のところへ全部そのままそれ
戻すのじやなく人口別に分ける、こう
いうことにしたので今度入場税譲与金
の特別会計を作つた趣意でありまし
て、実は遊興飲食税についてはいわば
漸進論的な考え方からこれをやめた
といふのが実情でございます。

○委員(大矢半次郎君) 大蔵大臣に
対する質疑はこれで終りたいと思ひま
すが、御異議ございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。
○委員(大矢半次郎君) 次に只今議
題になつてゐる各種法案のうち、国税
取納金整理資金に関する法律案、骨牌
税法の一部を改正する法律案及び物品
税法の一部を改正する法律案は、衆議
院において修正の上送付になりました
た。よつてこの際、衆議院における修
正の発議者の説明を聴取したいと思
ひます。
○衆議院議員(宇都宮徳馬君) 只今議
題となつております骨牌税法の一部を
改正する法律案、物品税法の一部を改
正する法律案並びに国税取納金整理資
金に関する法律案の三案に対する衆議
院の修正案についてその趣旨を説明い
たします。

各修正案の案文につきましてはお手
許に配布いたしてありますので、朗読
を省略させて頂きます。
先ず骨牌税法の一部を改正する法律
案に対する修正案ですが、同法第四条
に掲げる麻雀のうち「半骨ヲ用ヒタル
モノ」の税額を一組四千円、二組二
千五百円に、「其ノ他ノモノ」を一組二
千円、二組千八百円にそれぞれ引下
げ、弱体メーカーに対する経営上の衝
撃を緩和すると共に脱税品の横行を抑
制しようとするものであります。
物品税関係の修正案は、一見非常に
複雑な法文の体裁になつております
が、その内容は高級時計、オルゴール、
テレビジョン及びジュースに対する
課税を軽減し、又P・X関係の輸入
品の横流れを抑制しようとするもので
あります。即ち原案によると高級時計
について新たに三割の高率課税をもく
ろんでおりましたが、この課税対象は
おおむね輸入品であつて、外貨事情も
ありまして、今後事実上課税対象が乏
しくなる上に、税率引上げに伴う手持
品の課税の実効を適正に確保すること
がむづかしい事情もありまゝるので、
この際その税率引上げを取りやめるこ
とにいたしました。オルゴールにつ
いてはすでにたばこケースや玩具等も含
めて課税されているものでありまして、
オルゴール自体を突如取り出して、
この際高率課税の対象としたことは
多少無理なところもあり、且つ実効に
乏しいとも考へて課税を取りやめるこ
とにいたしました。テレビジョンは現
在では未だ局部的に愛用されているに
とどまるものであります。時代の
要請もありまして、急速に普及をいた
す必要もあり、且つ国産品の製造も一
層奨励しなければならぬ段階にあり
ますので、衆議院の電気通信委員会
からの強い要請も考慮いたしまして、
家庭用にかかる分については原案の税
率百分の十五を百分の十二に改めよう
とするものであります。ジュースにつ
きましては、従来最終消費価格がほぼ
同一であるにもかかわらず、税率がま
ちまちであつたため、課税の不公平と
取引の混乱を招いておりましたので、
この際原則としてこれを百分の十の均
一税率にしようとするものでありま
す。更にP・X関係の物品の横流れ多く、
輿論もやかましいので、これを規制す
るために必要な規定の整備を行わんと
するものであります。
最後に、国税取納金整理資金に関す

る法律案に対する修正案であります
が、これは関税の過徴納金を還付する
場合の加算金の期間計算につきまし
て、原案では関税が納付された日の翌
日から還付のため「支払う日」までの
期間とされているのでありますが、関
税徴収法の改正の例に準じて、これ
を「支払決定をする日」までの期間
に改めようとするものであります。

右三案はいずれも各党各派一致の修
正案でありますので、何とぞ満場一致
の御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 只今の修正
案の説明に対して賛成を願います。

○菊川孝夫君 第一の骨牌税について
であります。修正の理由として中小
メーカーの保護育成だ、こういうふう
におつしやつてゐるのでありますが、
この骨牌税というのは、大体は賭博行
為に使われると申しますか、賭博とい
うと誤解があるけれども、よく賭博に
類似した遊戯に使われるものであるか
ら、できるだけこういうものを抑制す
るため骨牌税ができてゐるのじやない
か、昔から花札あたりにあつたのじや
ないか、昔から税金をかけるのはそう
だと思ふので、中小メーカーの抑制と
いうよりも、こういうた遊戯、どちら
かと言いますと、言葉は過ぎるかも知
れないが、不健全な娯楽であつてこう
いうものは高税をかけるべく抑制して
行く、こういう目的で骨牌税という特
別の税金ができてゐるのじやないかと思
ひますが、従ひましてこの税金という
ものは購買者が負担する、購入する者
が負担するということになつて、中小
メーカーの保護育成ということを図る
ということになりまして、こういうも
のは中小メーカーに、中小企業は危機

に瀕してゐるのでこういうものを一つ
どん／＼こしらへさせよう、そういう
ことでもさして暫らくの間つなげよう
、こういう趣旨も含んでおるものか
どうか。これは花札なんかもこれは余
り大メーカーじやないと思ひますが
ね、こんな花札をこしらへたり何か
するのは、それらにも将来及んで行く
のかどうか。衆議院の各派一致の修正
だというのが、我々は党内でも聞
いたのだが、ちよつと納得行かん点
がございまして、衆議院の態度を御説
明願ひたいのですが。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) これは
大体メーカーの庫出し千円くらいのも
のに四千円かけるといふような非常に
高過ぎる税率だもんですから、脱税の
虞れも非常になるわけですから、それ
からメーカー自身は非常に零細企業者で、
こういうものに急激に御難を与えるこ
とを多少緩和したわけですね。

○菊川孝夫君 そうすると急激な御難
を与えるから緩和したといふのでござ
いまして、徐々になんか上げて行く、
こういうあれはあるものでございま
すか。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) そこま
では考へておりません。とにかく千円
程度のものに四千円といふことは如何
にも急激に高過ぎるのでありますから
、それでどういふふうな修正したわ
けであります。

○菊川孝夫君 それから中小メーカー
とおつしやいますけれども、この象牙
にいたしましても牛骨でもですけれど
も、どの程度の組織……、麻雀牌なん
かこしらへるのはどういふところがこ
しらへのか、我々もよくわからんので
すが、どの程度だといふことを御調査

になつた上での修正でございしますか。
○衆議院議員(宇都宮徳馬君) これは
十分調査いたしました。それから脱税
の可能性も非常に多い、この認めまし
たわけでありまして、

○菊川孝夫君 そうするとこの四千円
を二千五百円くらいにするにまあ脱税
も防げる、こういうお見込でございま
すか。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) そうい
うわけでありまして、

○菊川孝夫君 中小メーカーについて
御調査になつたのだから、我々よくわ
かるので一体できるのかといふ点を御説
明願ひたいのですが。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) これは
本間に微弱な、三人、五人と使つてい
るような小さい製造業者で、大きな
ものはないのであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、や
つぱり象牙なんかも同じさういふメー
カーが作つてゐるのじやないものでござ
いまして、

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) 勿さ
うでございします。

○菊川孝夫君 象牙について引下げら
れないといふ理由はどういふわけです
か。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) これは
製造原価そのものが非常に高いもので
すから、率にしますとさう高い率にな
らぬもので、これは原案通りに
したわけでありまして、

○菊川孝夫君 大体象牙と牛骨で、そ
の他といふものは余りないと思ふので
すが、象牙と牛骨との麻雀の製造の比
率といふもの、これは大蔵省あたり
では調査されておると思ふのですが、

どういふ比率になつておりますか。
○政府委員(渡邊喜久造君) 数字はす
ぐあとで調べて申し上げますが、大体象
牙が一番高級品であることは御承知の
通りです。これは従来の課税方法が、
象牙、それから牛骨、その他、その他
といふのは練牌と我々承知してござい
ますが、その練牌と我々承知してござ
います。その中で象牙製のもの、
五割くらいじやないか、それから牛骨
製のものが七・五割で、その他とい
うのが九二割、これは合成樹脂などで
作つてゐるのが大部分でございまして、
これが普通小売価格で七、八千円くら
いで売られておりました、通常使われ
てゐるのは大体このその他の合成樹脂
だと思ひますが、あれが実は大部分で
ございまして、原案で二千円、修正案
で一千八百円といふのかそれに当る分
でございまして、

○菊川孝夫君 先ほど宇都宮さんにも
お尋ねしたのですが、骨牌税というも
のは、これは我々少年時代からよく聞
いておつたのだが、ああいうものは博
打の道具だから税金が高いのだとい
ふことを聞いておつたわけですね。今し
や繊維税をかけるとか、まあ奢侈的な
もの、これもあつてもなくてもいいも
のだと思ひます。率直に言つて余りど
うしても必要なものじやない、こう
いうものに對しては、奢侈品だとか、そ
ういつた余り大して国民生活に必要で
はないといふようなものについてはい
はないといふ方が、少くもなつたはう
いふのだといふたやうなものについて
は成るべく税金をかけて、さういふ方
面では負担させて行く。大体骨牌税とい
ふのはさういふ趣旨のものだといふこと

をよく我々聞いておつたのですが、
主税局長、一体さういふ趣旨でこの税
金を設けられたものじやないかとい
ふことが一つと、それから果してこれ
に税金をかけることは中小メーカーに
圧迫を加へるものであるかどうかとい
うことと、さうであるならば中小業者
は非常に困つてゐるのであります。さ
ういふ点に花札等についても考慮を
されなければならぬのじやないか、こ
ういふふうな考へるのですが、これら
の点についてお伺ひしたいと思ひま
す。

○政府委員(渡邊喜久造君) 骨牌税の
性格は大体今菊川委員のお話になつた
やうなものであるとは、我々も同じ
やうな考へ方をしております。こうい
う消費税については種々批判になる問
題なんです。結局原価の問題、要す
るにそれだけ骨牌の値段が高くなりま
して消費者に負担が行くか、或いは納
税者はとにかく製造業者でございま
すから、結局製造業者が力がいまして、
本来なら消費者に転嫁さるべきものであ
るのに、それだけ値段が高くなりま
したために結局製造業者に負担が行つて
しまふ、さういふところが実は議論のあ
るところであります。完全に消費者
に転嫁されるということになれば、こ
れは骨牌のやうなものにつきました。相
当の高い税を課税していいのじやない
かといふ議論はそのまま通用するのじ
やないかと思ひますが、結局消費者に
転嫁するつもりのものでその通り転嫁
できなくて、結局税は生産者の負担に
なつてしまふ虞れがないか、さうい
う点が恐らく衆議院で一番御心配され
た点じやないかと思ひます。それで我々
のほうとしては多少違つた考へ方

を持つておりましたので、その原案をより高い二千円、四千円を御提案申上げたのでございしますが、我々が考えているよりもその転換の可能性について衆議院のほうではよほど御心配になつたのだらうと思ひますが、そこをお考えになりまして、今宇都宮議員のおつしやつたような御修正をなさつたのじやないか、我々はそう思つております。

○小林政夫君 このメーカーが中小企業者であつて、消費者に転嫁がむずかしいだらう、こういう見解でやつたといふことですが、そういうことであれば、そこまでの配慮があるとするれば、小売課税にするといふことはお考えにならなかつたのですか。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) 小売課税の問題はやはり複雑なんかなの場合でも非常に抵抗が強く、この問題はこの際考えませんでした。

○小林政夫君 私は今の傾向からいつて、ああいう政府が出したものを国会がこういうものについて税率を引下げるといふのは非常にセンシティブにおかしいと思ひます。税を取るとすればこういうものから取らなければ取るものがないのじやないかという気がするのです。メーカーが中小企業者だから、圧迫するといふことであれば、おおもね私はいさういふものを販売しておるところはデパートであるとか或いは文房具屋とか、一番、御承知のように配給機関としてはかなりの規模を持つたところが扱つてゐるのが多い。従つて物品税の第一種と同じように、中小メーカーを圧迫しないという趣旨ならば、小売課税にしてそれをかけるといふのが……、如何にもおかしいと思ひるので

すね、そういう観点、どういふわけで小売課税に……、これはメーカーの段階よりも販売機構のほうによりむずかしいといふお考えですか。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) これは販売課税のほうにむずかしいといふのでございします。

○政府委員(渡邊喜久造君) ちよつと私事実の点だけを御説明申上げますと、小売課税は、これは相当私は困難があるのじやないかと思つております。衆議院におきまして議論になりました一つの点は、これは我々のほうがよほどお叱りをこらむつたわけでございますが、先ほどもちよつとお話に出ましたが、脱税品が多い、これはデパート等で売られる物につきましては問題はないのです。これは御承知のように現在在印紙納付の形で以て一応課税しておるのでございまして、従いまして店頭列んで課税されてゐる分については問題はございませんが、主として安易品物について起きる事例のようでございますが、古物であります、これは課税されんのは当り前でございますが、ところが作り出した品物を直ぐ古物屋へ流すような恰好をとりまして、そうして出たときは新品でありながら古物という名前において取引されてゐる事例が相当あるのじやないか、これはもつと我々もいろいろ注意されて、至急調べてみよう、相当嚴重な取締をすべきじやないかといふふうに思つておりますが、必ずしもデパートといつたようなところだけで売られてゐるものじやないといふことの故に相當の困難があるのじやないか。曾つてはこの骨牌につきましては非常にやかましい制限が作られており

まして、骨牌の販売は免許制度になつておりまして、そして同時にそれと対応して印紙納付の制度が実はできていたわけでございます。新らしい憲法になりましてこういう意味の免許制度はできるだけ廃止すべきじやないかといふふうな意見が強く出まして、現在におきましては印紙納付の制度はそのままになつておりますが、免許の制度はない。勿論併し販売につきまして販売申告の制度がある。それに対する検査取締の制度はございしますので、免許の制度はございせんが、相當の検査取締はなし得るわけでございますので、いろいろな噂も我々聞いておりますので、この点につきましては相當の取締はすべきじやないかと考えております。

○前田久吉君 ちよつとお伺ひいたします。蔣介石ですら日本の敗戦の直後、本国の中国においてすら麻雀とか或いはドッグ・レースとか、全部禁止しておるのです、現在においても中国で麻雀をやつてゐるといふところはなかつたと思ひます、まして敗戦の日本が、麻雀は法律で禁止されておらないが、せめて税金ぐらゐ高くかかるやつを衆議院がそれを訂正するといふのはちよつとおかしいのじやないかと思ひますので、どう衆議院はお考えになつておりますか。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) 非常に御尤もな御意見と存じます。やはり業者その者が税によつてつぶれてしまふといふようなことは、これは問題でございします、それからやはり脱税が非常に多くなり、急激に税率を上げますとこれら非常に問題でございしますので、衆議院はこういうふうに決定したわけでは

○前田久吉君 業者が税金で倒れるといふことは、私はちよつと納得が行かないのですが、大体私は麻雀は肺病製造所だと思つておるのです。私はそう言つておるのです、いろいろ麻雀のことで……、これはもう肺病製造所です。こういうものを衛生上から見て、又國が緊縮予算を執行しようといふときに、この税を衆議院で引下げるという考えはちよつとおかしいのじやないか、そういう点私どもは納得できないのです。

○平林太一君 ちよつと宇都宮君にお尋ねしたい。脱税ですね、脱税の憂えありと言われるのですが、それをもう少し根拠を挙げて一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(宇都宮徳馬君) 私も正直に申上げますと、なか／＼税の細かいことはわからないわけですが、税の細かくなり製造原価に対して比率の高いものが儲かりますから脱税が非常に多くなるのじやないか、こう考えた次第でございします。

○平林太一君 これはちよつとおかしいです、抽象概念的なことで、それならこの原案の四千円を二千五百円にしても、脱税をするといふことは、いわゆるその業者であるメーカーがいたします段になればそれはあえて大同小異の問題で、そういうことは理由にはならんです。これは安く二千五百円にしたから脱税はしないといふようなことは、そういうことはいふゆる不法のことをするのですから、これはそういうことにはならんと思ひます。ですからそういう理由は何らこの問題に対して、これを修正をするといふ理由は全

然ないと思ひます。それから第二には、今のこの四千円原案、いわゆる品物の物品税、これは先刻来各委員からお話になりました通り、これはメーカーといひましてはいゆる中小企業といふものを対象にしたような多数のものではないと思ひますのであります。主税局長にちよつとお尋ねいたしますが、この対象になるメーカーといふのはどのくらいの数でありますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今調べましてすぐお答えいたします。

○平林太一君 承知しました。

○委員長(大矢半次郎君) これより各法案個々の御審議を願ひます。先ず製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います……。

別に御発言もないようでございますが、御質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に移ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○菊川幸夫君 私は製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対をいたします。

その理由は質疑応答の際にも申し上げましたように、とにかく政府も物下げようと言つてゐるときでありまして、而もこれはまあ税金に相当するもののだと言ひながら、結局定価が変るの

堀木 鎌三 三木與吉郎
前田 久吉 小林 政夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に財政造第四十二条の特例に関する法律案を議題といたしまして質疑を願います。別に御発言もないようでありまが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大矢半次郎君) 御異議なと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は本案に賛成いたします。こういう財政法の原則を崩すようなことを繰返されては困る。大臣の言明もあつて、次には絶対にやらないということでありますが、一応その言明は了といたしますけれども、本員としてもそういうことは絶対にやつてもらいたくない、こういう意味において、次に述べるごとき附帯決議を付けて賛成をいたします。

本法案は、昭和二十七年一度一般会

計予算における安全保障諸費及び連合國財産補償費で昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終わらないものについて更にこれを翌年度に繰越し使用するなどの特例を設けようとするものであるが、この措置は財政法の建前からみて好ましくないものと考えらる。

政府の説明によつて、今回の措置は万止むを得ない諸事情によるものと認められるのでこれを容認するものと

青柳	平林	藤野	木内
秀夫	太一	繁雄	四郎
安井	岡崎	白井	中川
謙	眞一	勇	幸平

計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費で昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らないものについて更にこれを翌年度に繰越し使用することの特例を設けようとするものであるが、この措置は財政法の建前からみて好ましくないものと考えらる。

政府の説明によつて、今回の措置は万止むを得ない諸事情によるものと認められるのでこれを容認するもの

のであるが、昭和三十年以降はこの種特例を設けることは誠に慎まれたい。

以上であります。

○菊川幸夫君 私は財政法第四十二条の特例に関する法律案に對しまして反對をいたします。

反對の理由は、安全保障諸費が二十七年予算に計上された際も、私どもは真向からこれに反對をいたしたのでありますが、而もこれは一年限りに終るものというふうな考へておつたにかかわらず、この五百六十億はどうしてもアメリカから使われる、こういうような印象を深くするのであります。

特に今年は一兆の予算が一兆の予算だと云つておりながら、やはり五百六十億だけはまあ現実にみ出したことになるわけでありまして、なおこの安全保障諸費については、これが使われるために、或いは今まで開闢者が開闢しておつた土地が演習場として取上げられる、又はそう大きな軍用道路が必要でないとどこへ道路を無理に拡張して付けるために耕作地が取上げられる、住宅地が立ち退きをさせられるというやうな事実も生じて来るわけでありまして、現在の國情を考へましたときに、アメリカの最初に安全保障条約を締結いたしました当時の世界政策と今日のアメリカの世界政策にはこれはもう誰が考へても多少変更がなされていく。即ち、先ず在外部隊はできる限り引揚げて、そして外地における陸上警備は外人部隊に担当させる。アメリカの本國は主として空軍並に海軍で以て防衛をするのだ。これらの現地外人部隊の援助をするというのが、大体今のアメリカの方針のように思われます。

す。そういう際に、何ももういつ引揚げるかわかんようなアメリカの要請によつて、兵舎をこしらへたり或いは道をこしらへたりする必要はないじやないか。従つてもうこの際はこれをもう打ち切つていいんじゃないか。相当アメリカの政策の変更、又國際情勢の變化も考へなければならぬ。朝鮮動亂勃発當時の緊迫した國際情勢と今日の國際情勢は、少くとも私は話合ひによつて解決しなければならぬといふことを米ソ兩陣營の指導者といへども認めざるを得ない段階へだん／＼来ているんじゃないか。この間のビキニの水爆の實驗によつて日本の漁船がどうもつた被害といふのは世界中に大きなセンセーションを与えたのであります。なおだん／＼と水爆の大きな實驗がシベリヤの原野或いは太平洋のど真中で行われることによつて、場合によりましては、これは季節風で以て日本へずつと吹いて来て、その灰が降るやうなことも起り得るかも知れないといふやうな段階になつてゐるのでありますからして、これではどういふので、兩陣營ともこれはもう戦争手段によつて解決するといふよりも、徐々にはあるけれども、やはり話合ひによつて解決する、國際の緊張が緩和される方向に向いつつあるのだ、そういう矢先に、アメリカの軍事基地をこしらへるための費用を、而も去年使えなかつたやつを又二十九年度へ繰越してそして使つて行くといふやうなことは無駄なことである。もうそんなものを作るのは時代遅れだ。それよりもむしろ積極的には話合ひによつて解決をして、これは戦争させないやうにする、こういう行き方が今の情勢に合つた行き方じやなからうかと私は思う。

その意味におきましてこの際政府は、アメリカの言ふことは何でも言うことを聞くのじやなしに、情勢變化といふこと、むしろ今年のこの残つたやつを水害対策のほうへ廻してもらう、このくらいな外交折衝に乗り出すべきであるにもかかわらず、まあ五百六十億組んであるのだから、何でも向うの言ひ通りにやるのだ、これは現地の大佐や中佐級はそんなことを考へてゐるかも知れないけれども、世界の情勢は大きな転換をしてゐる際に、これを繰越しても、これは情勢に適合しないものである、かように考へるのであります。

又これらのアメリカとの關係によつて國內に特例法を設けてまでも支持しなきやならんといふことは、如何にもアメリカのまだ力がある日本に加わつてゐるやうな難いがあり、どうもそういう気がして、この際独立した独立だと言つておりながら、熱風國にだん／＼なるやうな我々は嫌ひがあるのであります。従つてどういふ際でありまから、ひと思ひにこの際これを断ち切るやうな一つ方向に出るべきではないかと思ふのであります。大体この安全保障諸費を予算として出される時にも問題があつたので、使ひ途をはつきりせよといふことをやかましく言つたにかかわらず、あの當時まあ漠然たる答弁を、小笠原大蔵大臣が本委員会においてちよつと読まれたやうな程度の答弁で以て押し切つてしまつたのが安全保障諸費であります。従ひまして安全保障諸費といふのは、向うの連中からするならば、五百億の金があるのだからこの際は使はしておけといふ

よる態度で出てゐるというふうな思へてならないのであります。まあ大蔵省主計局の当局から良心的な答弁を何回も繰返してなされました。できるだけそういうことのないやうに努力をした結果、今日この段階になつてゐるのだといふ、その事務當局の御努力に付きましては、我々も認めるにやぶさかではないのであります。併しなからこの出発点そのものが、大体がこれはもう占領の落し子でありますので、この際はこれを断ち切るべきである、そういうふうな考へます。

もう一つ最後に申し上げておきたいのは、今各方面で汚職といふ汚職、疑獄事件といふのがやかましく國民の批判の的になつております。なかんずくこれらの安全保障諸費を使ひまして行なかつた工事に対してとかく風評があるわけでありまして、これはまあ檢察當局の追及或いは取調によつて明らかになることと思ひます。けれども、今ここで具体的な例までも挙げて申上げることがはばかりたいと思ふのでありますけれども、避けたいと思ひますが、アメリカの關係官とそれから日本の業者とが話合ひをいたしまして、そして成るほど財政法上の指名競争入札であるとか、或いは一般の入札制度によつて請負するやうな方法は形式的にはとられておるけれども、事前にすでにアメリカの關係官を招待するとか或いは賄賂するとか、物品の贈与をしてこれを買収してしまふ。で、アメリカも、なか／＼マツカーサー元帥のステートメントを読んでおられますと、実に立派なものでありまして、何らそこに非の打ちどころはないのでありますけれども、なか／＼現地の人た

ちの行いそのものがマツカーサー元帥のあの當時のステートメント通りには行つていないのであります。極端な例を申上げますと、数寄屋橋で日本人を川へ投げ込むといふやうな乱暴をするやつもあるのだと、甚者を抱かせれば將校連中の中でも、甚者を抱かせれば業者が對しまして請負をさせるやうに日本政府當局に對して圧力を加える、そしてその道路請負をやらせる、そのときには當然今流行語のリベートといふやつで、請負つた業者のほうからその現地の關係官に對しまして、現地の關係官といふのはアメリカの兵隊さんに對しまして、饗應費としてリベートされてゐるといふのは現実に起つておるじやないか。そういう値段がどうも高過ぎる、こういうことも言われておるわけでありまして。

以上のような關係から、これらはもうこの際一つ断ち切るべきである。こゝういつたやうな、いろ／＼の観点から考へましても本案には絶対に賛成するわけには行かない。従ひまして真向からこれに對しましては反對をいたします。

○木内四郎君 私は自由党を代表いたします。本案は財政法の建前から言へば全く例外的のものでありますけれども、諸般の事情から止むを得ないものでありましてこれを容認するものであります。同時に全く例外的のものであります。又政府當局からの御説明、御答弁等もありまして、次年度にはこゝういふことを繰返さないやうにするといふこととありますので、小林委員の述べられました附帯決議につきましても同時に賛成するものであります。

○堀木鎌三君 私は本案に賛成いたしました。

国と国との約束、平和条約に基きま
すところの約束について、独立国とし
てその責務を果すのは私は当然である
と考えるのであります。ただ財政法上
は事故繰越の場合と違つて、異例な処
置でありますので、本法案はその異例
の処置をしない、法的根拠を与えよ
うとするものでありますから、これ
はどうも賛成すべきものである、こ
う考えるのであります。ただ併し、如何
にも異例の処置でありますことは、こ
れ又他の委員から言われました通りで
あります。小林委員の提案になりま
す附帯決議に對しましては私としては
賛成いたします。

○平林太一君 財政法第四十二条の特
例に關する法律案、本案に私は反対の
意を表明いたします。

その理由といたしましては、すでに
特例でありますことは法律の名称自
体がこれを明らかにいたしておりま
す。日米安全保障条約に基きまして、
我が国の安全保障に對しましてこれを
措置すべき予算として計上せられてお
りますことは申すまでもないことであ
りますから、異例の問題とは別個の私
は問題であるかと存じます。このこと
は特にこれを異例として取上げて措置
するといふべきものでない、という
ことが第一であります。

第二点におきましては、この安全保
障費五百六十億円に對しまして、こ
れを担当いたしております我がほう
の政府当事者であります第一に大蔵
省の主計關係当事者であります。先
日主計關係の当事者の説明を聞き、又
當事者本人の様子も見ておきますと

いうと、誠に驚くべきことには、かく
のごとき重大なる処置を取扱うところ
のその當事者が、いわゆる主計官とこ
れは稱しておることと承知いたします
が、いづれも白面年少の青年である。
誠に慥然として私は驚かざるを得な
い。而もこの白面年少の主計官がみず
から研修を怠らず、この重大なる責務
に當つて當たる勉強、研修をいたし
ておるといふ風が見えますれば、或る
程度これに對しまして借を置くことが
できるものであります。ここに答
弁をいたしております実情を見て
も、誠に思ひ上つた、いわゆる各官の
予算に對しまして何か査定でもいたし
ておるといふ態度がいわゆる面に現わ
れておる、そういうような更にみず
からの責務を重大と思わず、極めてか
ような問題を軽く考へて取扱つてお
る。本問題に對しましてこの予算折衝
内容といふものは、事前にこれを公表
されておらない。だからこういうもの
は自然先方とこれが折衝に當りまして
は常に退嬰縮減である。そして自主
的な何らのものがないのだということ
で、極めてこれは容易ならぬ問題
であると思つたので、ここに政務次官
もおいでになつておられますが、この
点はほぼどの主計官に對しまする訓
練研修といふものを考へえにならな
ければならぬことになる、こういう意
味におきまして第二には反対せざるを
得ない。

第三には、この措置に對しまする外
務當局であります。今日からやうな安全
保障といふのでありますから当然安全
保障としてこれらのことが立証せられ
なければならぬにもかかわらず、先
般ビキニの水爆といふやうなものが発

生して、而も發生後におきましてアメ
リカ当局は、今後はこれの六倍の広さ
にいわゆる警戒水域といふものを拡大
するのだ、平然として豪語しておる、
而もこれに對しまして外相岡崎君は、
公海に對してそういう措置はあり得
るのだと言つてこれを容認いたしてお
るのであります。現に英國における
それ／＼の新聞の論調といふものが日
本の新聞にこれが掲載されておるので
あります。米國はいわゆる太平洋を
自己の湖水であると考えておる、け
しからんことである。第三國に立ちま
する英國自体ですらかくのごとき驕
を以てこれに當つておる。然るにもか
わらず、我がほうの外務大臣は、さ
やうな六倍にするといふことはあり得
るのだといふことで、これに對しま
す我が國の安全保障に對し、安全保障
費五百六十億をここに繰越して、そ
うしてこの特例まで作らうといふとき
に、これとおよそ相反するところの
言動、従つてこの安全保障費の費目と
いふものが我が國の安全保障になら
ざる、我が國の安全保障を安全保障た
らめざるやうな予算の行使が行われ
ておるのであるといふことを私は付
せざるを得ないのであります。従いま
して本案に對しましては、事理極めて
明白でない。同時にこれは筋が通つて
おらないのであります。特にこれを特
例を設けてこの処置をいたしますとい
ふやうなことは、これは冒頭に申し上げ
て置きました通り、日米安全保障条約
によりまして所要したところの予算と
いふものは、それ／＼その予算に對す
る使用期間といふものがある。その使
用期間にこれを使へなかつたといふこ
とは、必要がなかつたといふことであ

ります。この明白なる事実を除外いた
しまして、殊更にこれをいたさうとい
ふやうなことは、取りも直さず大蔵省
主計關係當事者の無能無力、又我が外
務當局のいわゆる何ら自主性のない退
嬰縮減したところの態度がかくあら
しめておるといふ意味におきまして、私
は本案に對しまして反対をいたすもの
であります。

○東隆君 財政法第四十二条の特例に
關する法律案に反対をいたします。

この法案は、財政法第四十二条の特
例に關する法律案と思ひますけれども、
中身は財政法の特例の又特例を開いて
おるのであります。相手が駐留軍で
あるからと、こういうやうな關係で、
独立後の日本においてこういう便宜的
な措置をとるべきでない、こういうこ
とを考へるのであります。従つてこの
盲腸的な存在になつておるものは切つ
てしまつて、どうしても必要だと、こ
ういふものならば、これは一般の予算
の中に繰入れることが適當である。そ
うしてはつきりと独立した日本を強く
押出す必要があると、こう考へるので
あります。

更に連合國財産補償費の關係は、こ
れは二十九年度の予算の中にこの款項
目があるわけでありまして、従つてそ
の中に当然入れて処理すべきであつて、
この法案によつて特例を開いて何も駐
留軍に迎合する必要はない、という
考へ方を持ちますので、この法案に反
対をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないやうであります。討論は終局
したものと認めて御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより採決に
入ります。財政法第四十二条の特例に
關する法律案を衆議院送付案通り可決
することに賛成の方の御挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であり
ます。よつて本案は衆議院送付案通り
可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中において述べられまし
た小林委員の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の御
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であり
ます。よつて小林委員の決議案を本委
員会の決議とすることに決定いたしま
した。

なお諸般の手續は前例により委員長
に御一任をお願いしたいと思います。
それから多数意見者の御署名を願
います。

多数意見者署名

木内 四郎	小林 政夫
中川 幸平	藤野 繁雄
白井 勇	岡崎 眞一
青柳 秀夫	安井 謙
三木與吉郎	堀木 鎌三
山本 米治	前田 久吉

○委員長(大矢半次郎君) 次に、米國
対日援助物資等處理特別會計法等を廃
止する法律案を議題といたしまして質
疑を行います。

○菊川幸夫君 この特別會計法等を廃
止するといふことについては、これは
まあそれを廃止するといふ法律そのも

のについてはいいのです、事実は。併し我々が問題にしなければならんのは、残りが、先ほど大蔵大臣にもちよつとお尋ねいたしましたように、四億三千万円という未回収分があるわけでありませう。その未回収分のうちには、資料としてお出しになりましたように、もうすでに品物を買つて取り込んでおきながら、解散したのもあれば、主所不明のものもあれば、或いは廃棄、倒れたものもあるだろうと思つたのでありますけれども、これらにつきまして、廃棄したものとか或いは解散したというような場合に、特に解散についてお尋ねしておきたいと思つたのが、解散する際に、これは法人の解散の場合には、そういう債務がありながら解散した場合には一体どういうふうな処置をされておるか。一つ一つについてお尋ねしたいので、先ず第一に、資料のうちの旭商事というものが携帯燃料を百一十七万三千五百円というものを買つて扱つていない。そのまま解散してしまつていない。そのまま解散してしまつていない。これを、これを解散するときに、具体的に一体どういう処置をとつてあるか、お尋ねしたいと思つたのです。

て下さい、旭商事だけ。

○政府委員(記内角一君) 個々についての記録を持つておりませんので、正確なことはお答え申し上げかねるのでございますが、小さい会社によりましてはそういうことをやらんで、いつとはなしに解散してしまつておるというふうなものも間々ありまして、誠に我々に連絡して参るものばかりです。が、そうでないものはわからないものも間々あるわけでありませう。御指摘の旭商事については今手許に資料がありませんので……

○菊川孝夫君 それでは角度を変えて、これを渡すときに一体どういうふうな恰好で渡してあるのか。現品はさつと渡して、あとで金を払ふと言つて渡してしまうのか、それともこれは分けるときにはさうも指名競争入札等をやつて渡したものであるか、或いはその組合に対して一括して渡して配給をさせておるか、そうすればその組合が一応責任を持たなければならぬと思つたのです。渡した……これは個人の商売だと考えて御覧なさい。百万円も渡すのに保証金を取つてあるのか、どういうふうな処置になつておるのか、これを明らかにしてもらいたい。あなた自分で商売をして御覧なさい。百万円だというのが、今の金にすれば僅かなものだけれども、さうなものをもつて、もうものはいくらでも、そのまま解散してしまつておるということになつて、あと取れないということになれば、これからそういうものについて、これは汚職も起り、それからなんですわいな。通産省にわんさと押しかけて来ることになりませうい。

○政府委員(記内角一君) 我々の扱つておりますものは、原則としていたしまして、一般の会計法によりまして、いわゆる現金を持つて来てから品物を渡すという手続をとつております。従いまして、この特別会計ができてからでも数十億の資金を取扱つておりますが、売却金として残つておりますものはそのうちの五億足らず、四億円にがしというところになつておりました。大部分は今申上げたようなキャッシュ・オン・デリバリー、向うから現金を納入してからでなければ引渡さない、こういうのが建前でありませう。ただ携帯燃料につきましては、これはいわゆる委託販売をいたしまして、これの連中に売つたわけでありませう。ところがその連中が売つた金をふところに入れた、払ふことなくたという例であります。あと例えば非常に件数の多いのは麻皮といふものがございます。麻につきましては、これははいわゆるマニラ麻でございます。これは食糧増産という意味で、水産漁網用のマニラ麻を非常に大量に而も迅速に作らせなければならぬということ、保証金だけを納めさせまして現物を引渡した。それで支払はあとからやつた。これは司令部から非常にやかましい督促、零細な業者にまで一々干渉して参つた関係上、非常に小さいものに数多く分けなければならなかつたというふうな事情がありまして、多分にこういう事態が発生いたしました。その後自由販売になりましたから、この信用がなくなりまして、従つて代金も払ふないというふうな事態が多分に出ておるものであります。

○菊川孝夫君 旭商事は解散して、その際に通告は来た、これに対して異議の申立てをして、それから告訴をする、これは裁判所にしてあると思つたのですが、通産省の第何号でやつてどういふふうにしてあるか、お尋ねしたいと思つたのです。

○政府委員(記内角一君) 我々の扱つておりますものは、原則としていたしまして、一般の会計法によりまして、いわゆる現金を持つて来てから品物を渡すという手続をとつております。従いまして、この特別会計ができてからでも数十億の資金を取扱つておりますが、売却金として残つておりますものはそのうちの五億足らず、四億円にがしというところになつておりました。大部分は今申上げたようなキャッシュ・オン・デリバリー、向うから現金を納入してからでなければ引渡さない、こういうのが建前でありませう。ただ携帯燃料につきましては、これはいわゆる委託販売をいたしまして、これの連中に売つたわけでありませう。ところがその連中が売つた金をふところに入れた、払ふことなくたという例であります。あと例えば非常に件数の多いのは麻皮といふものがございます。麻につきましては、これははいわゆるマニラ麻でございます。これは食糧増産という意味で、水産漁網用のマニラ麻を非常に大量に而も迅速に作らせなければならぬということ、保証金だけを納めさせまして現物を引渡した。それで支払はあとからやつた。これは司令部から非常にやかましい督促、零細な業者にまで一々干渉して参つた関係上、非常に小さいものに数多く分けなければならなかつたというふうな事情がありまして、多分にこういう事態が発生いたしました。その後自由販売になりましたから、この信用がなくなりまして、従つて代金も払ふないというふうな事態が多分に出ておるものであります。

終戦後続出したしましたが、その連中に切符制度によつて渡さなければならなかつた。ところが御承知の通り皮はいわゆる生皮でありまして、これを塩漬に一応いたしておりましたが、こちらに来るまでに相当腐れかかつておるというふうなものもありまして、迅速にこれを処置しなければ間に合いません、キャッシュ・オン・デリバリーが原則であります。ところが金を払ふないからと言つて持つて帰つても腐つてしまふというふうなものであります。それで置いて帰つたというものであります。ところが腐つておる。置いて帰りました。自由販売になるといつたような戦後の頃におきましては、いわゆる皮が非常に過剰になつて来た。皮を扱つておる業者が非常に損失をこうむつたというふうな事態になりました。従来切符制度をやつておつたときには非常に回収が順調に参つておつたにもかかわらず、この時代におきまして回収が滞つて来た。又中にはいわゆるクレームの問題がありまして、今申上げたように、生皮で入つておる関係上、一等品として入つておつたものが半分腐りかけて、二等品でなければならぬというふうなことで話合のつかないものというふうなものもございまして、それこれして大部分の麻と皮革についてこういう事態が発生したような実情に相成つております。

併しいづれにいたしましても、それ以外の分につきましては大体現金を納めさせてから後に現品を引渡す。又こういう事態につきましても、二割の保証金は全部納めさせておるというふうな相成つております。

○菊川孝夫君 中には名前を見ておりますと、これは払えそうなのもあるのです。これだけの金はすぐ納めそうなのもあるのですが、特に兵庫県の五十五万四千円とか、福岡県の三十万、こういうのはどういふわけであつたに納まつておらないか。

○政府委員(記内角一君) これは県庁に対して渡したときでございますが、これは相手が県でございますから、キャッシュ・オン・デリバリーの原則はとらなかつたわけでありませう。その後県自身でも手許不如意で、成るべく延ばせるやつは延ばしておくとおもう。うな態度をとつたのかとも思つた。が、まだ扱つておらないのも、四、五県でございます。これもこの年度内に二県は回収できるし、あとの三県につきましても来年度早々に入ることの申合せに相成つておりました。これはすぐ解決いたすものと考えております。

○菊川孝夫君 そうするとあとの回収不能の分につきましては、どうしても回収できないというものは一体どういふふうにして処分をせられるのか、処置はどういふふうにするのか。

○政府委員(記内角一君) 個々の業者に當りまして、向うの資産状態、経営の状態といふものと脱み合せて、一種の公正証書を取り交わして、それを分割払いで五、六年とか十、九年とか、或いは場合によりましては、どうしても回収がむずかしいというものは十五年くらい年賦で償還させるといふ方法をとつて参つております。それで逐次返つております。

○菊川孝夫君 これを見ておりますが、解散、休業だといふものがあるのですが、まあこのときには、これは業者

のほうは奪い合いでその割当をもらいに来たものか、それともあなたのほうで強制的に押付けたような恰好になつておるのか、一体どちらになつておるか。

○政府委員(記内角一君) その当時は大部分がいわゆる切符制度によつて割当をいたしておつた当時でございます。従つて我々のほうから押付けたものではないわけでありまして、すべて業者のほうから割当申請が出て参りまして、それを各物資の配給を担当しておつた原局で割当をいたします。その割当に際してこちらが販売をいたすという態度をとつておつたわけでございます。

○菊川孝夫君 この皮類のとき、業者の名前を大体見ましても、その切符制度で保証金だけで、あとはなか／＼やす／＼と金は回収できんぐらいのこととは、常識的に通産省としては考えられなかつたのですか。そのくらい常識が働かないとすれば、まさにお役所の「お」の字に二つくらい付なければならぬようないい商売だと思つたのです。

○政府委員(記内角一君) これにつきましても、先ほど申し上げましたように初めは相当順調に入つておつたわけでありまして、又品質が少々悪うございまして、大体それ以上に儲つておりまして、余りクレームも付かないで金をきちんと払いまして引取つておりました。ところが丁度切符制度が続いておりました間は、不払のときは切符の割当をいたしませんし、従つて現物も引渡しをいたしませんのですが、丁度切符の時期になりましたから、あとから切符をもらいに行く必要もないと

いうようなことで、こういう事態が生じたものというのが大部分でございます。

○菊川孝夫君 この皮のは、切符制度が廃止になつてからの配給ですが、ひどいになりますと七百万円、一番大きいのは五千万円というのが、五二皮革といふのがあるのですが、これは逃げたしまつたらえらい儲け物になるが、大してこれは強制執行とかそういうこととはせずに、十五カ年賦、こういうような程度でやつておられるのですか。これは我々のほうは税金のほうの關係と睨合せて考えるときに、やはりこれは国の、国民のもので、税金を取られる場合に零細な、而も税金を納めるのに金の毒だというよりな人でも、これは執達吏を向けられたり、一時は進駐軍の連中がジープを持つて来て威して、そうして家財道具までひつさつて行つた、そうすると思つて五千万円もの金を未だに払わずにおつて、そうして而もこれは余り強制取立ても受けない、それから五カ年賦を更に十五年年賦というふうな恩典を付けるということになりますと、同じ役所であることであるが、これらは大体質が悪いやつだと思つたのです、俗に申しまして……もう少し良心的に考えなければならぬものかと思つたのですが、小さいのは別といたしまして、五千万円もの借金をしておいて、そのままだとほんとかまえておられるというふうなひひのひひもあるということについては、あなたのほうとの間に、こういうところに割当をするに當つては何らかのこれはくされ縁でもあるのじやないか、つい時局柄すくそう思わざるを得ないのですよ。

○政府委員(記内角一君) このでき上りましたのは切符制度以後ではないのであります。大体切符制度の当時のものが残つていたのであります。それが丁度切符になつて直前のものがこういうふうな事態になつておるのが大部分であります。只今御指摘の五千万円滞つております五二皮革につきましても、これは相当大きないわば業界としては一流の会社でありまして、従つて取引高も従来から非常に大きかつた。ところが丁度この事件が発生した當時、例のゴム、皮革、油の大暴落がして、非常に各方面でメーカー、商社の破産の続出した當時に遂に手を挙げた会社なんでありまして、債権債務の振合を見ますと、債務が六千万円ばかりで、そのうち政府關係が大部分といふことにはなつております。ところがこの破産状況になつておりますが、若し破産の申請をいたしますと税金の滞納が相当多額にあるわけでございます。二千万円ばかりの税金があるわけでございます。従つて若しこれを破産したしますと六千万円ではございせん、全体で一億三千万の負債に対して六千万円の資産しかない、そこで破産状態なんであります。破産したしますと、二千万円は持つて行かれる、そうなりますと二、三割しか配当がもらえない、売掛金の五千万円に対して一千万円程度しか取れないということになつておるわけでありまして、従つてここに一種の第二会社の新しい会社の更生策を考えまして、そして税金は何年間か払う、又我々の債権も払つてもらうということ、一面におきましては持つております財産について

○政府委員(記内角一君) このでき上りましたのは切符制度以後ではないのであります。大体切符制度の当時のものが残つていたのであります。それが丁度切符になつて直前のものがこういうふうな事態になつておるのが大部分であります。只今御指摘の五千万円滞つております五二皮革につきましても、これは相当大きないわば業界としては一流の会社でありまして、従つて取引高も従来から非常に大きかつた。ところが丁度この事件が発生した當時、例のゴム、皮革、油の大暴落がして、非常に各方面でメーカー、商社の破産の続出した當時に遂に手を挙げた会社なんでありまして、債権債務の振合を見ますと、債務が六千万円ばかりで、そのうち政府關係が大部分といふことにはなつております。ところがこの破産状況になつておりますが、若し破産の申請をいたしますと税金の滞納が相当多額にあるわけでございます。二千万円ばかりの税金があるわけでございます。従つて若しこれを破産したしますと六千万円ではございせん、全体で一億三千万の負債に対して六千万円の資産しかない、そこで破産状態なんであります。破産したしますと、二千万円は持つて行かれる、そうなりますと二、三割しか配当がもらえない、売掛金の五千万円に対して一千万円程度しか取れないということになつておるわけでありまして、従つてここに一種の第二会社の新しい会社の更生策を考えまして、そして税金は何年間か払う、又我々の債権も払つてもらうということ、一面におきましては持つております財産について

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○政府委員(記内角一君) これは割当の制度の問題でございますが、當時は司令部等の嚴重な意見がありまして、昔のいわゆる業界の自主統制は独禁法で禁じられております。従ひましてこういう割当自体は業界の意見ではなくて、専ら政府が直接割当てておりました。併しこれも任意に割当てたものではございせん、或る算定方式によりまして、その方式に當てはめて、機械的に数字を出して来るというやり方です。やつておつたわけでありまして、ただこれは設備能力その他からいまして、相当に実力を持つておる、過去において

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○政府委員(記内角一君) 私が承知しております限りではないと思ひます。(笑) いよいよでございます。○菊川孝夫君 なぜ私こういうことを申上げるかというと、今造船廠だ何新聞に出て来ている、嫌になるほど毎日これだけの貸倒れができておるといふ。そうすると割当を受けるときに又政治家連中が暗躍をして、あなたのところに行つて、強引に割当をさせたのか、それともこれは組合に一括をして、組合で自主的に配給させているのか、その点はどういうふうに配給されているか。

○菊川孝夫君 二割の保証金をお取りになつていたというのですが、二割というのは根拠があつて二割にせられたのですか、保証金につきまして……

○政府委員(記内角一君) 大体国有財産の払下げ等につきましては一種の保証金を取ることになつております。そういう意味で公団以来一般取引の保証金よりも若干多いかと思ひますが、そういうことをやつたわけでございます。

○菊川孝夫君 それではこれらの割当を行うに當りましては、この当時の、どちらかという皮類が不足しておつた當時、そのときに皮がアメリカから来たというのでわい／＼やつた、ところがたま／＼皮が下つて来た、こういうふうになつたと思つたのですけれども、結局結論をいたしましては、どう考へても政府相手に、未だにあなたのほうも余り大した強制的な取り立て方法もつておられたようでありまして、この債務のある連中から考えた場合には、政府というものは、まあ通産省というのには有難いところだ、これだけもらつておいても二割納めておけば借金がないやうであつて、最悪の場合には十五カ年くらいで何とかしてくれろやうだということになつて来ると、政府相手の商売というやつは業者としましてはやはり何とて一歩有難いものだ、向うから見ると……ところが国民の側から見るとこのくらい迷惑な話はないのです。結局は廻り廻つてどこから国民の血税が食われている、こういうことになるだらうと思つたので

す。従いましたこれらに對しまするあなた方の今後の一つ方針、これはどういふふうにして一体処置しようかというのを、国会において質問になつたときだけは形式的な答弁をするにとどめておく程度で、あとはそう大して取立てに對して熱意を持たないというふうな……この法律を廃止してしまふに當りまして熱意を持たないのか、それとも徹底的にできるだけの努力をするつもりか、この点を聞きたい点と、それから今後一年間に亘りまして御努力になつて、一体どのくらいがこの中で回収見込があるのか、率直に一つお答え願ひたいと思う。まあ殆どは、私の見るところでは九〇%以上は駄目だといふふうには私は見るのですが、あなたのお考えではどのくらいの回収ができるかと見ておられるのですか。

○政府委員(配内角一君) 第一点の取立ての態度でございますが、これは飽くまでも政府の債権でございますので、嚴重に取立てなければならぬといふふうに考えております。従ひまして、現在におきましても公正証書の取れるものは全部公正証書を取りまして、先ほど申し上げたように担保のあるものについては全部抵当権を設定して取っております。それからなお裁判所の和解を申請して来たものにつきましては、これは實際に應じて適宜措置をいたして和解の手続も場合によつては、講じております。なお即座に国税の徴収と同じように差押えまでやるかどうかという点になりますと、これは債権に對しまして財産が非常に少いといふ場合も非常に多いのでございまして、こういうものに對しましては差押えてもその費用に足りない、又は

非常に借金が多いために、こちらのほうで取れるつもりで押えましても、ほかの債権者がここに介入して参りますので、取れる分が非常に少いといふ場合も相当ございしますので、そういうものにつきましては、できる限りその事業を継続して、長年掛つて回収して行くという態度をとつて、先ほど申し上げたように分割払いということも認めているわけでございまして。そういうことによつて今後ともこの回収については全力を挙げてやつて参りたいといふふうに考えております。

第二の回収の見込でございますが、年をわけて頂きますれば大体八割見込みまでは回収できるのではないかとこのように考えております。ただこれにつきましては今申し上げたように、長いものにつきますのは十年くらいかかるやつも出て来るのじやないかといふふうにも考えております。こういうものの整理の實際をいたしまして、同じ年賦償還にいたしまして、初めは比較的少く、順次回収率を高めて行くといふふうな措置も講じておりますので、当初におきましては回収金額は比較的少いかと思ひますが、だん／＼年を重ねるに従ひまして、勿論景氣の変動その他に影響されることも多いとは思ひますが、けれども、八割見込みまでは回収できるのじやないかといふふうに考えている次第であります。

○菊川孝夫君 そこで政府の全般の問題としてお尋ねしておきたいのですが、大体今後ともいふのは、これはこれのじやないかと思ふ。国有財産の振下げとかいふ／＼政府から業者に、或いは国民に物を売る場合もあると思ひます。これ一回で終らんとするのです

が、大体今あなたの言われたようなこゝういふ処置で以て売つてもらへる、業者の側からすれば、焦げ付きができて、そのくらしい程度で一つ御取引願へんか……こういうのが大体通産省の態度ですか。今後ともこういうやり方ですか。それじや通産省に對して、新聞の表現が少し誇張しているかも知れませんが、通産省へ行きさへすれば間違いないといふわけでは……押掛けて行くといふような風評さへも伝わつてゐる。風評じやない、大新聞が責任を持つて書いてゐるのです。この間の通産省の解削という某新聞社が書いておつたのが実に極端な、我々もどうもひどいなと思つたのですが、こういうふうな資料に出て来るに従ひまして、成るほど甘いとところには驚かされるわいといふふうな印象を持つのですが、国民が知らんからいいけれども、全部知ることになつて御覧なさい、成るほどあの記事が決して間違ひではないわい、こういうことにならざるを得ないと思ふのですが、今後通産省としては、こういうふうな類似のはこれはもう対日援助物資なんといふものではないでしようけれども、販売等につきましても、このような態度で以てお臨みになる方針かどうか。

○政府委員(配内角一君) 最初に申し上げますが、数千億円の取引高のうちで五億円だけ残つてゐるという状況でございまして。その意味合におきましては、普通の取引であればこれは雜損といふことで出る程度の金高じやないかとも考えられるわけではございまして。いづれにしても、こういう債権を取立て得ないで残つてゐるということに

ついては我々としても非常に遺憾に存じてゐるわけではございまして。ただ今後若しこゝういふ扱いをするにいたしましても、昔の時代と違ひまして、いゝゆる業者であれば万遍なく申請に應じて分けなければならぬといふ事態も差がつてのところは予想できませんし、従ひまして現在ではこゝういふ制度は政府で取扱うという制度はございせんけれども、若し今後扱うといひましたら、最初も、その場合におきましては、最初に申上げた通りすべて現金納入後において振下げをする、現品の引渡しをするといふような措置を講ずべきであらうし、又当然そういうふうによつて参らなければならぬといふふうに考えておる次第でございまして。

○菊川孝夫君 あなたは数千億の中のわずかに五億ぐらいなことではあるといふふうな入船の……いゝゆる通産省が全部そういう頭を持つてゐるからいかにのですよ。数千億と申しましても食糧が多かつたのです。一般国民に配給代金として我々のふところから召し上げて、配給という形で配つたのですよ。僕らに皆配給その他で配つて、召し上げたものが多かったのであつて、こゝういふ特定の業者に配つたといふものは、私は数千億全部こゝういふふうなやり方をしておるのではないと思ふ。通産省では何か出る、女中のつまみ食いとか、すぐそれを頭にする、だからこゝういふものが出て来るのです。この特別会計を廃止するといふことは起らんから前には知らなかつたけれども、そういう考えで常に望んでおられるからして問題が出て来るのだと思ふ。これは考へてもならなければいかんと思ふ。これは取り得ないことにならな

けです。一旦そういうくせをつけておけば、通産省へ行きさへすれば何か甘いものがあるといふことで廢業業者は殺倒することになるのです。こゝういふ意味において、この際の一つの大きな反省をしてあなた方はかつて行かなかればならぬ。特に幸ひ、幸ひといふのか、不幸にしてゐる／＼の問題が、戦後こゝういふた物品の振下げであるとか或いは融資の問題をめぐつて、大きい事件だけは検査庁は手を入れておりますけれども、小さい問題に一つ／＼手を入れるわけに行かんものですか、そんな余裕はないから入らんとするのですけれども、あれを一つは国民的な反省として、私はこゝういふ問題と取組まなければならぬと思ふのです。その意味において通産省の決意を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(配内角一君) 先ほど申し上げましたように、例えばといふ例で申上げたのです。勿論こゝういふ事態が発生したといふことは我々としても非常に遺憾に存じてゐるわけではございまして、今後ともこの種の売掛金の回収についてはできるだけの努力をして参らなければならぬと思つておりますし、又部下を奮励してやつて行きたいといふふうに考へております。又今後この種の事態が万々起きました際におきまして、従来申上げておりましたように、必ず現金納入後に現物を引渡すといふ措置によつて、こゝういふ事態の起ることのないように未然の措置を講じて参りたいといふふうに考へてゐる次第でございまして。

○菊川孝夫君 これに對しまして責任といふものは別にないでございましてか。こゝういふのは誰の責任ということ

でなしに、仕方がない、できてしまうものだ、こういうことになるのですか、大体公団或いはいろいろなものをして、通産行政の一面でいろいろのことをやられたのだが、どれもこれも足を引っ張っているのです、はつきり言つて……殆んどは足を引っ張つて、これは少いほうですけれども、これらについては一体責任というが、どういふふうになるのですか。五億圓というのは今の一兆圓の予算からすれば僅かでございますけれども、これは利益を受けたものの立場になつて来ると大きいと思ふのです。これらの責任というものは通産省はどういふふうになるのですか。

○政府委員(肥内角一君) いろ／＼責任の所在も追及する場合もございまして、ここに挙つております問題につきましてはいろいろ調べて見ますと、殆んど大部分が、先ほど申し上げましたように当時の事情から推察すれば止むを得なかつたのじやないだらうかといふふうに思われるのが大部分でございまして、勿論そういう事態を発生させるような不注意な扱いは当然やるべきじやないと思ひますけれども、いろ／＼事情を聞いて見ますと、いわば占領下におきまして、半ばおれのほうでやるのだからおれの言ひ通りにやれといふふうな恰好で抑えられたような点もあるように思ひます。

○菊川孝夫君 それでは最後にこの法律を、特別会計等を廃止しなければならぬ、今廃止するといふ理由は一体どこにあるのですか、その点を伺つて……

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申

上げます。特別会計の設置は御承知のようにそれ／＼理由がありまして設置をいたしておるのでございますが、すでに本特別会計は設置の理由であるところの必要性がなくなりまして、本来財政は会計主義と申しますか、原則は一般会計でやるべきものであると心得ておるのであります。そういう意味で特別会計の法律等につきましては国会の議決を得ているのでございまして、今回の法律は、その設置の目的であるところの必要性が消滅したものと認めまして、その廃止法案を提出しているわけでありまして。

○菊川孝夫君 それで特別会計を廃止されまして、今度はこれらの債権は一体どういふ会計で処理されるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 特別会計が廃止になりますと、この法律案の説明でも申しました通りに、一般会計がすべてこれを引継ぐことに相成るわけでございますが、一般会計の債権としてなお今後とも通産省の当該部局におきまして、債権の保全につきまして先ほど来企業局長から申し上げました通り、最善の努力をいたすことに相成るのでございまして。

○菊川孝夫君 大蔵省としてはそうするとこれに対しては通産省の処置を待つだけであつて、これに対して督促をしたり或いは監督するとか、監督と言つては語弊があるけれども、そういう責任はないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御承知の通り大蔵大臣は財務の総括責任を持つております。特にこの債権等の管理に關しましては、私どものほうでは予算の執行並びに決算の取まとめをいたし

ておることは御承知の通りであります。予算の執行につきましては監査の方法もございまして。私もとしましては、従来特別会計において通産省がやつておられましたときと同様に、今後大蔵省の立場におきましてそれ／＼申上ぐべきところは申上げ、又御協議を受けるべきところは受けて参りました。かように考えていることは申上げてもございせん。

○菊川孝夫君 そうするとこの特別会計今日まで残してあるわけですから、どうしてもこの法律を廃止してしまわなければならぬといふわけでもないのです、どうしても廃止しなければならぬやつたり邪魔になつて困る、こういう性質のものではないかといふことだけは言えると思ふのですが、どうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申上げますが、御承知の通り二十九年年度の一般会計、特別会計の予算がそれぞれ只今当院において御審議中であります。その予算が本会計の廃止を前提にして組まれておるのでございまして、予算の通過と同時にこの法律が発効することが必要でございしますので、是非とも年度内に御審議を得まして、成立ができましたことを我々としては絶対必要と考えておる次第であります。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

お述べを願います。○菊川孝夫君 私は米國対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案に対して反対いたします。反対するその理由は、この債権をもつときれいにして、そうしてその上で廃止をすべきである。今年何月予算に組んだからと言つたつて、予算は修正すればいいと思ふ。従つてもつときれいにやつて……、そうせんと、これはもう特別会計も廃止になつたのだ、そのうち、自然のうちに忘れてしまふ。局長連中はそれ／＼かかつてしまふ、担当者はかかつてしまふといふことになつて、これはもう自然消滅といふ恰好になることになつて、将来、今のところ国会においては答弁は成るほどどうまく答弁をされておりますけれども、結局取り得たつたという結果に陥る危険が極めて多い。だからこれは廃止にするならするでいいけれども、するならばもつときれいにしてから、その上で出してくるべきである。明年一年ぐらひはこの整理に努力して、その上で廃止すべきである。こういう観点から本法案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	中川 幸平
藤野 繁雄	白井 勇
岡崎 眞一	青柳 秀夫
安井 謙	三木與吉郎
前田 久吉	山本 米治
小林 政夫	

○委員(大矢半次郎君) 次に、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

別に御意見もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	中川 幸平
藤野 繁雄	白井 勇
岡崎 眞一	青柳 秀夫
安井 謙	三木與吉郎
前田 久吉	東 隆
成瀬 幡治	菊川 孝夫
山本 米治	小林 政夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に、国税収納金整理資金に関する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 この附則のほうに、全部にまゝ関係することですが、この加算金等を支出するといふのを「支払決定ヲ為シ」と改めることの實質的意義はどこにあるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えを申し上げます。これは実は当委員会におきまして小林委員から過般御質問、或いは御注意と申上げたほうが適切かと思つたのであります。すでに当委員会で御審議を経て参議院を通過いたしました関税法の改正法律案の中に「支払日」といふ表現になつておつたのであります。これはまあ審議が併行的に進められておつたのでございまして、その趣旨は、従来国税徴収法では支出したる日とございましたが、先ほど衆議院からの御説明にもございしましたように、今回は資金になりました。

で、まあ支払うという表現になるわけでありまして、実際に支出したる日といたふことの実質的な意義でございまして、これは今回の資金におきましては支払を決定したる日といふことに現実に當るのでございまして。支払日といふことになりまして少し意味が違つて参ります。法律上の意義を統一いたしますためには、やはり支払を決定したる日といふことにいたさなければならぬのであります。そういう意味におきまして、つづめて申上げますと、従来の扱い通りにいたすために正確に私どもの国税徴収法の改正の場合に用いましたところの決定したる日ということに改むべきものと認められたのであります。そういうふうに衆議院においてお認めになりました。又私どももいたしまして、いよいよ法律が施行になりました場合には、それが正しいものといふふうに認めておる次第でございまして。

○小林政夫君 答弁を長々しくやらないうで、簡単にやつていいので、あなたの説明は何も説明になつていないじやないですか。支出したる日と支払決定したる日と同じだといふことだけ言つてゐる。なぜ同じかといふことを聞いてゐるのです。

○政府委員(正示啓次郎君) 支出したる日といふのが現実には……。

○小林政夫君 実際の事務取扱の内容を言つて御覧なさい、そうすればわかる。

○政府委員(正示啓次郎君) 実際には支出の決定をした日といふことになつておるのであります。従来の扱いの実際は、それに合はすためには支払を決定したる日、こういうことになるわけでありまして。

○小林政夫君 了承。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国税収納金整理資金に関する法律案を衆議院修正案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	小林 政夫
藤野 繁雄	白井 勇
岡崎 眞一	青柳 秀夫
安井 謙	三木與吉郎
前田 久吉	東 隆
成瀬 幡治	菊川 孝夫
山本 米治	

○委員長(大矢半次郎君) 次に相続税

法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

別に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。相続税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	小林 政夫
藤野 繁雄	白井 勇
岡崎 眞一	青柳 秀夫
安井 謙	三木與吉郎
前田 久吉	東 隆
成瀬 幡治	菊川 孝夫
山本 米治	

○委員長(大矢半次郎君) 次に国税徴

収法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

別に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国税徴収法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	小林 政夫
藤野 繁雄	中川 幸平
岡崎 眞一	白井 勇
安井 謙	青柳 秀夫
前田 久吉	三木與吉郎
成瀬 幡治	東 隆
菊川 孝夫	山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 酒税の保全

及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○菊川孝夫君 この法律はこの前の国会で成立してまだ一年にもなるかならぬのですけれどもね、まあこれの改正案を出される一番大事な点はこういう点でございますか、この点聞いておきたいのですかね。余り大蔵省は何でも……これは去年こしらえたばかりです。税金なんかだつたら経済情勢の変化等もございますけれどもね、あれだけ審議して、いろ／＼逐条審議までやつたのに又すぐ一年もたないうちに改正しなければならぬというのはどういう関係ですか、これは。

○政府委員(渡邊喜久造君) お叱りをこうむりまして非常に恐縮でございますが、今度のこの法律を改正いたしましたのは、焼酎等の例えは生産統制の場合に、現在の法律の建前でございまして、組合が一応まあ生産統制の協定をする、それから組合の連合会のようなものであります、まあ全国の中央会が同じことを実施するわけなんでございまして、その両方につきまして大蔵大臣の承認を必要とする。大蔵大臣は公正取引委員会に協議してその上で承認する。こういう仕事は、実は我々税金の問題ですと非常に馴れておる仕事なんです、余り馴れておらない仕事だつたものですから、現在の法律の建前でありまして、中央会は中央会と同じ手続をとって、組合は組合で同じ手続をとると、こう重複した手続をまあとるような規定に実はなつておるわけでございます、動かしつてみますと、中央会で決議し、その決議した内容と全然同じものである場合におきま

してはもう組合のほうの協定の承認は改めて得る必要がないんじゃないだろうか。中央会で以て承認を得たものに比しまして違つた協定を組合でいたします場合におきましては、これは勿論当然大蔵大臣の承認を得るわけでございますが、中央会で一応全国的に統一を図りました意味の協定を作り、大蔵大臣も公正取引委員会に協議をして、承認した場合において、その中央会の協定は実は組合を拘束するだけ、組合員は拘束できないわけでございます。従いまして組合員を拘束するためにはどうしても各組合でもう一遍協定を作らなければならぬわけでございますが、それを一々大蔵大臣に承認を要するというのは少し手数が煩瑣でございます。中央会で承認を得た内容と同じものを組合が協定する場合においては、その承認を省略することができるといつたような趣旨でございます。

○菊川孝夫君 その御答弁と関連して考えられるのは、私たちが／＼本法律案を審議する際に、組合が非常な力を持つて来て、業者であつて、例えば酒類業者は戦時中の統制にひつかかりまして、皆営業をやめなければならぬ人が余計できたわけですね。その際には多少の補償金くらいはもらつただろうと思ふのだが、ところが戦後情勢が變りまして、又昔の商売をやりたい、而も施設その他器具等も相当まだ保存されておる。だからこの際新たに商売を始めた、まあ酒造業等を始めた、こういう人も相当あるわけですが、これらの人がこの組合に加入するといふことは、あの法律の条文だけで見ると極めて簡単に加入できるやうになつておるけれども、実際は現在の業界の連中が頑張つておまして、殆んど加盟はできないといふのが実情らしいのですが、これらについて一つ酒税行政……今のやつでも大蔵大臣の中央会云々で盛んに統制をされるやうな、監督されるやうな方向にあるんだが、大蔵省はこれに對してどうされるか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 多少お話の点が誤解があるんじゃないかと実は思つております。酒造税を営みますには政府の免許を要するわけでございます。それでその免許について特に菊川委員の今お話のものでございまして、清酒の業者などが多いわけ、清酒の業者であると思ひますが、清酒の業者におきましては、何分原料、酒造米に制限があるものでございまして、それですと一軒当りの酒造量がよく／＼少くなつて参ります、そうするとまあコストもおのずから高まつて来る、酒の値段も上らざるを得なくなつて来る、それでなかつたら競争が烈しくなつて、下手をしますと、酒税の保全が危くなつて来る。こういうたうな事情がからまつておりますもので、それから、現在新しい免許につきまして

は、戦争前にやめた人におきましても相当まあ嚴重に、なか／＼免許できない状態になつておる。こういうことが実情でございまして、恐らく菊川委員のおつしやいましたその点は、政府の酒造免許自身が相当厳しい線に縛られておるといふことにあるのじゃないかと思つております。それで一応免許を受けました人が酒造組合に入るといふ問題につきましては、これはむしろ自由になつておまして、組合のほうとしましては、まあ我々が見ておるときと、余りアウト・サイダーができることは望ましくないものでございまして、むしろ入つて頂くほうを希望してゐるようでございます。

○菊川孝夫君 そこでその点なのですがね、今の政府の行き方は自由経済主義だと言つておられるのですが、方針は、これはもう何回も小笠原さんも言つておられるのですが、ところが戦前の酒造業者等が免許を申請しておりましたも、大抵この酒類業の組合が、私これは組合からするならば、そんな免許をされたいほうでございまして、いいことはわかつておるのです、今の業者からするならば、従つてこの免許権をめぐりまして、酒類業組合と免許を争はるほうの大蔵省との間にどうも余り固くこれを抑えて行く、それでこつちのほうの組合に免許をさせぬやうにしてゐる、こういうふうな動きに現在なつておるのじゃないのですか。あなたの言われる、酒税の保全に關係があると言つておられるが、今酒類業者のほうでは、実際は成るほど割当の制限もやつておられるけれども、それだけではなか／＼うまく行かぬので、相当量はやはりみづから手集めて

来るといふことはあるのですか、ないのですか、そんなものはもう全然ありませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) あとのほうからお答えしますと、これは国税庁長官来ていますから、直接の責任者からお答えしたほうがいいかも知れませんが、お答えしますと、酒の製造につきましては、何石米が入つて、それをどれくらいいいわゆる搗き減りをして、そして元を何ぼ取つて、そしてどれくらいのもろみを作つて、そして搾つて、何石のお酒ができるかといふたやうな点までつとそその製造の過程につきまして、これはまあ相当四十日くらい作るまでにかかるといふのですが、仕込みから税務署が何回か行つてやつておられますから、従つて入つた米以上に關米を使つておられた酒を作るといふことは私は全然考えられないのじゃないかと、いふふうに思つておられます。従いまして關米を使つて酒を作るといふことは全然これはあり得ないのじゃないか。それから又事実現在の酒の値段は配給米を使つて引合はん程度の値段で公定価格ができておられますから、關米を使つたらなか／＼これは、まあ税金を脱税すればこれは別でございまして、もうでもしないうりも引合はんない値段でございまして、その辺につきましては、私は正規の免許を受けておる業者が關米を使つて酒を作るといふことは殆んど考えられないと申していいのじゃないかといふふうに思つております。

それから業者が酒の新規免許についていふ／＼妨害をするといふたやうな意味のことではないかといふやうな御意見だと思ひますが、それはまあ妨害と

いうほどの積極的なことは全然ござい
ません。ただまあ業者にしますれば、
戦争前に四百万石近くの米をつぶして
いたやつが現在八十二万石でございま
すが、それだけの米になつてしまつた

やはり乱売しておるか、値段を下げてやつてそうして酒税までも食つてしまつておる、こういう状態にあるのかどうか、この点お伺いしておきたいのです。

行きますれば、先ず新規の滞納は余り出て来ないのじゃないか。ただ今後経済情勢の変化に対応いたしまして調整をうまくやるということが必要だと思いますが、そういうことに関連いたし

この点について国税庁長官から「
つ……。」

○政府委員(平田敦二郎君) その点は
私どもむしろ逆に考えておきまして、
事酒税につきましては非常に峻厳な態

の趣旨で進んでおりますので御了承願
いたいと思います。

○菊川孝夫君　そういう趣旨でやられ
たとするならば、この際酒税の保全及
び……この法律案改正の際に、法律改

のでございまして、更にそれを業者が殖えまして、そして一軒当りの割当が少くなるということは、これは希望しないということは、これはもう当然な議論だと思ひますが、併し積極的に免許してもらつちや困るとか何とかいつたような意味の問題は実は我々のほうにはなくて、むしろ政府の立場といたしまして、現在すでに製造を営んでおる業者の一軒当りの石数自身が非常に小さくなつておりますし、その

○政府委員(平田敬一 風巻) 灌漑の問題でございますが、御指摘の通り清酒につきましても灌納はないと言つていくくらいでございます。若干場合によつて出て来る場合もございますが、殆んどないと言つてもいいと思います。ただ焼酎とか合成酒につきましては、一時生産過剰に陥りまして、非常に乱売をやりました関係がありまして、遺憾ながら相当灌納がございます。酒税が今全体では年間千四百億く

まして、この過去の経験につきましても、ここ一年乃至二年、あるいは例外的にもう少し長くなるのがあるかと思いますが、そういうように片付けて行くように持つて参りたいというふうに進めておる次第であります。個別的に各会社ごとに相当嚴重に……或いは組合を作らせましてそれに対しまして漸減の方針でやつておりますし、今までのところは私どものきめた計画通り大体進めておるわけでございます。

ことは長い目で見るというふうな
に考えておるわけでありまして、従い
まして全体から見れば、その税額につ
きましてはほかのものに比べて非常
に少い二十八年度は先ほども申しま
したように七、八億たな焼酎業者の中
に滞納がある。これも併し戦前からあり
ます一流の会社にはございません。一
時あつたことがございましたが、これ
は全部督促いたしましたして全部片付けて

正の必要がなかったかどうかが検討されたが、今のような趣旨の改正でございました。今のような趣旨の改正でございましたならば、私は成るほどいいと思うのだが、又一方におきましては酒類業者の酒造業者で、戦前の人でもう一遍、設備も残つておるし、これでやりたいというやつは駄目だ、というわけでおく、それから一方においては焼酎屋さんのほうは滞納まであるというのだが、それらの点を解決するような改正というものは必要はな

ためにコストの面とかいろいろの面で値上りも出てゐるわけでございますので、将来食糧事情が相当變つて来る時代は別として、現在のように僅かな米で酒を作つてゐる際におきましては、製造業者の数を殖やすことはこれはいろいろの意味において面白くないんじゃないかという意味で、相当嚴重な制限をしているのが現状でございます。業者の動きによつて云々ということはないわけでございます。

らいてすが、それに知しまして十億弱でございました。前年たしじ御説明申上げましたときに十億くらいじゃなかったかと思いますが、最近はその八億くらいに少し減つております。なおこの数字が若干或いは正確を欠くかも知れません。私の記憶では大体方向は間違いないと思つておりますが、残つておりますのは大きな、大きいと申しましても、中間くらいの醸造業者でございしますが、その業者の中にやはり相当

○彌川孝夫君 中小の普通の業者に對しする滞納に對しましてはかなり嚴嚴なる追及はあるわけですが、酒屋さんと税務署は明治以來の關係で、これらに對しては若干の手心を加へる。而も焼酎屋は大体が普通の清酒業者と違つて、焼酎屋のほうがメーカとして大きい。そういう連中が乱荒の結果とはいひながら、實際はやはり酒税は、これは焼酎を飲むほうから取つておることになるわけです、結論は、に

税金も納まらん、こういうようなのが
あります。戦後にできました新しい
会社は遺憾ながら滞納がある。その戦
後にできました際にはおきましては、や
はり或る程度お話のように自由企業の
趣旨によりまして実は一時大分許可を
認めたわけでございます。その結果が
先ほど申しましたようにどうも不当な
競争まいてしまして値引をしております。
税金も納りまして値引競争を
やつて、その結果自分が困つておる、
税金も納まらん、こういうようなのが

つたのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) 今度の改正は非常に技術的な小改正でございまして、先ほど申しました焼酎、合成酒の合理的な需給調整は大体手続でできる。ただその手続が先ほど主税局長お話ししましたように、今の手続は非常に必要以上の手続をふまなければならないことになっておりますので、それを簡素化する意味におきまして今度の法律案が提案になっておる。これは国税庁

○菊川奎夫君 この酒税の保全という
ような見出しから考えましても、この
際お尋ねしておきたいのだが、清酒類
については殆んど酒税は今のところは
滞納というものはございませぬだろう
と思うのですが、ところが焼酎につ
きましては相当滞納があるということ
を聞いておつたが、その後滞納処理に
ついては極力努力をしてやるつもりだ
という御答弁をこの前の国会で承わつ
たのですが、その後の処理状況はどう
いう状態になつておるか、依然として

大日の滞納がございまして、これまでうしてうまく処理するかい／＼工夫いたしております。現在のところは一方におきまして法案ができましたので、統制を行いまして、著しい不公正な競争にならんような程度に需給調整をやる、そうでいたしまして業界が再び乱売等いたしました滞納するようなことがないようにしようということをやっております。その結果少しずつ今までの滞納も減っております。今後におきましてはこの調整をうまくやつて

もかわらず焼酎屋は自分で抱え込んだ、自己の保存のために抱え込んだ……、而もこれは免許業者者ですから、普通の商売でそこらで始めた人とは違ひ、にもかかわらず、そういう人たちに對する滯納整理については或る程度温情主義で臨む、それから一般に對しては峻厳だ、比べてより峻厳なように思ひ。どうも私そこに開きがあるように感ぜられて、明治以来の税務署と酒屋さんとの關係がどうもちよつと聞き過ぎるところがあるようですが、

大部分の会社の実情でございます。従いまして今後は先ほども申しましたように需給調整をやりまして、かようなあわてた商売をやる必要がないように全般的にいたしますと同時に、会社もそのようなことをしないように、すでにありますが滞納は成るべく減らす、今後新らしく滞納が出ないようにしようということで、現在国税片は相当峻厳な態度で臨んでおりまして、一年くらいたしますともつとちゃんとしたお答えができるかと存じますが、そ

にいたしましたが、もうううふうにしてもらいたいと実は考えておるわけであります。内容は先ほど主税局長からお話ございましたように、中央会できめたと同じことを地方組合でもきめなければならぬということはその必要がないのじやないか、違つた点だけをきめさせるというその簡素化が中心になつておりまして、この法案はその趣旨がらいたしまして是非とも御賛成願いたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言

四七

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。法人税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔贊成者举手〕

○委員長（大矢半次郎君） 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。
それから多数意見者の御署名を願ひます。

多數意見者署名

木内	四郎	小林	政夫
中川	幸平	藤野	繁雄
白井	勇	岡崎	眞一
青柳	秀夫	安井	謙
三木	與吉郎	前田	久吉
山本	米治		

○委員長(大矢半次郎君) 次に酒税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○菊川孝夫君　酒税法はやつぱりこれも結局は酒の値上りに帰するので、而も四月から見込んで酒とビールの値上りになるということですが、成るほど主税局長から言われれば、特級酒と一級酒とビール、これだけを上げるのだと、こういう御主張だろうと思います。が、特級酒は別といたしても、これでは二級酒を飲んでいれたいということになるかも知れませんか。物も、値上りということは、少くとも物は下げようというときですから、少しは減税して下げて行く、幸いにしてこの前は少し下つたので結構だと思つておると、もうすぐ値上りになるわけでは

すが、下げるということだつたら、先ほどのたばこの際に申上げたように印象はいいと思うのだが、上げるということはこの際憚んで、それでは贅沢品とその他の物との開きをどうするかということになると、やつぱり私は一穀品を下げるようにしたらそれで均衡がとれて来るのじやないか。それではそのところは税収はという問題になつて来る、収入全体はという問題になつて来ると、歳入論までここで振廻すようなどころまでは言いませんけれども、いろ／＼国の財政の節約面においてやるとか、或いは常に申上げてゐるやうな捕捉の面におきまして、下げて行くと却つて割合に納めよくなるのじやないか。滞納というよなものもなくなるし、余り税金を逃れるという問題もなくなるのじやないかと思うのですが、高くして無理に取るか、それとも安くして納めよくして皆に納めさせざるやうにするか、そういうことでありますから、これは現償の上からいつてみんなが金を出すということは理窟通りに簡単に行くものじやないと思ひますけれども、そういう方向に持つて行くのがいいのじやないかと思うのですが、これとちよつと反対の動きになつておりますので、この点についてももう一遍主税局長から聞いておきたいと思うのですが、贅沢品については、今後贅沢品と認めるものについては今後どん／＼とこういう増税方向をとるかどうか。

○政府委員（渡邊雪久造君） 贅沢品についてはどん／＼増税方向をとるかといつても、おのずから私はやはり贅沢品についても一応の限度があるのじやないかというふうに考えております。

従いまして今後も相変わらず、今度上げたものから又更に上げて行くといった方向がいいかどうかという点についてはむしろ私は消極的に、そうどん／＼上げるべきじゃない。おのずから贅沢品についても一庵の限度があるべきじゃないかというふうに考えております。

ただ今回の税制改正におきましては、かねて特に菊川委員などからのお話もございまして、何とかして少額所得者の負担を軽減したいという、その意味におきまして基礎控除を上げた、扶養控除を上げたということになった場合におきまして、先ほども大臣も申しましたが、税収にゆとりがあり、それを去年のように自然増収を減税財源に充て得るということでございまして違った姿が現われて来たのでございませうけれども、今年は何かに増税しなければちよつと減税ができないという状況に追込まれたものでございませうから、税制調査会の意見、これは勿論尊重した姿になっておりませんで、したけれども、税制調査会におきましては御承知のように間接税を下げるよりも直接税を下げるようにするのが急務だというお話もございましたので、税制調査会の意見に従つたと言うと税制調査会に叱られるかと思いますが、一応思想を受け入れまして、直接税を何とかして下げたい。そのためにはどうつかに財源がないかというふうに探して参る場合の非常に苦しい窮余の策として申上げるよりありませんが、こういう一級酒、特級酒でございますれば、多少そこに負担が多くなつてもまあ我慢して頂けるのじやないだろうか、同時にこれがどうもすぐ物価に云々といつ

たほどの一般的な問題でもあるまい、
 とういふ結論を得ましたものですから、
 今回のような提案になつた次第で
 ございます。

○菊川差夫君 次に酒税全設に……酒税というものの本質についてちよつと方針を伺つておきたいと思うのですが、食糧問題とこの酒税というのはこれはもうどうしても裏腹になるわけです。一方あなたのほうはできるだけ国の財源確保のために飲め／＼ということになるわけですが、ところが一方食糧を確保するという面からは成るべく酒米に廻すよりも食糧のほうへ……、そうすると外貨の食糧輸入はそれだけ減つて来る。これとはどうしても裏腹になると思うのですが、この調整を、まあ今後の方針もあると思うのでありますが、酒というのは私は自分で飲まんから言うわけじゃないけれども、先ず／＼節約すれば……、たばこはやめられんけれども酒はやめれるということとを俗に言われるのですが、まあやめろということと言うわけじゃないけれども、全然酒なしになつてしまふと戦時中みたいになるから、そういう方針を言うわけじゃないが、あなたのほうは、頼るところは千四百億もあるわけでありますから、どうしてもこれは頼らざるを得ない。即ち酒税そのものは将来もこれによつていつまでも重要財源として期待して行く、明治以来から先ほども申し上げましたような関係でございしますが、酒税というものについて大きな期待を持つて行く方針か、それとも少しづつは減らして行くか、どういう方針をとつて行くか。この点について、これは酒米との関係もございしますので、酒米でも今年はどういうよ

うな凶作だ凶作だというのが供出なんかも非常に少なかったわけでありますが、明年若しも豊作というような場合も予想されるとしましたら、そういう場合には多少は酒を余計作つてそうして飲ませる。こういう飲め／＼という方針で行くのかどちらか一遍伺つておきたいのですが……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 飲め／＼の方針というつもりは我々はございません。ただ併しすでは御承知のように現在におきましては遺憾ながら密造の酒はまだ相当あるわけでございまして、正規の酒が量が余り少くなつて参りますと恐らく密造のほうの酒が逆に殖えて来る。まあ酒は確かに或る意味において、必需品とは思つておりませんが、併しどうしても酒を飲むことによつてその日の労を、若労を忘れようといった人が相当あるのじやないかと思つておりますし、従いまして現在におきまして酒が或る程度まあ生産され消費されるというのが現実の姿だ。従いましてこれを余り生産、正規な酒を減らして行くと、今度は逆に密造の酒が出て来るといったようなことも現実の事実としては無視できないのじやないか。そういうことも考えられますので、勿論片方では米を一応酒のほうでつぶす、こういう問題もございしますので、そこはほどやはり酒というもののについては、その原料が米であるということを考えながら全体の行政をやつて行かなければならん、こういうふうにはやはり思つておりますが、将来豊作にでもなつて、供出も殖えた、こういう場合一体どうなる。この場合におきましてはも外貨の事情もいろいろございしますから、そう簡単に殖やし得るも

のかどうか疑問ですが、まあ事情が許せば、或いは今年減つたからせめて去年くらいまではといったようなことも考えないでもないやないかと思つておりますが、いづれにしても密造といつたような問題もございまして、そう簡単な問題じゃない。併し貴重な食糧をつぶして酒にするわけでありまして、十分その辺を頭におきながら酒税というものの行方を將來見て行きたい、かように考えております。

○菊川孝夫君 もう一つはビールと清酒の関係です。それからビール並びに合成酒或いは焼酎等と清酒との関係ですが、ビールはこれは大企業でございまして、それから長官が先ほど言われましたように、焼酎にしましては合成酒にいたしまして、どちらかというところ以上は企業だ。清酒はどちらかというところ少し中から、中小企業だ、こう思うのです。だからビールは米を使いまして、ビールがどん／＼どん／＼酒のようなきつい原料の統制はこれはないと思うのです。これが調整をどのようにおやりになるか。一方ビールはまあ酒が足らんからビールをどん／＼やれということになると、ビール会社と酒会社と……、従つて酒税の保全の問題とも、酒税確保の問題とも関連して来ると思うのですが、あなたの方針は成るべくならばビールをたくさん作らして行つて酒のほうは減らすという方針なのか、これの割合、調整はどういうふうにお考えになつておるか、この際伺つておきたいと思つたのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 酒は何とないまでも、現在としては普通の状態から見ますと供給のほうが少ないと思

つております。

○菊川孝夫君 そうじやないですよ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 酒といふか清酒でございまして。清酒はこれは米が規正されるというが、窮屈な枠にあるもので、むしろ当然の話だといふわけではございまして、とにかく一般に自由経済的な立場から見た場合、需要に比へますと清酒は生産が少い。これは併し米の關係もございまして、或る程度少くても止むを得ないのじやないか。まあ併しそれが事情が許せば或いは或る程度まだ殖やすことも考えられまして、といつてそう大きくこれは殖やすわけにも行かない。清酒は大体そういうた姿のものであります。それで残つた致酔飲料といひますが、アルコール飲料をどう考えて行くかという問題でございまして、今のやうな時代になりますと、やはり嗜好が割合に上つて参りまして、そしてビールに対して大分嗜好が移つて来ておる。現在我々のほうは特にビールを奨励するという立場をとつておられますが、ビールのほうに嗜好が向つておる、それが、出荷が殖えておるという事実はその事柄のままだは実は見ておるわけではございまして、焼酎のほうは実は少し各社が苦しくなつたもので、実は無理な競争をし始めた。これは先ほどもお話をいたしました酒税の保全等の法律によつて裏付けられました生産協定によりまして、大分落着きを戻して参りまして、現在では公定価格或いはそれよりちよつと安いぐらいのところでは生産者の取引がなされておりますので、もう少し全体の様子を見て行きたい。で余り米を使うということもどうかと思ひますので、酒全体を余り減らしても密造のほうへ追込みますし、もう少し全体の様子を見て行くべきではないか。かように考えております。

○菊川孝夫君 もう一つお尋ねしたいのは、今の経済情勢の下において最も安定した業種の一つとしてビール三社、俗にいわれますビール三社、これは兎町の、夕刻を見てもおわかりの通りビール三社は安定しておるのです。従つて今度のビールの酒税の改正によりまして、一応これは一つ利用者のほうへ転嫁をせずに、この安定した業者持ちという工合に行かんものですか、どうですか。この点販売価格にどう影響して来るか。それを一つ主税局長からそれができるかできぬか、それから販売価格にどう影響するかの、この点を一つ……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 昨年酒税の全体の引下げをした機会に生産者コストで以て二四四四銭ほどは切つたわけなんです、ビールびん一本当たり……。従ひまして昨年は酒税の値下りよりも、それに更にプラスして業者にも勉強して頂きまして、そして現在の値段がきまつてゐるわけではございまして、びん抜きで百七円、びん付で百二十二円、今度まあそれきつた一つの理由は、値段が相当安くなるのです。それから、その代り出荷の量が相当殖えるのじやないだろうか。従つてそれだけ固定費などの割掛けが減るのじやないだろうか。二十七年度におきまして百五十万石くらいのやつが相当、最近二百五十万石、二百五十万石ほどと考えられていますが、そういうふうな割掛けが減るといつたようなことを中心にしまして実は相当切りこめたわけではござい

す。本年の状況を見て参りますと、ほかのほうの一切の諸掛りの値上りなどは余り考慮に入れないで、麦の値上りだけを考へてみまして、一本当り五十銭、もう少し検討してみましてもとわか

りませんが、五十銭くらいは原料の値上りがあるのでございまして。それでできるだけ生産者にも勉強して頂くといふことは我々のほうでも相当やかましく言おうと思つておるんですが、ただ率直に打明けて参りますと、配給マージンが非常に安いものでございまして、小売業者の人たちから配給マージンを何とか考へてもうえなないか、これは昔ビール三社が公定価格のないうちに相当小売屋に安くやりました遺風がそのままだ公定価格に出たりしまして、それが大分いろ／＼な我々のほうに對する苦情の種になつて来ておまして、そういうやうな点もございまして、どういうふうに考へて行くべきか、今実は検討しておりますが、ただこの機会におきまして、従来の価格と少し変つた制限というが、いわゆるびん付価格の制度に要するかどうか、ただびん付価格制度に要するかどうか、たまたびん付価格でございまして……、といふのは消費者のほうに現在小売屋へ持つて行けば十五円で引取つてくれる、びんを屠屋へ売ればもう五円かそこらにしか買わない。そうするとその負担がすぐ消費者に行くわけですから、やはり或る程度の値段で小売業者を通じて一応びんの値段を確保するようにという点、やはり考えなければならぬまいという点、ただびん付の値段は百二十五円くらいで抑えたらどうか、どういふやうな点で案はもう少し立ちません

と結論ができませんが、検討しております。

○委員長(大矢半次郎君) 菊川君に申し上げます。今の問題はあなたが欠席中に相当詳しく説明のあつた点でもありますので、御了承を願ひます。

○菊川孝夫君 了承しました。ではもう一点しておきますが、このビール値段は、僕は考へるのに、できるかぎり業者がこの際、今繁榮しているのですから、今の産業において繁榮しているものはよほど少いと思ひますが、そのうちビール三社と俗に言われるのは語弊があるかも知れないが、先ず堅調を維持している。だからできるだけビール会社に持つてもらふやうな方法で一つ御処置を願ひたいと思ふんですが、それが一つ。

それからもう一つ尋ねたい点は、委員長から注意もありましたのでなんですが、今の公定価格について、俗にいわれる、ほかのちよつと高級の店へ行きますと、これは余り行つたことがないのでわかりませんが、高い値段でビールを売つてゐる。ああいうのは取締の対象にならぬのですかどうですか。又あなたは販売価格についてびん付きとかびん抜きといふことを盛んに言われるが、あそこはまあ中身だけ飲むんですが、これは公然と朝日ビールのレッテルを貼つてあるのが売られてゐるんですが、これは取締の対象になるものか、ならぬものか。

○政府委員(渡邊喜久造君) ビールの値段につきましては不当な利益を会社に与えるやうな値段は我々としては絶対に考へるべきじやないと思つています。で現在確かに利益率は決して悪く

でございますが、ビール会社の株価がよく安定しているのは、これは私の見るところでは、現在がべらぼうな儲けであるというよりも、むしろ割合に落ち着いた、先行がとにかく危げがないというところにある強みがあるんじゃないかと、先づかと思っております。

で一応きめております。

○菊川孝夫君 いや／＼五割じやない。これはなぜかという、酒はそういうふうな大蔵で相当、まあ統制というと語弊があるけれども、調整を行なっているやつでありますけれども、一部の業者のところではばかに高いものを飲ませるといふようなことが許されるものか、許されるものか。この酒税法と関係して、これは普通の品物でないから、税金をうんと飲ませてやる、更にそれが高くなるというところは幾ら高く売つてもそれは腕次第という方針をおとりになるのかどうかというのを伺いたいと思ふんですが、これは酒とも関連して来ると思ふんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) ああいうところで販売している値段につきましては一応公定価格がきまつておりますから、それを上廻つて売れば公定価格違反だということになると思ひます。

○菊川孝夫君 そうするとそれらについての取締りということにつきまして、ここへはおろさぬとか何とかいう措置はあるんですか、そんな措置は全然考えられんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局多少無責任だとお叱りをこうむるかも知れませんが、その取締は一応警察のほうにお願ひしている次第でございます。

○菊川孝夫君 いや／＼五割じやない。これはなぜかという、酒はそういうふうな大蔵で相当、まあ統制というと語弊があるけれども、調整を行なっているやつでありますけれども、一部の業者のところではばかに高いものを飲ませるといふようなことが許されるものか、許されるものか。この酒税法と関係して、これは普通の品物でないから、税金をうんと飲ませてやる、更にそれが高くなるというところは幾ら高く売つてもそれは腕次第という方針をおとりになるのかどうかというのを伺いたいと思ふんですが、これは酒とも関連して来ると思ふんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) ああいうところで販売している値段につきましては一応公定価格がきまつておりますから、それを上廻つて売れば公定価格違反だということになると思ひます。

○菊川孝夫君 そうするとそれらについての取締りということにつきまして、ここへはおろさぬとか何とかいう措置はあるんですか、そんな措置は全然考えられんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局多少無責任だとお叱りをこうむるかも知れませんが、その取締は一応警察のほうにお願ひしている次第でございます。

○菊川孝夫君 いや／＼五割じやない。これはなぜかという、酒はそういうふうな大蔵で相当、まあ統制というと語弊があるけれども、調整を行なっているやつでありますけれども、一部の業者のところではばかに高いものを飲ませるといふようなことが許されるものか、許されるものか。この酒税法と関係して、これは普通の品物でないから、税金をうんと飲ませてやる、更にそれが高くなるというところは幾ら高く売つてもそれは腕次第という方針をおとりになるのかどうかというのを伺いたいと思ふんですが、これは酒とも関連して来ると思ふんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) ああいうところで販売している値段につきましては一応公定価格がきまつておりますから、それを上廻つて売れば公定価格違反だということになると思ひます。

○菊川孝夫君 そうするとそれらについての取締りということにつきまして、ここへはおろさぬとか何とかいう措置はあるんですか、そんな措置は全然考えられんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局多少無責任だとお叱りをこうむるかも知れませんが、その取締は一応警察のほうにお願ひしている次第でございます。

○菊川孝夫君 いや／＼五割じやない。これはなぜかという、酒はそういうふうな大蔵で相当、まあ統制というと語弊があるけれども、調整を行なっているやつでありますけれども、一部の業者のところではばかに高いものを飲ませるといふようなことが許されるものか、許されるものか。この酒税法と関係して、これは普通の品物でないから、税金をうんと飲ませてやる、更にそれが高くなるというところは幾ら高く売つてもそれは腕次第という方針をおとりになるのかどうかというのを伺いたいと思ふんですが、これは酒とも関連して来ると思ふんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) ああいうところで販売している値段につきましては一応公定価格がきまつておりますから、それを上廻つて売れば公定価格違反だということになると思ひます。

したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 酒税法の一部を改正する法律案に対して反対をいたしました。それはものを下げよ上げよ、一割のものが下がることを期待している政府の方針で、政府の税金増加によつてやはり現実に現われて来るのが酒の値段が高くなり、ビールの値段が高くなるわけですから、従ひまして、この際は高くなるというだけのものは、政府の手によつて処置せられるものは私はできる限り現状のままに据え置いて、そうして一割の値下りを期待する。これはビールの際に申上げたと同じような理由から本案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 酒税法の一部を改正する法律案に対して反対をいたしました。それはものを下げよ上げよ、一割のものが下がることを期待している政府の方針で、政府の税金増加によつてやはり現実に現われて来るのが酒の値段が高くなり、ビールの値段が高くなるわけですから、従ひまして、この際は高くなるというだけのものは、政府の手によつて処置せられるものは私はできる限り現状のままに据え置いて、そうして一割の値下りを期待する。これはビールの際に申上げたと同じような理由から本案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 酒税法の一部を改正する法律案に対して反対をいたしました。それはものを下げよ上げよ、一割のものが下がることを期待している政府の方針で、政府の税金増加によつてやはり現実に現われて来るのが酒の値段が高くなり、ビールの値段が高くなるわけですから、従ひまして、この際は高くなるというだけのものは、政府の手によつて処置せられるものは私はできる限り現状のままに据え置いて、そうして一割の値下りを期待する。これはビールの際に申上げたと同じような理由から本案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 酒税法の一部を改正する法律案に対して反対をいたしました。それはものを下げよ上げよ、一割のものが下がることを期待している政府の方針で、政府の税金増加によつてやはり現実に現われて来るのが酒の値段が高くなり、ビールの値段が高くなるわけですから、従ひまして、この際は高くなるというだけのものは、政府の手によつて処置せられるものは私はできる限り現状のままに据え置いて、そうして一割の値下りを期待する。これはビールの際に申上げたと同じような理由から本案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 酒税法の一部を改正する法律案に対して反対をいたしました。それはものを下げよ上げよ、一割のものが下がることを期待している政府の方針で、政府の税金増加によつてやはり現実に現われて来るのが酒の値段が高くなり、ビールの値段が高くなるわけですから、従ひまして、この際は高くなるというだけのものは、政府の手によつて処置せられるものは私はできる限り現状のままに据え置いて、そうして一割の値下りを期待する。これはビールの際に申上げたと同じような理由から本案に反対いたします。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

木内 四郎 山本 米治
三木 與吉郎 安井 謙
青柳 秀夫 岡崎 眞一
白井 勇 藤野 繁雄
中川 華平 小林 政夫

○委員(大谷半次郎君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○菊川孝夫君 この際印紙税法の一部を改正する法律案についてお聞きしておきたいのは、過般印紙の偽造が法務省関係の或いは登記所であるとか裁判所あたりで公然と行われて、それが盛んに摘発されたけれどもどれだけの差額がわからない。再使用であるとか或いは偽造印紙が使われているということが問題になつたのですが、その後調査もされていくと思うのですが、一体ああいうことを起させないような方策がこの印紙税法の改正に當つて必要だと思ひますが、これについて、あれの経験に鑑みまして、それらの防禦措置というものは今後の改正の際に考慮せられなければならないかという点と、今度のあれの摘発によつて調査されてどのくらい被害をこうむっているか、それを一つお聞きしたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) あの問題でどれだけの要するに不正使用があつたか、これは警察等で捜査をされた事件として取上げられたもの以外に相当あるのじやないだろうかというふうなお話は伺つておりますが、まあ結局どれだけあつたかということについてはちよつと今のところ我々のほうにも資料

がございません。

それからあれに鑑みまして何か手段を講じたか或いは講ずるかという点につきましては、実は昨年の印紙税法の改正でございますが、あれは登録税法です。ちよつと思ひ違ひいたしまして……。印紙の不正使用というものは、印紙税の問題よりもむしろ登録税の問題であります。登録税は印紙納付になつております。あの印紙納付についての印紙の不正使用、それが今私申上げるのですが、昨年の登録税法の改正の際に不正使用の印紙を以て税金を納付した場合におきましては、それがわかりますと改めて納税者から税金を取る、ちよつとしたような規定、これが曾つてございせんのですから、その辺がはつきりいたしませんでしたが、あれども、それをまあはつきりと規定してあります。大体見て参りますと、まあ登記をなさる方が比較的安易な気持ちで以て司法書士の人に金をあずけて、そうしてその司法書士の人と登記所の人が結託したりして不正事実になつたというふうなのがあれのもどかと思ひます。従ひまして司法書士が悪いことをしたのに納税者のところから税金を取るのだといつたような規定もちよつと如何かと思つたのでございまして、結局税金を納める方に納税に協力をして頂くという意味で、自分でやはり買つてはつきりと貼らなければ自分のところへ来るかも知れん、こういう意味の注意もできるといつたようなことで、実は昨年登録税法の改正を願つた次第でございますが、まあそれと、最近これは政令で実は一つ変更いたしましたのは、現金納付の制度を少し拡げてくれないうことがございまして、

○政府委員(渡邊喜久造君) あの問題でどれだけの要するに不正使用があつたか、これは警察等で捜査をされた事件として取上げられたもの以外に相当あるのじやないだろうかというふうなお話は伺つておりますが、まあ結局どれだけあつたかということについてはちよつと今のところ我々のほうにも資料

がございません。

それからあれに鑑みまして何か手段を講じたか或いは講ずるかという点につきましては、実は昨年の印紙税法の改正でございますが、あれは登録税法です。ちよつと思ひ違ひいたしまして……。印紙の不正使用というものは、印紙税の問題よりもむしろ登録税の問題であります。登録税は印紙納付になつております。あの印紙納付についての印紙の不正使用、それが今私申上げるのですが、昨年の登録税法の改正の際に不正使用の印紙を以て税金を納付した場合におきましては、それがわかりますと改めて納税者から税金を取る、ちよつとしたような規定、これが曾つてございせんのですから、その辺がはつきりいたしませんでしたが、あれども、それをまあはつきりと規定してあります。大体見て参りますと、まあ登記をなさる方が比較的安易な気持ちで以て司法書士の人に金をあずけて、そうしてその司法書士の人と登記所の人が結託したりして不正事実になつたというふうなのがあれのもどかと思ひます。従ひまして司法書士が悪いことをしたのに納税者のところから税金を取るのだといつたような規定もちよつと如何かと思つたのでございまして、結局税金を納める方に納税に協力をして頂くという意味で、自分でやはり買つてはつきりと貼らなければ自分のところへ来るかも知れん、こういう意味の注意もできるといつたようなことで、実は昨年登録税法の改正を願つた次第でございますが、まあそれと、最近これは政令で実は一つ変更いたしましたのは、現金納付の制度を少し拡げてくれないうことがございまして、

○政府委員(渡邊喜久造君) あの問題でどれだけの要するに不正使用があつたか、これは警察等で捜査をされた事件として取上げられたもの以外に相当あるのじやないだろうかというふうなお話は伺つておりますが、まあ結局どれだけあつたかということについてはちよつと今のところ我々のほうにも資料

がございません。

それからあれに鑑みまして何か手段を講じたか或いは講ずるかという点につきましては、実は昨年の印紙税法の改正でございますが、あれは登録税法です。ちよつと思ひ違ひいたしまして……。印紙の不正使用というものは、印紙税の問題よりもむしろ登録税の問題であります。登録税は印紙納付になつております。あの印紙納付についての印紙の不正使用、それが今私申上げるのですが、昨年の登録税法の改正の際に不正使用の印紙を以て税金を納付した場合におきましては、それがわかりますと改めて納税者から税金を取る、ちよつとしたような規定、これが曾つてございせんのですから、その辺がはつきりいたしませんでしたが、あれども、それをまあはつきりと規定してあります。大体見て参りますと、まあ登記をなさる方が比較的安易な気持ちで以て司法書士の人に金をあずけて、そうしてその司法書士の人と登記所の人が結託したりして不正事実になつたというふうなのがあれのもどかと思ひます。従ひまして司法書士が悪いことをしたのに納税者のところから税金を取るのだといつたような規定もちよつと如何かと思つたのでございまして、結局税金を納める方に納税に協力をして頂くという意味で、自分でやはり買つてはつきりと貼らなければ自分のところへ来るかも知れん、こういう意味の注意もできるといつたようなことで、実は昨年登録税法の改正を願つた次第でございますが、まあそれと、最近これは政令で実は一つ変更いたしましたのは、現金納付の制度を少し拡げてくれないうことがございまして、

○政府委員(渡邊喜久造君) あの問題でどれだけの要するに不正使用があつたか、これは警察等で捜査をされた事件として取上げられたもの以外に相当あるのじやないだろうかというふうなお話は伺つておりますが、まあ結局どれだけあつたかということについてはちよつと今のところ我々のほうにも資料

これは現在でも法律上は許されておりますが、政令を一応直しまして、それで取りあえずでございますが、たしか日本橋の登記所だと思いましたが、原則としては現金で納付して頂く、そういうような措置を現在講じております。勿論印紙を買って来ていらつしやる方だつたらこれは印紙で納付していいのですが、現金で納付する。これは前から現金納付の途は開いていたので、原則として現金で納付して頂くようにというのを建前として、取りあえずやつてみようということもやつておりました、いろいろ我々のほうとしましてこの問題については研究しております。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。印紙税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。
それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
木内 四郎 小林 政夫
中川 幸平 藤野 繁雄
白井 勇 岡崎 眞一
青柳 秀夫 安井 謙
三木 與吉郎 山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○成瀬權治君 砂糖はですね、戦後合湾とか朝鮮とかいうところを切り離されたわけですが、大体内地でどのくらい毎年なめておつたのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 百万トン程度消費されていゝと思ひます。

○成瀬權治君 それからまあ主税局長も調査されていゝと思ひますけれども、製糖工業会のあの十九社ですね、あの会社が戦後非常に利益を挙げたおつた。で、設備など内容の充実というものはこれは製糖関係が一番いいのじやないかと思ひますが、さうな点を調査されていゝと思ひますが、或いは増資するやうな場合でも、実際の増資ではなくて無料、無料と言つちや何ですが、只でやつたやうな恰好の増資になつていゝのじやないか、さういふふうな調査された点について一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今の点は消費税の問題というよりも砂糖会社に對する法人税課税とか、さういつた問題に對する御質問でございましてようか。

○成瀬權治君 いや、私は、非常に儲けていゝのじやないか、それを三カ月も延納するのにはなお儲けさせるのじやないかという意味でお聞きするわけですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 砂糖会社におきましてはやはり市況にもいろいろございまして、最近非常に値上りがあるけれども、昨年におきましては必ずしもさうでもなかつた。一昨年はかなり強かつた、さういふふうな動きはしてゐるやうでございまして。併し砂糖は最近にこ致日は又さうよつと下つていゝるやうでございまして、先ほど御質問のございまして延納の問題をどう考へるか、徴収料をどう考へるかという点につきましては先ほどお答えいたしました、我々のほうとしても十分検討してみたい、かように考へております。

○成瀬權治君 私はまあちよつと計算してみたわけですが、仮にトン百五ドルとして、一斤について大体六十八円、ですから利益はこれは八十五円に売ればまあ十七円ぐらゐですか……平均して大体十五円ぐらゐの利益を挙げているのじやないか。さうすると仮にまあ五トンぐらゐ、五トンというのは私は平均よりも少いと思ひます。平均すればもつと多いわけですが、さういふ会社が大体十億ぐらゐの利益を挙げたことになる、数字で弾いてみるとさうよ。それなのに先ほど聞いてみると、これは前からさうとやつて来たから、三カ月のやつを二カ月にすると……いゝことはできないといふことは私にもわかることはわかるのですが、なぜさういふものは利益をうんと挙げているのですから、そこへ持つて来て又九十億、まあ

百億に近いやうな金を無利子で貸しておくのと同じことになると思ふので、先ほど菊川君が言つたやうにあなたは十五日とか一カ月ぐらゐの手形だと言つておられますが、大体問題で、皆先払いして、保証金を積立てて買つて来ておるわけですから、私はこれを變遇する必要は更々ないじやないか。何か製糖工業会と……、まあ前の大蔵大臣と若干関係ある会社もあるやうに開いておるわけですから、さういふやうな圧力に屈してやう大蔵省はやるのか、どういふふうにしておるのか、私はその辺のところを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) あとの何が他の圧力で大蔵省やらんのかという意味のことは全然ございせん。今まではまあ一応従来のままでおきましたのは、先ほど申しましたやうに税の制度といふのは割合に恒久的なものでございまして、余りそのとき々に伸ばしてみたり或いは縮めてみたりといふやうなものも如何だらうかと、さういふ考へ方が中心ですつと現在のまゝになつていたわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 成瀬君に申し上げますが、今の点は先ほど大蔵大臣が来られた場合に随分質疑答へせられましたけれども、大体その政府側の考へがよくわかつて……。

○成瀬權治君 いや、違ふんだよ。大蔵大臣の言ふのと主税局長の考へとは、私は受取り方として、大蔵大臣は大体やらんといふやうな趣旨の表現に聞えたので、あなたのほうは検討してやろうといふやうに受取れた……。

○委員長(大矢半次郎君) そこであなたの御意見を聞いたのは別に討論の機会にでもやつて頂きたい。

○成瀬權治君 これは酒税を調べてみると大体二カ月になつておりますね。それから砂糖消費税は三カ月、骨牌税は猶予なし、それから物品税は大体二カ月ぐらゐになつてゐるわけですが、まあガソリン税が三カ月以内といふことになつてゐるのです。これはまあガソリン税と砂糖消費税、今度出て来るところの繊維消費税がやはり三カ月以内になつております。さういふ何か大きな案も儲つておるやうな言つては語弊があるかも知れませんが、さういふやうなところは、さう政治的な圧力によつて税金を取ることを選慮しておつて、それからさういふやうなものではどしどしとさういふところから取つて行くといふやうなふうにと受取るのですが、どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 物品税は如何にも短くお話しになりましたが、現在におきましては二カ月で以て、担保提供で一カ月認めております。それから三カ月で三カ月です。砂糖は物品税とむしろ違ひまして、引取りの都度一応納税義務が発生しまして、それから三カ月、物品税のほうはその月中のものを要するに二カ月あとで払う。従いまして月初と月末と平均しますれば、三カ月のほかにもう十五日あるわけなんです、物品税はですね。砂糖は出荷してから、そのときから三カ月。

それからまあ私と大蔵大臣の話が食い違つておるといふやうなお話もございましたが、一応まだ我々の省内でも結論が出ておりませんので、多少ニュアンスの違いはあるかと思ひますが、ただ我々につきましても大蔵大臣の言

われるような意見があるわけでもない。ますから、全体としてよく検討した上で、さういふ結論を出したい、さう申し上げておるわけですね。

○成瀬權治君 あなは三月以内とさうおつしやつて、それを何か政令でさういふこととするというふうなことができるのですか。これは私の聞き間違いかも知れませんが、そんなようなことを話されたのですが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 法律にきめてあるのは三月以内の徴収猶予をすることができると書いてありますから、三月月あつたその納期というわけのものではないのです。従いまして納税義務はまあ出納すれば済むというわけなんです。従いましてあとその三月以内のどのくらいを徴収猶予するしないというのは、結局行政官庁の責任に委ねられておるわけでございます。従いましてその現在の法律の規定においても三月月猶予することが長過ぎるということなら、二月月とか一月月とかいう徴収猶予にすることができ、さういふ意味でございます。

○成瀬權治君 それはこの法律改正をしなくても、あなたのほうがさういふ方針をきめさえすればそれは可能だ、さういふ意味ですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の法律の範囲内においてまあ政府が一方的にきめるべきものか或いは業者の事情を十分聞いた上できめるべきものかといふたようなふうな意味はございまして、とにかく例えは出荷したあとです、その三月月が納期だといふふうな規定してあるのではなくて、三月月以内の徴収猶予はできると、さういふ規定してある、さういふ意味ですね。

○菊川孝夫君 それに関連して……その三月月以内でいいということになつておつて、実際には三月月の猶予期間を持つておられるのだが、これはいつからの三月月というものが大体例になつておるのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 先ほどお話ししたように……

○菊川孝夫君 いや、時代です。いつの時代から……

○政府委員(渡邊喜久造君) かなり昔から、いつ頃から始まつた制度か……

○菊川孝夫君 それならわかつたのですが、台湾を持つておつたときの砂糖と、台湾が分離されて失つてしまつてからの日本の砂糖の需給状況というものは違つたと思つておる。あなたがいつも砂糖の問題で言われる買手市場、売手市場の問題ですが、台湾を持つておるときは、これはもう輸入品じやないです。今度は砂糖と言へば殆んど輸入品になるわけですね。だから外貨の割当の問題と絡み合つて来る。従つて台湾を持つておつた当時に三月月であつたやつを今も三月月ということは、これは大分やはり業者のほうに有利じやないかと思つておる。この点でどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 戦後におきまして、さういふような三月月以内の猶予がやはり必要であつた時代はあつたと思つておられます。これはまあ私も具体的に、いつの時代はどうかだつた、いつの時代はどうかだといふ御答弁を申し上げるだけの資料を持つておりませんから、何とも申し上げかねますが、例えはさういふその三月月の

徴収猶予が非常に砂糖会社に有利で、大いに考え検討すべきじやないかといふ御議論が開始されました。実は最近のことでございます。今までは私も余りさういふ御議論は伺つていない。これはなかつたわけでございます。それは皆さんがお気付きにならなかつたというだけじや私にはなかつたと思つておる。

○菊川孝夫君 いや、質問申し上げましたよ、この前のとき。さうしたらあなたは売手市場、買手市場の問題だと言つて答弁されたのを私は覚えておりますが、それはともかくとして、もう一点だけ。

さういふふうな今の砂糖は、先ほど成瀬君も言ひまして、私も大蔵大臣に質問いたしましたように、保証金を先ず納めておいて、さうして更に現金で行つて製糖会社からもちつて来るというものが大体の御売業者の行き方だと思つておる。さうすると今度は消費税も勿論これは大衆の負担になるわけですが、大衆が負担する消費税も間接が替へておつておる。さうしてその金利も結局は今度小売の場合には転嫁されて来るように思ふのですがね。さうして砂糖の消費税の値上げによつて負担する、又今度売手市場によつて、大衆が負担するといふので、大衆負担、これは一番悪税のようには思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはまあいろいろ、な私は議論があるのじやないかと思つておられます。昨年消費税を上げるその前に出た御議論の一つは、とにかく需要が多くて輸入で少いから、どつちにしたつて値段は上つてしまふ。砂糖会社を儲けさせるのだ。従つてむしろ消費税の形で取るというものが砂糖の儲けをモデルトするゆゑにじやないか、さういふふうな御意見も実はあつたように伺つております。

それでは一応砂糖にしましても、例えは砂糖のような代用品もあり、そこに競争もあるのじやないか。これはまあ税金は取つていない。さうするとさう税金が上がるからといつてべらぼうに値上りするわけにも行かない、さういふふうな状態のものじやないか。従いまして現在のままで放つて置いた場合に上る値上り、それに消費税が更に又加つて行つても、砂糖会社がそれだけの利益がある限りにおきまして、更にそれが加つて値段が上つて行くといふわけのものもあるまい、かように私は考へております。

○菊川孝夫君 これは意見の相違だね。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○成瀬權治君 砂糖消費税の一部を改正する法律案に反対いたします。

その理由は、一斤について又今度約四円上るわけですが、さうしますとそれは七円五十銭というものが、これが一斤に付く税金だと思ひます。砂糖は、これを或る特別な人がなめるとかかぬないといふのじやなくて、家庭、一軒の家で私は必需品だと思ひます。さういふものに税をかけて行つて召し上げて行くといふことは、結局大衆課税であつて、さういふものをやるという点については反対をいたします。それが一つの理由でございます。

もう一つは、内容として、延納を担保を出せば三月月間認めるといふことなんです、さういふふうな優遇を私はする必要は毛頭ない。製糖会社というのは今一番儲けておる私は会社というの中に入るものだ。それに対して三月月間百億といふふうな金を無利子で、例えは担保を出して行つておつても、貸しておくとはいふことではないことであつて、さういふものは遠慮なく私は早く政府が取上げるべきものである。まあそれについて主税局長のほうも或いは大臣のほうも十分考慮するといふことでございますから、その点は私はここで答へになつたこと、が、我々の意見を容れて或いはあなたの方のほうも検討されておるといふことです。さういふふうなことも必ずやられるものと私は期待しております。以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○成瀬權治君 砂糖消費税の一部を改正する法律案に反対いたします。

その理由は、一斤について又今度約四円上るわけですが、さうしますとそれは七円五十銭というものが、これが一斤に付く税金だと思ひます。砂糖は、これを或る特別な人がなめるとかかぬないといふのじやなくて、家庭、一軒の家で私は必需品だと思ひます。さういふものに税をかけて行つて召し上げて行くといふことは、結局大衆課税であつて、さういふものをやるという点については反対をいたします。それが一つの理由でございます。

もう一つは、内容として、延納を担保を出せば三月月間認めるといふことなんです、さういふふうな優遇を私はする必要は毛頭ない。製糖会社というのは今一番儲けておる私は会社というの中に入るものだ。それに対して三月月間百億といふふうな金を無利子で、例えは担保を出して行つておつても、貸しておくとはいふことではないことであつて、さういふものは遠慮なく私は早く政府が取上げるべきものである。まあそれについて主税局長のほうも或いは大臣のほうも十分考慮するといふことでございますから、その点は私はここで答へになつたこと、が、我々の意見を容れて或いはあなたの方のほうも検討されておるといふことです。さういふふうなことも必ずやられるものと私は期待しております。以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありまして、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○成瀬權治君 砂糖消費税の一部を改正する法律案に反対いたします。

その理由は、一斤について又今度約四円上るわけですが、さうしますとそれは七円五十銭というものが、これが一斤に付く税金だと思ひます。砂糖は、これを或る特別な人がなめるとかかぬないといふのじやなくて、家庭、一軒の家で私は必需品だと思ひます。さういふものに税をかけて行つて召し上げて行くといふことは、結局大衆課税であつて、さういふものをやるという点については反対をいたします。それが一つの理由でございます。

もう一つは、内容として、延納を担保を出せば三月月間認めるといふことなんです、さういふふうな優遇を私はする必要は毛頭ない。製糖会社というのは今一番儲けておる私は会社というの中に入るものだ。それに対して三月月間百億といふふうな金を無利子で、例えは担保を出して行つておつても、貸しておくとはいふことではないことであつて、さういふものは遠慮なく私は早く政府が取上げるべきものである。まあそれについて主税局長のほうも或いは大臣のほうも十分考慮するといふことでございますから、その点は私はここで答へになつたこと、が、我々の意見を容れて或いはあなたの方のほうも検討されておるといふことです。さういふふうなことも必ずやられるものと私は期待しております。以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り

可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。
それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎 小林 政夫
中川 幸平 藤野 繁雄
白井 勇 岡崎 眞一
青柳 秀夫 安井 謙
三木與吉郎 山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に揮発油税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○成瀬彌治君 これは例えば入場税とか遊興飲食税とか、酒税もありましたけれども、こういうものを一度、簡単に言えば、入場税のごときは館を持つてゐる人が一編もらうのですね。だからそういうものを納めざるにいうことは、税金を何か取つて費消してゐるような形になるわけですが、公金費消というやうな恰好にもなると私は思ひませんけれども、それに近いやうな気がするわけですが、こういうものに對してただ延滞金を、延滞金に對して罰金、利子を課して行くというやうな恰好なんです、これは各国とも大体こんなやうなことをしてゐるものか、一応お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 各国とも同じやうな考え方をとつてゐるものと承知しております。

○菊川幸夫君 政務次官にもつとてお尋ねしたいのですが、ガソリン税相当額を例の道路にまわすという目的税的な法律案、我々これについては反對したのですが、これは本年の予算に、こ

のガソリン税は、改正による収入見込額二百三十七億六千七百円、まだこれに業者から言わせますと、ガソリン税はこれだけの税収を期待するのであれば、もつと率を下けても実収入は下らないだらうということをやかしう言つて、陳情が当委員会にあるわけですから、それとあなたのほうの今度きめました予算、あの法律に基く道路費の關係を政務次官どう考へておられますか、この点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(植木庚子郎君) お答えいたしますが、ガソリン税の今度の道路財源に使用する分の問題につきましても、国税として収納いたしました分のうちの三分の二をいわゆる國の予算に計上し、三分の二相当額を道路財源として國のほうに計上いたしまして、三分の一相当額を地方へ譲与税として譲与するやうな恰好に相成つております。

今のお話の一体本年度の税収入額を幾らぐらい見るか、いわゆる輸入の量も多いからとつて税率を低くして置いてもたくさん取れるじやないかと、いうやうな御議論も勿論拝聴しておりますが、政府の見えております本年度の輸入数量の点につきましても、おおむね從來の実績に倣しまして、而も將來の問題といたしましては、成るべく消費規正、輸入規正の見地から数量を算定して、そうしてあつた率を適用して収入額を算定しておる次第でございます。

○菊川幸夫君 それは植木次官の専門分野だと思ひますが、予算とあの法律とは……それではあなたの言われるのとちよつと違ひのじやないですか。

か。法律の精神からいつて、あれを立案した精神からいつて、三分の二で、三分の一は譲与税にするということとは法律の精神からいつて、これは一つは、譲与税にするというのには平衡交付金を減らしてその代りに譲与税、だからちよつと精神が違ひのじやないですかね。あれはあの法律のときに私も反對して、大分当委員会です……

○政府委員(植木庚子郎君) 只今の御質問は大体においてその通りであります。従ひまして政府としては別途法律案の改正をお願いして、同時に御審議をお願いしておる次第でございます。

○菊川幸夫君 それは改正案は出ていると言へば……

○小林政夫君 その法律案を今の建設委員会へかけるやうな法案になさるから通らないのですよ。なか／＼難航するので、例えば義務教育費国庫負担法の臨時特例に關する法律案でも、あれを文部委員会にかけたら通らないのです。大蔵委員会へかけさせれば通る。(笑聲)だから、(そうじやないよ)と呼ぶ者あり。法案の出し方ですよ。出し方があらかじめ大蔵委員会にかけるとやうな出し方を政府においても工夫すべきなんです。そうすると大分問題が違つて来るので、その点を注意申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
別に御発言もないやうであります、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。揮発油税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。(賛成者挙手)

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
山本 米治 木内 四郎
小林 政夫 中川 幸平
藤野 繁雄 白井 勇
岡崎 眞一 青柳 秀夫
安井 謙 三木與吉郎

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始めます。

本日はこれにて散會いたします。
午後八時十分散會

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された

一、所得税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、法人税法の一部を改正する法律案

案(予備審査のための付託は二月九日)

一、酒税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、印紙税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、揮発油税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、米國対日援助物資等處理特別會計法等を廃止する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、相続税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、骨牌税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

一、物品税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

一、国税徴収法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、関稅定率法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

表者 山本孝吉

紹介議員 小龍 彬君

この請願の趣旨は、第一八八三号と同一である。

第一九一一号 昭和二十九年三月十五日受理

ドライクリーニング用揮発油の免税に関する請願

請願者 福島市陣場町三六福島県クリーニング協同組

理事 大貫昇作

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一九〇二号と同一である。

第一九一二号 昭和二十九年三月十五日受理

ドライクリーニング用揮発油の免税に関する請願

請願者 広島市中区中町九七三広島ドライクリーニング協同組

理事 大貫昇作

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第一九〇二号と同一である。

第一九一八号 昭和二十九年三月十五日受理

揮発油軽減に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町一ノ二二三中部乗合自動車協同組合

千田憲三

紹介議員 山本 米治君 青柳秀夫君

この請願の趣旨は、第一八八三号と同一である。

第一九二二号 昭和二十九年三月十五日受理

揮発油軽減に関する請願

揮発油軽減等に関する請願

請願者 大分市大字大分二、七二五ノ一大分果物運送労働組合連合会

市川伊三郎外五名

紹介議員 一松 定吉君

政府は、昭和二十九年年度揮発油供給量を百八十二万リットルに査定しているが、揮発油税法創設以来の供給量の実績並びに徴税実績が、つねに予算税収額を上回っており、かつ現在の自動車保有台数の多い勢から見て、本査定量は過小であり、従って昭和二十九年揮発油税収予算額は税率を引き上げることなく、現行税率で賄い得るばかりでなく、貨物自動車運送事業は赤字続きで倒産の一手手前の実情にあるから、揮発油税並びに自動車税を現行通りすえ置きとせられたいとの請願。

第一九二九号 昭和二十九年三月十六日受理

ドライクリーニング用揮発油の免税に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町二ノ一〇七クリーニング商業協同組合理事長

山田利一外十二名

紹介議員 近藤 信一君 菊川 孝夫君

この請願の趣旨は、第一九〇二号と同一である。

第一九三〇号 昭和二十九年三月十六日受理

揮発油軽減に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社愛知乗合自

動車協同組合

千田憲三

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第一九〇二号と同一である。

第一九三五号 昭和二十九年三月十九日受理

揮発油軽減に関する請願

動車協同組合 千田憲三

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一八八三号と同一である。

第一九三九号 昭和二十九年三月十六日受理

揮発油軽減に関する請願

請願者 三重県津市所町一五六日本通運株式会社津支店内 長谷川準三

高木 正夫君

紹介議員 高木 正夫君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同一である。

第一九五〇号 昭和二十九年三月十七日受理

揮発油軽減に関する請願

請願者 長野市大字南長野野原町長野県貨物自動車組合内 中島蔵外十一名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同一である。

第一九五二号 昭和二十九年三月十七日受理

ドライクリーニング用揮発油の免税に関する請願

請願者 福井市松本下町福井県クリーニング連合会内

林厚

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第一九〇二号と同一である。

第一九三五号 昭和二十九年三月十九日受理

揮発油軽減に関する請願

請願者 岐阜県高山市花里町四ノ一一一飛騨運輸株式会社取締役社長 漆山 義雄

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同一である。

第五二二号 昭和二十九年三月十二日受理

富士山頂上げに関する陳情

陳情者 静岡県議会議員 吉野倫将

富士山本宮浅間神社境内地（八合目以上）の帰属については、昭和二十二年法律第五十三号の趣旨によつて無償で浅間神社に譲与するのが至当である旨を再参政府に對し要請している。社寺境内地処分中央審査委員会においても再度現地調査の結果、他の神社の場合と同様この土地を浅間神社に譲与すべきである旨を大蔵大臣に答申している。しかるに一部において、富士山は日本の代表的名山であるという理由だけで、一神社に所有させることは公益上不都合であり国民感情が承知しないとしてこの譲与に反対しているが、わが国の代表的文化財である国宝名勝等のほとんど總てが社寺有か民有である実状であつて、富士山だけを例外とするのでは了解できない。すでに富士山は、富士箱根国立公園の一区域として国立公園法の適用を受けている上に、名勝として文化財保護法による法律的限制も受けているので、譲与が実現しても公益を害するような境内地管理等の虞はないから、国審査委員会の答申通りすみやかに富士山八合目以上の土地を浅間神社に無償譲与せられたいとの陳情。

第五二七号 昭和二十九年三月十二日受理

農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情

陳情者 宮崎県議会議員 日高弥一

農林漁業金融公庫法は、農林漁業者に對し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融資しているもので、広汎多岐にわたる事業体の貸付金としては真に政府の意図する目的を達成せしめることは困難であるから、農林漁業金融公庫政府出資金のわくを拡大せられると共に年八分ないし四分五厘の利子を政府において補給せられたいとの陳情。

第五三一号 昭和二十九年三月十二日受理

災害復旧事業費のつなぎ融資償還延期等に関する陳情

陳情者 宮崎県議会議員 日高弥一

本年度災害復旧費に對する国庫補助金は、応急復旧費に速く及ばないもので、必要とする各種応急事業の適期完成に支障をきたしている実情であるから、これが事業を促進するため、現在のつなぎ融資の償還延期または追加および政府資金以外の借入金に對する利子補給について特段の措置を講じられたいとの陳情。

第五三九号 昭和二十九年三月十六日受理

揮発油軽減に関する陳情

陳情者 東京都中央区銀座一ノ二 小野哲

揮発油税は。現行一キロリットル当り一万一千円であるが、政府はこれを一万三千円に引き上げようとしていることは、あらゆる産業経済活動の能率を低下させ、ひいては国民生活を窮乏に陥れることになるから、本税を現行通り一万一千円にすえ置かれないとの陳情。

昭和二十九年四月十七日印刷

昭和二十九年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局